

令和6年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月  
文化学園大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	51
基準 5. 経営・管理と財務	60
基準 6. 内部質保証	69
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	77
基準 A. 学外連携教育	77
V. 特記事項	81
VI. 法令等の遵守状況一覧	82
VII. エビデンス集一覧	93
エビデンス集（データ編）一覧	93
エビデンス集（資料編）一覧	93

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

文化学園大学（以下「本学」。平成 23(2011)年度より文化女子大学から大学名変更、平成 24(2012)年度より各学部とも共学化）は、「新しい美と文化の創造」を建学の精神としている。この建学の精神は、設立母体である学校法人文化学園（以下「本法人」）が昭和 15(1940)年に定めた「鬘訓」のうち、「創造進新」（常に新しい分野を開拓し、そして常に進歩的であれ）に由来し、「新しい美と文化の創造」と表現したものである。

本学は、昭和 39(1964)年の創立時に「家政学部服装学科」を創設し、使命と目的を「我が国の服装文化の普及と発展に中心的な役割を果たし、我が国のファッション産業界に有益な人材を送り出すことを使命とし、そのための専門教育と研究を行うこと」とした。

その後、平成 12(2000)年度に、服装学部、造形学部へと改組した。また、昭和 47(1972)年度に大学院家政学研究科（現在の生活環境学研究科）を設置した。平成 3(1991)年度には、小平キャンパス（東京都小平市）に文学部（現在の国際文化学部）を、平成 10(1998)年度には大学院国際文化研究科を設置したが、各学部、各研究科の有機的連携を図るため、平成 27(2015)年度から新都心キャンパス（渋谷区代々木）に統合した。現在、本学は学則に「新しい美と文化の創造」を建学の精神とし、学校教育法の定めるところにより、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究するとともに、社会に貢献し得る知的・道徳的及び応用的能力を持った有能な人材を育成することを目的とする」と定めている。そして、教育研究の基本柱として「グローバル化、イノベーション、クリエイション」を掲げ、各学部及び各研究科の人材養成における個性と特色を具体的に規定している。

服装学部（ファッションクリエイション学科、ファッション社会学科）は「服装学全般にわたる総合的かつ体系的な理論と高度な技術の教育と研究を推進するとともに、広く社会や産業界に有為な人材育成」を目的とし、造形学部（デザイン・造形学科、建築・インテリア学科）は「生活に関わるデザインや住環境の観点から『造形』をとらえ、生活の質の向上に貢献できる人材育成」を目的とし、国際文化学部（国際文化・観光学科、国際ファッション文化学科）は「人間や文化を多様な観点からとらえる教育研究を通じて、国際社会の中で活躍できる人材育成」を目的としている。

また、大学院は「各学部の教育を基礎に、被服学・生活環境学・国際文化に関するより高度な学術の理論を教授研究するとともに、これを応用・展開する能力を涵養し、文化の進展に寄与することのできる人材育成」を学則の冒頭に掲げている。そのうえで、生活環境学研究科（被服環境学専攻、被服学専攻、生活環境学専攻）は「人間を取り巻く生活環境を体系的かつ総合的にとらえ、より高度な学術研究を通じて、各領域における課題探求能力に優れ、社会で指導的役割を果たすことのできる創造性豊かな人材育成」を目的とし、さらに国際文化研究科（国際文化専攻）は「現代社会を多様な観点からとらえ、より高度な学術研究を通じて、当該分野に関する課題探究能力に優れ、国際社会で指導的役割を果たすことのできる創造性豊かな人材育成」を目的としている。

本学は設置法人が令和 5(2023)年に創立 100 周年を迎えたことを機に、従来から教育研究の 3 つの柱であった「グローバル化、イノベーション、クリエイション」に、さらに「サステナビリティ（持続可能性）、ダイバーシティ（多様化）」の 2 つを加え地球環境を意識した教育、学生の多様性を尊重しそれぞれの学びの意欲に応える教育を推進している。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

昭和 39 年	文化女子大学創立 家政学部服装学科を設置
昭和 41 年	家政学部生活造形学科を設置
昭和 47 年	大学院家政学研究科被服学専攻（修士課程）を設置
昭和 54 年	文化学園服飾博物館開館
昭和 61 年	ファッション情報科学研究所を設置
平成 元年	大学院家政学研究科被服環境学専攻（博士後期課程）を設置
平成 3 年	文学部国際文化学科・英語英文学科を設置
平成 6 年	文化学園テキスタイル資料館を開設
平成 10 年	高層新校舎完成 大学院家政学研究科生活環境学専攻を設置 大学院国際文化研究科国際文化専攻を設置
平成 11 年	文化・服装学総合研究所（旧：ファッション情報科学研究所）を開設 文化学園ファッションリソースセンター（テキスタイル資料室〔旧：テキスタイル資料館〕・コスチューム資料室・映像資料室）を開設
平成 12 年	家政学部を服装学部と造形学部へ改組し、服装学部服装造形学科・服装社会学科、造形学部生活造形学科・住環境学科を設置 文学部健康心理学科を設置
平成 14 年	文化学園国際交流センターを設置
平成 15 年	大学院家政学研究科を生活環境学研究科に名称変更 文化・衣環境学研究所、文化・住環境学研究所を開設
平成 16 年	文学部を現代文化学部へ名称変更 現代文化学部国際ファッション文化学科を設置
平成 17 年	文化学園知財センターを設置
平成 20 年	現代文化学部英語英文学科 廃止 文化ファッション研究機構（旧：文化・服装学総合研究所）を設置 文化女子大学留学生別科を設置
平成 21 年	現代文化学部健康心理学科募集停止
平成 22 年	現代文化学部応用健康心理学科を設置 造形学部住環境学科を建築・インテリア学科へ名称変更
平成 23 年	大学名を文化学園大学へ変更 文化学園国際ファッション産学推進機構を設置
平成 24 年	全学的に男女共学化 現代文化学部国際文化学科を国際文化・観光学科へ名称変更
平成 26 年	造形学部生活造形学科をデザイン・造形学科へ名称変更
平成 27 年	大学院国際文化研究科と現代文化学部を小平キャンパス（東京都小平市）から 新都心キャンパス（東京都渋谷区代々木）に移転
平成 28 年	服装学部服装造形学科をファッションクリエイション学科へ、 服装社会学科をファッション社会学科へ名称変更
平成 30 年	現代文化学部応用健康心理学科募集停止
令和 2 年	現代文化学部を国際文化学部へ名称変更 文化学園大学留学生別科 廃止
令和 6 年	*現代文化学部応用健康心理学科 廃止

\*令和 5 年度に卒業した学生は「現代文化学部」として入学したため、旧学部名で記載した。

文化学園大学

2. 本学の現況（令和6(2024)年5月1日現在）

- ・大学名 文化学園大学、文化学園大学大学院
- ・所在地 東京都渋谷区代々木3-22-1
- ・学部構成

	学部・研究科	学 科 ・ 専 攻
大学	服 装 学 部	ファッションクリエイション学科
		ファッション社会学科
	造 形 学 部	デザイン・造形学科
		建築・インテリア学科
	国 際 文 化 学 部	国際文化・観光学科
		国際ファッション文化学科
大学院	生活環境学研究科	被服環境学専攻
		被 服 学 専 攻
		生 活 環 境 学 専 攻
	国際文化研究科	国 際 文 化 専 攻

- ・ 学生数、教員数、職員数  
(学生数)

学部	学科	入学定員	編入学定員 (3年次編入)	在籍学生数				在籍学生 総数	収容 定員
				1年次	2年次	3年次	4年次		
服装学部	ファッションクリエイション学科	260	20	297	267	240	261	1065	1120
	ファッション社会学科	140	10	122	119	100	129	470	580
	小 計	400	30	419	386	340	390	1535	1700
造形学部	デザイン・造形学科	125	—	153	148	115	131	547	495
	建築・インテリア学科	125	—	118	125	111	123	477	495
	小 計	250	—	271	273	226	254	1024	990
国際文化学部 ※1	国際文化・観光学科 ※2	60	—	48	56	34	51	189	230
	国際ファッション文化学科	140	—	119	127	125	123	494	540
	小 計	200	—	167	183	159	174	683	770
合 計		850	30	857	842	725	818	3242	3460

※1 令和2年度入学生より現代文化学部から国際文化学部に変更

※2 現代文化学部国際文化・観光学科の留年生1人4年次に含む

大学院	専 攻	入学定員		在籍学生数			在籍学生 総数	収容定員	
		修士課程	博士課程	1年次	2年次	3年次		修士課程	博士課程
生活環境学 研究科	被服環境学専攻	—	2	2	2	1	5	—	6
	被 服 学 専 攻	20	—	13	17	—	30	40	—
	生 活 環 境 学 専 攻	6	—	15	8	—	23	12	—
	小 計	26	2	30	27	1	58	52	6
国際文化 研究科	国 際 文 化 専 攻	6	—	0	3	—	3	12	—
	小 計	6	—	0	3	—	3	12	—
合 計		32	2	30	30	1	61	64	6

文化学園大学

(教員数)

学部	学科	教授	准教授	助教	助手	計	兼任
服装学部	ファッションクリエイション学科	※ 16	22	20	10	68	97
	ファッション社会学科	10	9	6	0	25	
	小計	26	31	26	10	93	
造形学部	デザイン・造形学科	12	11	6	1	30	98
	建築・インテリア学科	7	6	1	0	14	
	小計	19	17	7	1	44	
国際文化学部	国際文化・観光学科	6	2	2	0	10	69
	国際ファッション文化学科	5	6	8	2	21	
	小計	11	8	10	2	31	
合計		56	56	43	13	168	264

※ 学長含む

(職員数)

学部	事務局	図書館	博物館	附属機関※	法人本部	合計
服装学部	17	4	2	8	10	41
造形学部	10	3	1	5	6	25
国際文化学部	7	2	1	4	4	18
合計	34	9	4	17	20	84

※ 附属機関：学園就職支援室、学生生活支援室、文化学園ファッションリソースセンター、文化学園国際交流センター、文化ファッション研究機構

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

文化学園大学（以下「本学」）は「新しい美と文化の創造」を建学の精神として掲げ【資料 1-1-1】、家政学部服装学科の創設を起点として、今日まで歴史を綴ってきた。

大学の使命・目的は、文化学園大学学則第 1 条（目的）において、「新しい美と文化の創造」を建学の精神とし、学校教育法の定めるところにより、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究するとともに、社会に貢献し得る知的・道徳的及び応用的能力を持った有能な人材を育成することを目的とする」と明示している。また、大学院の使命・目的は、文化学園大学大学院学則第 1 条（目的）において、「新しい美と文化の創造」を建学の精神とし、文化学園大学の各学部の教育を基礎に、被服学・生活環境学・国際文化に関するより高度な学術の理論を教授研究するとともに、これを応用・展開する能力を涵養し、文化の進展に寄与することのできる人材を育成することを目的とする」と明示している。

このような使命・目的を踏まえて、各学部学科と大学院研究科各専攻の教育目的（人材養成目的）を、大学は文化学園大学学則第 5 条（学部・学科の人材養成目的）に、大学院は文化学園大学大学院学則第 5 条（研究科・専攻の人材養成目的）に、以下のように明文化している。

服装学部ファッションクリエイション学科は本学学則第 5 条第 1 項第 1 号に「服装学の基礎技術教育と造形・デザイン等の各分野の専門教育を通じて、広く社会やアパレルを中心とするファッション産業界において指導的役割を果たす専門的知識と技術を備えた人材を育成する」こと、ファッション社会学科は同第 2 号に「服装を総合的にとらえるために人文学、社会科学等の幅広い分野の教育研究を通じて、課題探求能力及び創造性に富む人材を育成する」ことを目的としている。

造形学部デザイン・造形学科は同第 2 項第 1 号に「デザインや造形に関わる感性豊かな教育研究を通じて、専門家並びに社会人として生活の質の向上に貢献できる人材を育成する」こと、建築・インテリア学科は同第 2 号に「建築やインテリアに関わる快適で豊かな環境づくりへの教育研究を通じて、専門家並びに社会人として生活の質の向上に貢献できる人材を育成する」ことを目的としている。

国際文化学部国際文化・観光学科は同第 3 項第 1 号に「異文化理解や観光に関する教育研究を通じて、実践的な語学力やコミュニケーション力を身につけ、国際社会やホスピタリ



ティ産業で活躍できる人材を育成する」こと、国際ファッション文化学科は同第2号に「ファッションに関する専門的知識と技術の教育研究を通じて、実践的な語学力を身につけ、国際舞台で活躍できる人材を育成する」ことを目的としている。

大学院生活環境学研究科被服環境学専攻は、大学院学則第5条第1項第1号に「服装を人間に最も近い生理的・物理的・社会的・文化的環境としてとらえ、基盤となる諸領域の基礎理論を確実に理解し課題解決に向けた発展的研究能力を涵養するとともに、被服環境全体を俯瞰する幅広い総合力と国際的コミュニケーション能力を有する指導的人材の育成」を目的としている。被服学専攻は同第2号に「服装学部の教育研究を基礎に、より専門的かつ高度な知識・技術を習得し、研究方法を体得することを通じて、服装の教育研究分野における研究者、並びに、アパレル産業分野で活躍する高度な専門的知識を持った人材の育成」を目的とし、生活環境学専攻では同第3号に「造形学部の教育研究の基礎の上に、より専門的かつ高度な知識・技術を習得させ、研究方法を体得させることを通じて、建築・住居・インテリア・生活造形等の生活環境に関する研究者及び創造的かつ高度な専門的知識を持った人材の育成」を目的としている。

大学院国際文化研究科国際文化専攻は同第2項第1号に「国際文化学部の教育・研究の基礎の上に、より専門的かつ高度な知識・技術を習得し、研究方法を体得することを通じて、国際文化学・健康心理学に関する研究者及び創造的かつ高度な専門的知識を持つ真の国際人の育成」を目的としている。

以上、学則に掲げたこれらの文章表現は受験生やその保護者、高校教員、社会や産業界の人々に対する各種パンフレット、本学ホームページ（以下「HP」）【資料1-1-2】等による広報においては、それぞれに若干異なる場合もある。しかし、これらの文章表現はいずれも建学の精神を踏まえ、各学部学科、大学院各専攻の使命・目的及び教育目的の意をさらに具体的に明確に示すものとなっている。

### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」及び「基準1. 1-1-①」で述べた通り、学部・学科、研究科・専攻ごとに「学則」や本学HP、入学案内及び「文化学園大学ガバナンス・コード」【資料1-1-3】に簡潔な文章で明確に文章化されている。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、建学の精神である「新しい美と文化の創造」が示す基本的教育研究の方針にある。また、学則に規定する各学部学科、大学院研究科各専攻の人材養成目的は、基準1.1-1-①で示したように、「ファッション産業界において指導的役割を果たす」「生活の質の向上に貢献できる」「国際社会やホスピタリティ産業で活躍できる」ことなども本学の個性・特色を明示している。建学の精神は創立以来不変のものであり、また、学則にある人材養成目的は時代の変化に応じて見直しがされてきた。これらを本学の基盤的な個性・特色としつつ、大学の中期計画は、その時々々の社会情勢に対応し策定・明示している。

また、本学を含む学校法人文化学園（以下「本法人」）全体の今後の方向性としては「グローバル化、イノベーション、クリエイション」の3つの柱に「サステナビリティ

ィ、ダイバーシティ」の2つを加えた「文化学園大学 中期計画(2023年度～2027年度)」【資料 1-1-4】を令和 5(2023)年度に策定し、個性・特色として明確化している。

#### 1-1-④ 変化への対応

##### 1) 大学における対応

大学の使命・目的のもとに行う教育活動は、社会情勢に合わせるため、「全学ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」）委員会」【資料 1-1-5】及び「全学自己点検・評価委員会」【資料 1-1-6】を組織している。全学 FD 委員会は毎年春秋の2回「全学 FD・SD 研修会」（研修会に関する詳細は基準 2.2-2-①、1）に記載）の開催及び「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」（詳細は基準 2.2-6-①に記載）の調査を実施し、その結果を教員にフィードバックする活動を行っている。全学 FD・SD 研修会では大学を取り巻く環境の変化及び学生アンケートから見えてくる社会情勢の変化を捉えたテーマを取り上げて、教職員で構成されるグループ単位での議論を行い、その内容を『分科会報告書』として教職員に配布し、情報を共有している。また、毎年各部署が活動状況を自己点検・評価し、それを全学自己点検・評価委員会がとりまとめ、『自己点検・評価報告書』【資料 1-1-7】として公表している。

##### 2) 大学院における対応

大学院においては研究科委員会のもとに、大学院担当教員による「FD ワーキンググループ」を組織し、令和 5(2023)年度は「文化学園大学大学院 大学院セミナーアンケート」【資料 1-1-8】を行い、カリキュラム、研究環境等に関する学生からの回答をまとめ、研究科委員会で報告し、大学院としての使命・目的及び教育目的の点検や、変化への対応策を検討している。

これらは、大学の使命・目的及び教育目的を社会情勢に合わせ、積極的に見直すための原動力となっており、「全学 FD 委員会」「全学自己点検・評価委員会」がまとめる情報は、全学的な観点から「将来構想委員会」【資料 1-1-9】及び「大学運営会議」【資料 1-1-10】において、使命・目的及び教育目的の適切性や整合性を検討する基礎資料となり、その結果が最終的に教授会へ提案・審議されることで、変化に対応している。

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的の根幹となる建学の精神は今後とも不変であるが、大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻の教育目的・人材養成目的は、今後も学内諸機関や将来構想委員会で不断に検証し、社会や学生のニーズの変化への対応を図る。

また、本学の個性・特色の明示は、学生募集のためにも重要であり、『入学案内』、「本学 HP」は、本学の個性・特色をより明確に打ち出したものにすべく、今後も工夫を重ねる。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

##### 1-2-② 学内外への周知

##### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

##### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

##### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は、教職員の参画及び理事役員の理解を得て策定されている。

##### 1) 大学における理解と支持

使命・目的及び教育目的は、現状分析と必要な変更点について、まず「学部長会」（詳細は基準 6.6-1-①、2)に記載）で協議され、次に教員及び職員で構成される教務委員会等の各委員会で検討され、「大学運営会議」「将来構想委員会」を経て教授会で審議の上、決定される。従って、教職員の理解は日頃からなされており、当然、支持される結論が導き出されている。これらの経過は、本法人の役員・各部局長からなる「学園運営会議」

【資料 1-2-1】に報告され、他部署の理解と支持も得ている【資料 1-2-2】。

##### 2) 大学院における理解と支持

大学院での理解と支持の場は、生活環境学研究科と国際文化研究科の担当教員が合同で構成する「研究科委員会」【資料 1-2-3】であり、その会議において、運営内容の審議と担当教員への理解と協力を得ている。この「研究科委員会」のメンバーには 2 人の理事（学長、生活環境学研究科長）が加わっているので、大学院の活動も大学の理事会へと直接伝わることにより、理解と協力を得ている。

#### 1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的の学内外への周知対象については、受験生・保護者及び社会一般、新入生をはじめとする在學生、卒業生や産業界の 3 段階に分けられる。

まず、受験生・保護者及び社会一般に対しては『入学案内』や「本学 HP」に「建学の精神」や「教育のポリシー（三つのポリシー）」【資料 1-2-4】を掲載している。

新入生へは、入学式とそれに続く新入生オリエンテーションによる各種ガイダンス【資料 1-2-5】、その際に使用する『学生手帳』【資料 1-2-6】『Student's Manual 履修要項』等の印刷物、「キャンパスライフガイド」【資料 1-2-7】等を通じて、「建学の精神」や本学学則に記載している「目的」や各学部学科の「人材養成目的」を解説している。

在學生には新年度のオリエンテーションを通じて再確認させるとともに、コース制をとっている学科（造形学部デザイン・造形学科、造形学部建築・インテリア学科、国際文化学部国際ファッション文化学科）では、コース選択のためのガイダンスにおいて学科・コースの使命・目的を確認させることに努めている。

大学院の使命・目的は、「本学 HP」、『文化学園大学大学院パンフレット』【資料 1-2-8】で公開し、学内及び一般に周知している。特に新入生には、入学式とそれに続くオリエンテーションによるガイダンス、その際に使用する『Student's Manual 履修要項』等を通じて解説している。また、在學生にも新年度のオリエンテーションにて再確認させて

いる。

卒業生、産業界へは「本学 HP」『入学案内』『求人のための案内』（産業界向け）【資料 1-2-9】等で周知を図るとともに、卒業生へは「ホームカミングデー」（卒業生を招いて本学で行う同窓会）【資料 1-2-10】、企業訪問等を通じて周知に努めている。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、文化学園創立 100 周年に向けて、本学の使命・目的及び教育目的を明示した 5 カ年の中期計画及び年次計画を策定し、平成 30(2018)年 4 月に学内外に周知した。年次計画については、「将来構想委員会」において、毎年、前年度の達成状況を点検・評価してきた。

これらの点検・評価を踏まえて、次期 5 カ年の中期計画案を「学部長会」【資料 1-2-11】において策定し、「将来構想委員会」の審議・承認を経て、令和 5(2023)年 4 月に「文化学園大学 中期計画(2023 年度～2027 年度)」を「学校法人文化学園 第二期中期計画(2023-2027)」の中で、学内外に学園 HP で公開した【資料 1-2-12】。この中期計画は、従来の「グローバル化、イノベーション、クリエイション」の 3 つの柱に「サステナビリティ、ダイバーシティ」の 2 つの視点を加えたものになっている。なお、令和 5(2023)年度以降も、前年度の達成状況を点検・評価する。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

「三つのポリシー」（本学では「教育のポリシー」として HP で公開）は、毎年、大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻で見直しが行われ、「大学運営会議」の審議・承認を経て、学内外に公表している。「教育のポリシー」には、本学の使命・目的を反映させて、中期計画との整合性、時代の変化に対応した各学部学科の人材養成目的という観点から、学部長会を中心として、各学部学科・各研究科で検討を行い、「大学運営会議」での最終的な確認を経て、全教職員に周知している。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### 1) 学部・学科の構成

本学は建学の精神である「新しい美と文化の創造」のもとに教育組織を構成している。

服装学の教育研究は社会、産業、文化との関連でなされるべきとの考えから、服装学部は、ファッションクリエイション学科とファッション社会学科の構成としている。

「新しい美と文化の創造」は、デザインや造形、建築やインテリアの分野にも広がりを持つべきとの考えから、造形学部はデザイン・造形学科と建築・インテリア学科で構成している。

社会のグローバル化に伴い、文化交流と国際理解が必要との考えから、国際文化学部は国際文化・観光学科と国際ファッション文化学科の構成としている。

大学院については、「新しい美と文化の創造」の教育研究を深化するため、人間を取り巻く生活環境を体系的かつ総合的にとらえる生活環境学研究科と、人の幸せや健康、次世代の文化の創造に貢献することを目指す国際文化研究科を組織し、それぞれ、より高度な学術研究を通じて、専門領域における真理探求能力を高める教育を行っている。ま

た、生活環境学研究科の服装・被服に関する分野は博士前期課程の被服学専攻及び博士後期課程の被服環境学専攻の課程を設けて、博士号取得者を輩出している。

以上のように、本学の各学部学科・研究科の構成は、本学の建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を達するように組織されており、両者は整合性を有している。

## 2) 研究室の構成

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するための研究室編成【資料 1-2-13】としている。研究室は教員の専門を基に 29 室（うち 3 室は分室）に分かれており、学部学科の専門性に対応する編成としているが、教養科目を担当する研究室も 6 室有している。

なお、基準 2.2-2-②、5)に記載した通り、本学の研究室体制は個室ではなく共同研究室体制となっている。

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学園創立 100 周年（令和 5(2023)年）以降の大学の教育体制の在り方について検討するために、平成 30(2018)～令和 4(2022)年度にかけて、学長の諮問委員会として教職協働による全学的な「若手教職員を交えた将来構想委員会」を設置した。この委員会による答申書は「将来構想委員会」で報告され、時代の変化に対応した本学の人材養成目的及び学部学科編成を、今後見直す際の契機となっている【資料 1-2-14】。その後、この答申書を参考にして、学部長会において全学的に「副専攻プログラム」（主専攻の学びに加えて、所属学科以外の科目を体系的に学ぶことができる、学生の希望により選択できる履修プログラム）を導入することとした。同プログラムは、本学が新たな使命・目的及び教育目標として掲げた「ダイバーシティ」に対応するものとなっている。また、同プログラムは、令和 7(2025)年度入学生が 2 年生となる令和 8(2026)年度から導入される予定であり、学生の主体的な学びを前提にして設置するものであるため、令和 6(2024)年度は、実際の学生の履修状況等を検証しながら開設科目及び履修システムの検討を行う【資料 1-2-15】。

### 【基準 1 の自己評価】

本学は大学・大学院ともに使命・目的及び教育目的を学則に定め、その目的達成に整合した組織及び教育課程を構成している。さらに、「全学自己点検・評価委員会」及び「全学 FD 委員会」等において毎年自己点検・評価を実施し、社会の変化及び要請に応えるよう努めている。また、中期計画策定において使命・目的及び教育目的を見直しと検討を行うなど、各部門、部局において PDCA サイクルを循環させている。

使命・目的及び教育目的の学内外への周知は、中期計画の他、「教育のポリシー」として具体的に示し、受験生、一般、教職員に対して、それぞれ適切な方法によって行っている。

こうした使命・目的及び教育目的の策定と点検・見直しの活動は、教職員及び役員の理解を得て進めており、共通認識の形成ができています。

以上のことから、「基準 1. 使命・目的等」の基準を満たしている。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

文化学園大学（以下「本学」）のアドミッション・ポリシー【資料 2-1-1】には、建学の精神「新しい美と文化の創造」に基づくそれぞれの教育方針に応じたポリシーを、各学部学科別並びに大学院各研究科の専攻別に明確に定めている。アドミッション・ポリシーは、「学部長会」【資料 2-1-2】を中心として、各学部学科、研究科で検討を行い、「大学運営会議」【資料 2-1-3】の承認を経て、全教職員に周知している。

また、本学ホームページ（以下「HP」）及び各入学試験要項等に明示するとともに、オープンキャンパスや「高校生のためのサマーオープンカレッジ（授業体験）」、入学希望者への個別相談、進学相談会等のさまざまな機会を活用し周知を図っている【資料 2-1-4】。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は、入学者の大半を占める高校普通科では学ぶ機会の少ない、専門分野の教育を行っていることから、各学部学科のアドミッション・ポリシーは、基本的な学力の他、各学部学科の教育内容への興味・関心及び学ぶ意欲を重視したものとしている。

学力の 3 要素を多面的・総合的に評価する選抜を行うべく、入試種別によって「志望理由書・活動報告書」の提出を義務付け、アドミッション・ポリシーの理解度や適応力について把握することに努めている。

本学の入学者選抜は、「文化学園大学入学者選考規程」【資料 2-1-5】に基づいて設置された入学者選考判定委員会及び入学者選抜委員会【資料 2-1-6】が、文部科学省の「大学入学者選抜実施要領」を踏まえて実施している。現行の入学試験種別は表 2-1-1 の通りである。入学者の選抜方法を多様化することにより入試の選択肢を増やし、さまざまな個性・経験・技能を持った多様な学生を幅広く受け入れることに努めている。また、一部の選抜方法では、該当入試の趣旨に照らし合わせ、特に優秀で、他の学生の模範となる者を特待生とする制度を導入している。

入試問題については、学長の任命により本学教員の中から入学者選考出題専門委員を入試科目に対して 3 人以上選出し、全学部学科共通の試験問題を作成している。ただし、専門教員の少ない一部の科目については、秘匿性を確保したうえで附属高校教員の助力を得ている。

表 2-1-1 入学試験種別及び選抜方法

入試種別	実施時期	選抜方法
AO入試 〔総合型選抜〕	1期(10月) 2期(11月)	全学部学科で実施。 学科の課題によるプレゼンテーションまたは小論文(学科により異なる)・グループ 討論及び面接により、学科が求める基礎的な能力や創造力・感性等の資質、勉学 への意欲等を評価。
推薦入試 〔学校推薦型選抜〕	1期(11月) 2期(12月)	一般公募推薦・指定校推薦・附属高校推薦がある。 高校の学業成績について一定の基準を設ける等、高校での学習成果と生活態度 等を重視し、志望理由書や調査書を通して、アドミッション・ポリシーの理解度や 適合性を確認し選抜。 一般公募推薦については、学科教員による面接試験も行っている。 2期については令和5(2023)年度入試より導入。
一般入試 〔一般選抜〕	A日程(2月) B日程(3月)	基礎的な学力の有無の判定を基本としている。 学力試験の結果を重視し、志望理由書や調査書を通して、アドミッション・ポリ シーの理解度や適合性の確認を行い、総合的に判定し選抜。
共通テスト利用入試 〔一般選抜〕	1期(2月) 2期(3月)	大学入学共通テストの成績結果を重視し、志望理由書や調査書を通して、アド ミッション・ポリシーの理解度や適合性の確認を行い、総合的に判定し選抜。
留学生入試	1期(11月) 2期(2月)	「日本語試験」「日本語による小論文」「日本語による面接」により、日本語能力と アドミッション・ポリシーの理解度や適合性を確認し選抜。
学部編入学入試	9月	既修の学科と同一または同系列の学科への編入学を志望する者を対象。 服装学部と造形学部では、専門科目・外国語・小論文・面接により、国際文化学 部では、小論文または外国語及び面接により選抜。
大学院入試	被服学専攻 生活環境学専攻 1期(9月) 2期(2月)  被服環境学専攻 (博士後期課程) 2月	志願者は、出願前に志望分野の教員との事前相談を行うことが必須。 希望する研究内容について直接相談することができるので、入学後の研究内容 が明確化し、ミスマッチ入学を回避することも可能。また、アドミッション・ポリシー への理解度や適合性についても確認をしている。 自身の目的をもって研究に努力し、意欲のある志願者を以下の方法により選抜。 被服学専攻(博士前期課程)：専門科目・小論文・外国語・面接 生活環境学専攻(修士課程)：専門科目・小論文・外国語・面接 被服環境学専攻(博士後期課程)：論述・語学・面接

AO入試〔総合型選抜〕、大学編入学入試、留学生入試、大学院入試の専門科目・小論文については、各学部学科の学部長及び主任教授、大学院担当教授が、語学試験については専門教員が試験問題を作成している。

可否については、入試種別により課している学力試験、プレゼンテーション、小論文、面接、志望理由書等の採点結果をもとに、入学者選考判定委員会が審議・判定している。

合格発表の日程が早いAO入試〔総合型選抜〕と推薦入試〔学校推薦型選抜〕の入学予定者を対象に、入学までの学修意欲の継続、向上を図るため「入学事前教育プログラム」を課している。令和5(2023)年度は当該入試で入学した学生のうち99%が受講し、その結果、「とてもわかりやすい講座だった」、「学修意欲の継続・向上につながった」等の意見が多かった【資料2-1-7】。

また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の検証については、入学後に学生支援委員会が実施している「学生生活調査」の中で、「入学した学部学科についての満足度」について質問し、令和5(2023)年度の調査における大学全体の集計では、「非常に満足(43.4%)・少し満足(37.2%)」であり肯定的な回答が計80.6%であった【資料2-1-8】。

## 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 2(2020)年度からの大学の入学定員に対する入学者数の比率は、令和 2(2020)年度 103%→令和 3(2021)年度 100%→令和 4(2022)年度 92%→令和 5(2023)年度 98%→令和 6(2024)年度 99%であった。令和 4(2022)年度以降は入学定員を充足していないが、これは新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」あるいは「コロナ禍」）の影響により、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度の 2 年間は、オープンキャンパス等の募集行事が中止やオンライン配信となったこと、教育成果を公表する行事（文化祭・ファッションショー・卒業研究展・卒業イベント等）が全て Web 上での公表となり、本学の教育の特色や教育環境を十分に伝えられなかったことが大きな要因と考える。令和 4(2022)年度からは対面開催に戻し、学生の実物作品や舞台等を観て、体感し、学生や教職員と対話することを通じて、入学後の姿を想像してもらう機会を得たことで、徐々に入学者数は戻りつつある。【大学・大学院とも、入学定員、収容定員充足率等については、データ編 共通基礎 認証評価共通基礎データ様式 2 の通り】

### 1) 服装学部

ファッションクリエイション学科とファッション社会学科の 2 学科で構成している。

ファッションクリエイション学科は、令和 3(2021)年度に入学定員充足率が 91%となり入学定員充足に至らず、また、家庭科系高校の減少、18 歳人口の減少等による今後の状況も考慮し、令和 4(2022)年度に 300 人から 260 人への入学定員の見直しを行った。

その結果、定員充足となり、適正数であったことを確認した。

ファッション社会学科は、令和 2(2020)年度以降、定員を充足しておらず、大きな改善は実現できていない状況である。令和 5(2023)年度入試から AO1 期入試（個人プレゼンテーション）と 2 期入試（グループ討論）に、それぞれ異なる試験方法を導入し、評価項目及び評価指標を明確にすることで、学科の特徴と質を維持しつつ、徐々にではあるが定員充足率は上がっている。充足率は令和 5(2023)年度は 85%、令和 6(2024)年度は 87%となっている。

服装学部の令和 6(2024)年度の入学定員充足率は 103%であった。

### 2) 造形学部

デザイン・造形学科と建築・インテリア学科の 2 学科で構成している。

令和 4(2022)年度にファッションクリエイション学科の定員変更により、各学科 5 人、計 10 人を造形学部に移行した。学科ごとに単年度で見ると入学定員を下回る年度もあるが、造形学部全体としては、過去 5 年間の入学定員は充足している。

造形学部の令和 6(2024)年度の入学定員充足率は 107%であった。

### 3) 国際文化学部

国際文化・観光学科と国際ファッション文化学科の 2 学科で構成している。

令和 2(2020)年度に現代文化学部から国際文化学部に変更したことも影響し、令和 2(2020)～令和 3(2021)年度の 2 年間は、118%、109%と入学定員を充足していた。

令和 4(2022)年度にファッションクリエイション学科の定員変更により、国際文化・観光学科に 10 人、国際ファッション文化学科に 20 人の定員を移行したが、新型コロナの影響で、学部の特色である海外留学や海外でのファッションショー等が中止になったことも要因となり、令和 4(2022)年度以降は入学定員を充足しておらず、令和 6(2024)年



度の入学定員充足率は 82%であった。

学生募集対策の一環として、令和 6(2024)年度より、語学留学プログラムをカナダのバンクーバーで実施、また、国際ファッション文化学科の「国際交流イベント」(3 年次 2 単位 選択)をイギリスの提携校であるマンチェスター・メトロポリタン大学で行う(ファッションショーと研修) 予定である。

他に、学生募集に直結するオープンキャンパスや高校生のためのサマーオープンカレッジ、文化祭等の内容の見直しも行うこととしている。

#### 4) 大学院

博士前期課程被服学専攻と修士課程国際文化専攻は、令和 2(2020)～令和 6(2024)年度まで入学定員を充足していない。修士課程生活環境学専攻は令和 3(2021)年度より志願者が増加し、令和 6(2024)年度は入学定員の充足率が 250%と突出しているが、論文指導教員 10 人に対して 15 人の入学者であることから、指導に支障をきたしてはいない。

博士後期課程は、志願者がいない年度もあるが、令和 5(2023)年度と令和 6(2024)年度は、入学者数各 2 人で入学定員充足率は 100%となっている。博士前期課程被服学専攻グローバルファッション専修(英語プログラム)については、欧米他さまざまな国からの志願者を集めている(V.特記事項 2. に詳細記載)。

#### (3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

入学者の選抜方法については、高校生の進路選択の変化や高校の現場の実情、社会情勢を十分に把握しながら改善を行う。時代の要請を踏まえてアドミッション・ポリシーを定期的に検証し、また、アドミッション・ポリシーに沿った面接、プレゼンテーション、書類審査等の方法を見直しながら、より適切に行われるよう努める。

入学者数の確保については、入試対策委員会【資料 2-1-9】と学生部入試広報課を中心に、オープンキャンパスや授業公開、高校生のためのサマーオープンカレッジ、高校で行う進学相談会等、高校生や保護者との接触機会を増やし、本学への理解を深め、興味を持ってもらうための取り組みを継続して推し進める。

また、平成 24(2012)年度より 1 都 3 県を中心に行っている高校訪問や、平成 28(2016)年度より行っている志願者の多い 1 都 3 県の日本語学校への訪問については、高校や日本語学校の教員との関係強化及び相互連携を進展させていく。

留学生の募集については、外国語(英語・中国語・韓国語)の大学紹介パンフレットや本学 HP の内容の充実、文化学園国際交流センター、海外事務所(台湾、韓国)、外部業者等を通じた情報発信・広報活動等の更なる強化を図る。また、オープンキャンパスのプログラムのひとつとして、留学生のための出願方法及び入試対策説明会を行い、留学生志願者のサポートを手厚く行う。

今後、18 歳人口の減少や高校生・保護者の大学入試に対する意識が変化する中で、本学の学生や教職員とより密接な関係を持ち、本学への興味・理解を深めてもらう機会を作り、定員を充足できるよう努める。

学部編入学については、服装学部の編入学定員を廃止するための届け出を、令和 6(2024)年度 4 月に文部科学省へ提出済である。

大学院については、学内学部生の志願者が少ないため、学内に向けての広報活動も力を

いれていく方針である。また、令和 6(2024)年度には本学 HP のリニューアル等、広報活動の強化を図り大学院のアドミッション・ポリシーに沿った優秀な入学者の確保に努める。

なお、大学院国際文化研究科については令和 6(2024)年度をもって学生募集を停止し、在学生在が修了するのを待って廃止することとしている。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### 1) 学修支援方針の全学的な共有

本学では、毎年年度初めの 4 月に全学の教員と事務職員が参加する「全学ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」）・スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」）研修会」【資料 2-2-1】を実施し、学長及び各学部長から「今年度の方針」として、各学部の教育方針が全教職員に説明され、共有される。またこの研修会では、「春の分科会」として教員と事務職員合同の 10 人程度のグループを編成し（令和 6(2024)年度「春の分科会」では対面討議は 19 グループ、オンライン討議は 3 グループ）、グループごとに学生の学修支援上の課題等について意見交換を行い、記録は報告書として全学で共有している。なお、分科会は毎年 9 月にも「秋の分科会」として実施しており、それぞれの分科会の報告書で取り上げられた課題等については、各学部学科や大学事務局で改善の指針として活用されている【資料 2-2-2～2-2-3】。

分科会での意見交換のテーマは、全学 FD 委員会によってその時期に相応しいテーマが設定される。

表 2-2-1 過去 3 年間の「全学 FD・SD 研修会」における「分科会テーマ一覧」

開催年	開催月	テーマ
令和 6(2024)	4	午前の講演「AIの基礎と活用：最新の生成AI事例と本学の対応」に関連したことを中心に討議
令和 5(2023)	4	午前の座談会「学園創立100周年を機に、文化学園大学のこれまでの半世紀を語る」の内容を受けて、これからの100年を考える
	9	社会情勢に応じた大学教育とは ～成績評価方法（S評価の認識について）、アフターコロナの対面授業の様子、生成AIの教育での使用方法、多様性の時代における大学教育～
令和 4(2022)	4	研修会のみ実施 ※コロナ禍のため分科会は実施せず
	9	「本学が目指す大学教育・研究の今後について」 キーワード：社会情勢に応じた大学教育とは ～SDG's、Z 世代、アフターコロナ、働き方改革、今後のクラスルーム利用～

#### 2) クラス担任・副担任による学修支援体制

本学では創立当時からクラス担任・副担任制を設け、学生の学修支援及び学生生活支援を行っている【資料 2-2-4】。欠席しがちな学生、精神的な問題を抱えている学生等に対しては、クラス担任・副担任が相談にのり、必要に応じて教務課、学生課、学生生活支援室と連携して対応を図っている（学生生活支援室については、基準 2.2-4-①、2）に

記載)。

学修支援としては、新入生に対しては、毎年年度初めに入学式翌日から3日間程度のオリエンテーションを行っており【資料 2-2-5】、教務課による履修ガイダンスには担任・副担任も参加して教職協働による履修サポートを行っている。

2年次以上の在生に対しては、年度初めに担任・副担任による履修ガイダンスを実施している。

### 3) 学修支援状況の保護者との共有

新入生については、入学式後に学科ごとに保護者説明会を開催し、学科の教育方針、学修支援体制等について説明し、保護者からの質問に回答する場を設けている（令和2(2020)～令和5(2023)年度は新型コロナ対策のため中止）。また、毎年4月には学生の前年度の単位取得状況を保護者に郵送し情報を共有することで、保護者を通じた学修支援も行う仕組みを設けている【資料 2-2-6】。

### 4) 各学部学科、大学院の学修支援体制

#### <服装学部>

服装学部は学科ごとの特徴に応じて学修支援を行っている。

ファッションクリエイション学科では実習科目が多いため、担当教員と学生との個別の接点が多くなり、学生からのさまざまな相談に教員が随時対応することができる密接なコミュニケーション体制を築いている。

ファッション社会学科では、「ファッション社会学基礎演習ⅠA・B、ⅡA・B」（ゼミナール、1～2年次 各1単位 必修）において、学生一人ひとりのレベルに合わせながら、3～4年次に向けての基盤となる「読む・書く・考える」ことなどの基礎学力を、担当教員がきめ細かな指導により身につけさせている。また「ファッション社会学演習ⅠA・B、Ⅱ」（専門ゼミナール、3～4年次 各2～4単位 必修）においては、学生の希望を確認して担当教員を決定し、教員との信頼関係のもとで専門的領域に特化した指導を個別に行っている。

両学科とも学業に関する課題や悩みの他、進路や就職等の助言や意見を交わすことで、学生に対してきめ細かい支援を行っている。

#### <造形学部>

デザイン・造形学科、建築・インテリア学科ともに、「卒業研究」（4年次 6単位 必修）では全員が希望する指導教員を選択し、10人前後で構成される卒業研究ゼミに所属する。このため、クラス担任・副担任に加えて卒業研究指導教員も各学生の学修支援及び学生生活支援の役割を担っている。なお、建築・インテリア学科では、3年次後期にゼミナール制の必修科目である「建築デザイン演習Ⅱ」（3年次 2単位 必修）、「インテリアデザイン演習Ⅱ」（3年次 2単位 必修）を設けている。この科目では、4年次の卒業研究を前提にして希望する指導教員を学生が選んでゼミに所属することで、将来の進路や就職についての助言も含めた指導を実施している。

#### <国際文化学部>

国際文化学部は、担任・副担任の指導により、年度始めのオリエンテーションでは入学所感、進級所感を提出させ、学修困難や進路変更等の早期発見に役立て、さらに4年次までの履修・学修指導の参考資料として活用している。1～4年次まで、担任・副担任による

履修相談・学修相談を随時行っている。

国際ファッション文化学科では実習科目の遅れを補うために、授業外で月曜日から金曜日まで実習室を開放し、担当教員が学生の学修支援を行っている。国際文化・観光学科では留学生が占める比率が高いため、留学生だけで孤立しないように、また、日本語力向上のため、学生のボランティア活動の一環として、留学生と日本人学生との交流会を実施している。

留年者や、欠席が目立つ学生、気にかかる学生については各学科の会議で情報を共通し、対応を検討している。

### <大学院>

教育活動の内容は、学長、副学長、大学院担当教員及び事務局（事務局長と教務部長）で構成される「大学院研究科委員会」【資料 2-2-7】の審議を経ており、教職協働体制をとっている。また、大学院の教育研究及び入試判定に関する審議の際には、関係する事務職員が同席し、関連する法令及び学内規程の確認、過去の審議の事例等について意見を求めて審議の参考にしている。大学院研究科委員会は毎月定例で開催（8月除く）して、教員と職員の意思疎通を図っている。

毎年6月下旬に開催する大学院セミナー【資料 2-2-8】は、教員と職員が協力して開催し、協働関係の充実に繋がっている。

大学院生の学修状況については、大学院研究科委員会における報告及び大学院セミナーの活動を通じて、教員と職員が情報を共有することにより、必要な学修支援についての対策を協働して進めている。

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### <学修支援のためのティーチング・アシスタント (TA)、スチューデント・アシスタント (SA) 制度>

#### 1) ティーチング・アシスタント制度

本学では「文化学園大学ティーチング・アシスタント（以下「TA」）規程」【資料 2-2-9】を定めている。令和6(2024)年度は9人のTAが学部の授業や大学院の授業の実験実習、演習等の教育的補助業務を行っている。TAの内訳は大学院生活環境学研究科被服環境学専攻2人、被服学専攻1人、生活環境学専攻6人である。

#### 2) スチューデント・アシスタント制度

本学では「文化学園大学スチューデント・アシスタント（以下「SA」）規程」【資料 2-2-10】を定めている。令和6(2024)年度は22人のSAが学部の授業における教育活動等の業務の補助または支援をしている。SAの内訳は服装学部1人、造形学部20人、国際文化学部1人である（人数はTA・SAともに令和6(2024)年5月1日現在）。

#### 3) 障害のある学生の支援体制

学校法人文化学園（以下「本法人」）では「学校法人文化学園 障害学生支援規程」【資料 2-2-11】、及び本学では「文化学園大学 障害学生支援委員会規程」【資料 2-2-12】を定めている。障害のある学生から入学前及び入学後に修学に必要な支援の要請があった場合は、「学生生活支援室」（基準 2.2-4-①、2）に記載）が学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、「文化学園障害学生支援委員会」【資料 2-2-13】に支援の要請を行う。同委員会が要支援と認めた場合は本学の「障害学生支援委員会」へ報告する。

「学生生活支援室」は、科目担当教員等と具体的な支援内容を吟味し、学生生活支援室と連携しながら、責任をもって支援を実施している。なお、障害のある学生及び支援について知り得た情報については守秘義務に基づき支援にあたる者（科目担当教員、クラス担任・副担任、一部の事務職員等）以外には開示していない。

#### 4) 退学・休学・留年などの実態把握

退学や休学を検討している学生、長期欠席の学生等、問題を抱えた学生がいる場合は、クラス担任・副担任が本人及び保護者と面談を行う。その結果は担任から学部主任教授を経て学科の会議等で報告され、必要に応じて学修支援の方法を検討している。学部長会でも退学や長期欠席等の概況について検討している【資料 2-2-14】。

#### 5) 学生の個別相談に対応する時間の確保

\* オフィスアワーについて

本学はオフィスアワーの制度はないが、以下のように対応している。

本学の研究室は従来から個室ではなく、専門が同一である複数の教員が同室に在席する共同研究室体制をとっている。そのため学生が教員を訪ねて研究室に来た際、当該教員が不在でも、他の教員が対応することができる。また、実験実習科目が多く、教員は学内の実験室等に在室することが多く、授業や会議時間以外にいつでも学生対応を行うことが可能であり、学生のニーズに合わせて適切に学修支援を行っている。

他に、本学では「副手」制度を置いている（本学卒業生を臨時雇員として雇用し、各研究室に所属し、授業補助や在学生の相談等に対応している）。

以上のように研究室は複数の教員と副手から構成され、常に誰かが研究室に在室しているため、学生の個別相談に対応できる体制となっている（教員の在室状況は研究室の入口に表示している）。

ただし、服装学部ファッションクリエイション学科では、専門分野に対応する縫製機器等を備えた「服装造形学実習室」(A133)と「アパレル縫製工学実習室」(D43)にオフィスアワーを設け、当該実習室で授業のない時間帯に、学生が自由に実習できるように開放している。予約制で専任教員等による指導も行っており、この体制はそれぞれの学生の習熟度に応じた指導の場として機能している。

造形学部では、学生の学修拠点となる実習室は実習を担当する研究室と同じフロアに置かれているため、授業時間外でも教員と学生の接触機会は多く、学生の相談に随時対応し易い環境を整えている。また、令和元(2019)年度からすべての科目でLMS(Learning Management System)を導入したことにより、多くの授業でオンラインで随時学生相談に対応することが可能になった。

国際文化学部では、オフィスアワーはコロナ禍前までは設定していたが、現在はLMSを通じて教員と学生が密に繋がっている。また研究室の入口には教員一人ひとりの在室状況が表示され、副手が常駐しており、学生が相談に訪れやすいように工夫している。

大学院においては、経済的支援として「文化学園大学大学院特別奨励金」【資料 2-2-15】及び「根岸愛子特別奨学金」【資料 2-2-16】の制度を設けている。さらに、令和6(2024)年度より、大学院修士課程の授業料後払い制度を導入し、一層の経済的支援環境を整備した。

## 6) 留学生に対する学修支援

服装学部では、令和 6(2024)年度入学生から、日本語力向上のため、それまで選択科目であった「日本語総合演習(基礎) A・B」(1年次 各 2 単位)を 留学生は原則として必修とした。

### (3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

授業の履修登録にあたっては、特に新入生がスムーズに行えるよう、教務課による履修ガイダンス、クラス集会等におけるクラス担任・副担任による履修指導において手厚く指導しているが、令和 6(2024)年度からは教務課が「(新入生向け)はじめての履修登録!!」

【資料 2-2-17】という 4 分ほどの動画を作成し、新入生が繰り返し視聴し、登録方法を理解できる工夫をした。今後は、履修登録以外にも、学生生活のあらゆる場面について、教職員による説明だけでなく、繰り返し視聴することで、理解を深められる工夫をする。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、教育課程内では「キャリア形成教育科目」(「インターンシップ」を含む)、課程外では「就職講座」「学生面談」「情報発信・提供」を就職委員会と学園就職支援室就職支援一課(以下「就職支援一課」)が連携して支援を行っている。

#### 1) キャリア形成教育科目

「キャリア形成教育科目」は学生が自らの資質を向上させ、卒業後社会的・職業的自立を図るために必要な能力と人間力の育成を教育課程を通じて養うことができるよう、カリキュラムに導入している。科目構成は学部の人材養成目的によって異なるが、「キャリアデザイン(導入編)」(1年次 1 単位 必修)、「キャリアデザイン(展開編)」(服装学部・造形学 3 年次 1 単位 必修、国際文化学部 2 年次 1 単位 選択)、「キャリアデザイン(実践編)ーインターンシップー」(3 年次 2 単位 選択)は 3 学部ともに集中授業として実施している。

「キャリアデザイン(導入編)」では、卒業後も含めた豊かな人生をデザインし、自分の将来を考えて今後の目標を明確にすることを目的として、グループワークやディスカッションを行う。「キャリアデザイン(展開編)」では、各専門分野に特化した学修を深め、自分に合った進路を見出して就職・進学に対する具体的な準備を進める内容となっている。「キャリアデザイン(導入編)」及び「キャリアデザイン(展開編)」は、クラス担任・副担任が中心になって実施している。また、授業時間外に学生との個別面談により就職・進学に対する相談・助言も行っている。

表 2-3-1 各学部学科におけるキャリア形成教育科目

	科目名	学年	単位	必・選	時期
服装学部	キャリアデザイン(導入編)	1	1	必修	前期
	クリエイティブキャリア論	2	2	選択	後期
	キャリアデザイン(展開編)	3	1	必修	通年
	キャリアデザイン(実践編)	3	2	選択	通年
造形学部	キャリアデザイン(導入編)	1	1	必修	前期
	クリエイティブキャリア論A	2	2	選択	後期
	キャリアデザイン(展開編)	3	1	必修	通年
	キャリアデザイン(実践編)	3	2	選択	通年
	クリエイティブキャリア論B	3	2	選択	後期
国際文化学部	キャリアデザイン(導入編)	1	1	必修	前期
	キャリアデザイン(展開編)	2	1	選択	通年
	企業研究A	2	2	必修	前期/後期
	キャリアデザイン(実践編)	3	2	選択	通年
	企業研究B	3	2	選択	後期
	企業研究C	3	2	選択	前期
	自己分析演習	3	1	必修	前期
	キャリア基礎演習	2	1	選択	前期
	キャリア総合演習	2	1	選択	後期

## 2) インターンシップ

全学部で「キャリアデザイン(実践編)－インターンシップ－」(3年次 2単位 選択)を実施している【資料 2-3-1】(ただし、国際文化学部国際文化・観光学科のみ専門科目として「インターンシップ」(2年次 2単位 選択)がある。内容については基準 2. 2-3-①、6) <国際文化学部>の項目に記載あり)。

本学のインターンシップの特徴は、実践的な就業体験を行うことで、学生にとって自己の就業意識や就職活動、将来設計について考える有効な機会となることにある。毎年、対象学年(学部3年次)の約15%の学生が取り組んでいる。研修先は、学生の希望をもとにレポート、面接、授業の出席・課題提出状況等を「就職委員会」【資料 2-3-2】と就職支援一課が、学生が提出したレポートの確認、面接選考において研修への意欲・熱意を確認し、普段の大学生活(授業出席・課題提出状況等)との総合評価で人物選考及び企業選定を行っている。また、研修にあたり事前教育を行うことで、学生がよりスムーズに研修に参加でき、さらに研修後も事後教育を実施し、学生が自己の職業適性や職業選択力のレベルアップができるよう支援を行っている。

表 2-3-2 インターンシップ受入れ企業数と参加学生数の推移

		令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
服装学部	受入企業数	29	休講	11	21	25
	学生数	42		23	35	50
造形学部	受入企業数	21	休講	14	11	18
	学生数	36		24	22	28
国際文化学部	受入企業数	22	休講	13	15	32
	学生数	30		17	25	50

## 3) 就職講座

3年生を対象とした「就職講座」は、就職支援の大きな柱として、就職支援一課が企

画・運営を行う。教育課程外ではあるが時間割にも記載しており、4月から翌年2月まで、主に水曜日に開講している。就職は人生と将来の方向性を決定する重要な選択であることを学生に認識させ、早期から意識を持ち、積極的に取り組むように「キャリア形成教育科目」とも連動して実施している。

講座の内容は、前期は就職意識向上、後期は具体的な取り組み実践に沿ったものとなっており、教職員が協働して開催している。

表 2-3-3 就職講座スケジュール

前 期		後 期	
4月	就職活動のすすめ方 Campus Plan Web就職の登録 就職情報会社エントリー説明	10月	今後の就職活動のすすめ方/会社四季報の見方、業界研究 履歴書・エントリーシート・論文の書き方 外国人留学生就職ガイダンス
5月	就職情報会社ナビの見方・ 学外インターンシップエントリーシート解説 自己分析の方法を学ぶ	11月	グループワーク・ディスカッション対策 面接試験対策(個人・グループ)・ビジネスマナー ポートフォリオの作り方/学内合同企業研究会(建築・インテリア学科)
6月	コンピテンシー診断・フォロー講座 ビジネス情報の見方・考え方、新聞の読み方	12月	一般常識模試(第2回)
7月	一般常識模試(第1回)	1月	就職活動総まとめ・これからのすすめ方
9月	基礎学力向上に取組む・試験の種類と内容を知る	2月	学内合同企業研究会(文化服装学院との共同開催)

#### 4) 学生面談

「学生面談」は、現在の学生気質や周辺状況に伴う考え方・行動の変化や就職環境等に基づき、コミュニケーション力・積極性・主体性の向上、さらに専門性や基礎学力アップ等、個々の長を伸ばし継続的な支援を行うことを重視しており、元企業人事担当者をキャリアアドバイザーとして雇用し、就職支援一課と連携の上、年間を通じて実施している。

学生面談は、希望学生1人につき1回40分で希望や就職への考え方を聞き、今後の取り組みや進め方等のアドバイスを行う。また、必要に応じて就職委員会も協力している。

この他、就職活動中の学生には企業受験のための模擬面接も実施している。

#### 5) 情報発信・提供

本学では4つのWeb掲示板システムから情報発信をしている。①HPでの『PLACEMENT GUIDE(就職活動の手引き)』【資料2-3-3】掲載。②求人情報のメール配信と掲示による提供。③独自のWebシステムによる求人企業情報詳細の確認と自身の活動状況及び進路決定状況等の登録。④独自のWebシステムによる最新就職情報の配信である。これらの活用によりスピーディーかつスムーズに支援強化を進めている。

また、就職支援一課に併設する「就職資料室」には、企業案内、就職受験報告書、各種ガイドブック・試験問題、ワークシート、新聞・セミナー案内、地方別求人冊子等を設置し、これらの学内環境を活用し、全学をあげて学生支援に取り組む体制を整えている【データ編 表2-4】。

#### 6) 各学部学科、大学院独自の支援

以上、1)～5)までが大学全体で行っている支援であるが、その他に各学部学科、大学院独自の支援も行っており、詳細は以下の通りである。



## <服装学部>

ファッションクリエイション学科では、「スタディスキルズ」(1年次 1単位 必修)において、入学時から卒業後の進路を念頭に置いた科目履修を奨励している。

「キャリア形成教育科目」は1～3年次に開講し、「キャリアデザイン(導入編)」(1年次 1単位 必修)、「キャリアデザイン(実践編)ーインターンシッパー」(3年次 2単位 選択)については、基準2. 2-3-①、1)、2)の内容に加え、1年次の前期には現役のデザイナーによる4年間の学びの重要性について講話を行い、2年次には「働くとは」ということについて事例をあげながら授業を行っている。「キャリアデザイン(展開編)」(3年次 1単位 必修)では、フィールドにより多少異なるが、ファッション業界で活躍しているデザイナーのデザイン思考方法や、工場・企業の見学、卒業生による体験談を聞くことによって、卒業後に企業人として社会人として大学で学んだことをどのように活用するかを考える契機としている。

ファッション社会学科では、少人数のゼミナール制としており、1～2年次の基礎ゼミナールでは、「読む」「書く」「考える」ことに主眼を置き、3～4年次の専門ゼミナールでは多様な価値観をベースにした学生一人ひとりの「考える」を、卒業研究として「発信する」を形にすることを目標としている。

また、学科独自の「企業研究」(2年次 2単位 選択)、「社会研究」(4年次 2単位 選択)を設定し、4年間を通じて一貫したキャリア形成のための学びとしている。これは本学の学びを社会に繋げるためのキャリア教育科目として、また、学科のカリキュラムにおけるジェネリックスキルとして位置づけている。

この他、「グローバルファッションマネジメント実習(企業研修)」(3年次 4単位 選択)において学内外への長期インターンシップ(8週間)を実施しており、実践的な経験を通じ、語学力のブラッシュアップを含めてグローバルな視点を身につけるプログラムとなっている。

## <造形学部>

造形学部における一部の実習系授業では、産学連携による課題制作や学外団体が主催する建築コンペティションに参加することで、学生が社会的・職業的自立を考える機会としている。また、造形学部独自の取り組みとして、卒業生連携による「キャリア支援イベント」がある。これは、各コースの卒業生を実習・演習授業の特別講師として招いて、在学時の学びや現在の仕事について講演してもらうキャリア支援であり、在学生の社会的・職業的自立を考える機会となっている。

デザイン・造形学科では、就職活動に関するポートフォリオを制作するための講座を課程外に設けて、効果的な紙面レイアウトやページ構成に関するレクチャーを3年次に実施している。建築・インテリア学科では、資格取得支援のために「建築・インテリア系資格専門委員会」【資料2-3-4】において、受講を希望する学生を対象にして建築・インテリア系の資格講座として「インテリアコーディネーター受験対策講座」を実施している。

卒業時には「建築・インテリア関連資格試験の受験状況調査」を実施し、在学時の取得状況、取得意識を把握し、資格取得教育の改善に繋げている【資料2-3-5】。

## <国際文化学部>

国際文化学部では、「キャリア形成教育科目」により、学生の社会的・職業的自立を促す取り組みをしている。また、国際文化・観光学科では「キャリアデザイン（実践編）－インターンシップ－」（3年次 2単位 選択、就職支援一課の指導による）とは別に、専門科目の中に2年次より「インターンシップ」（2年次 2単位 選択）を設定している。

これは、学科独自に行っているインターンシップであり、早い時期から卒業後を見据えた教育を行っている。

また、就職委員会委員の教員が中心となり、就職に関する全般的なケアを行っている。

## <大学院>

教育課程においては、企業の実務者を招いて行う大学院特別講義【資料 2-3-6】を実施し、一般社会での事業活動及び研究活動の話を直接聞く機会を設けている。課程外においてはTA制度により、学部学生の授業補助を行うことにより、将来教員又は研究における指導者として必要な能力の育成の機会を設けている。また、リサーチ・アシスタント制度【資料 2-3-7】を通じて外部機関からの共同研究または受託研究における実験補助を行う機会に、社会のニーズへの感度向上及び社会人と交流する能力を身に付けている。大学院生には、このような機会を通じて、社会的・職業的な自立を支援している。

### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

進路決定率向上を目指すために、学生の考え方や個性等を理解した上で、教職員の協力のもと、就職支援を遂行する。主に、専門分野に応じた学生面談、学生のニーズを考慮した新規開拓及び企業訪問と学内説明会の実施、インターンシップへの取り組み、強化等を図り、Webシステムを集約して、より使いやすいシステム構築の検討も行う。

就職に向けたサポートは、就職状況に鑑みるとかなり充実していると考えますが、さらに学生一人ひとりの目的・目標に合わせたキャリア支援ができるように努める。あわせて、インターンシップの積極的参加について就職委員会を中心に取り組み、参加率向上のための改善を行う。

大学院生のインターンシップでは、企業の研究機関が主な研修の場となり、企業秘密に触れる場合が想定されるため、秘密保持契約が必要となる。このため、大学院生のインターンシップ受け入れ先は極めて少ないのが現状である。企業との共同研究や受託研究を通じて企業との信頼性を構築することで、インターンシップ先を確保することに努める。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活への支援は、クラス担任・副担任、事務局、学生支援委員会等の委員会、学園の学生生活支援室、健康管理センターが連携して対応している。（図 2-4-1）

# 文化学園大学

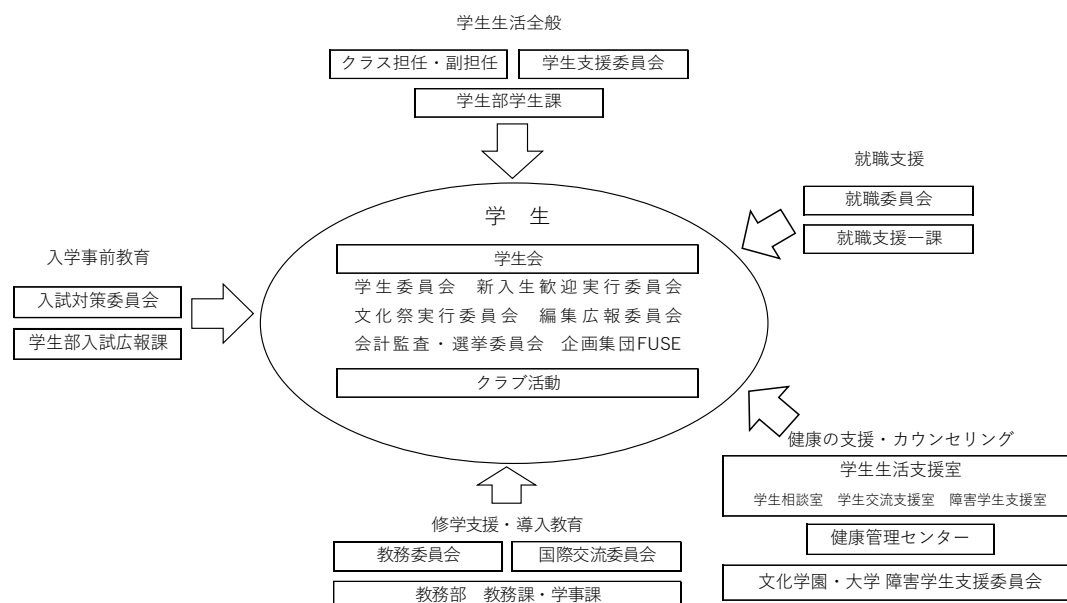


図 2-4-1 学生生活支援体制の組織図

## 1) 学生生活全般の支援

1 クラスの編成は、学科によって多少異なるが、留学生数人を含む 40 人程度を基本として担任・副担任を配置しており、入学時から卒業時まで、勉学・就学指導を含めた学生生活のさまざまな局面で学生に対応し、必要に応じて指導・助言を行っている。

入学式の翌日から期間を設けて行っているオリエンテーションでは、全学年に対してクラス集会の時間を設定し、クラス担任・副担任が履修ガイダンスや学生生活全般に関するアドバイス等を行い、また、学生同士が交流を深める場としている【資料 2-4-1】。

なお、クラス集会はこの時期だけでなく、授業や行事等の合間に担任・副担任が年間を通じて随時行っている

事務局には学生課を置き、クラス担任・副担任や学生支援委員会、学生生活支援室等と連携し、学生生活に関する生活指導や相談業務を行っている。

## 2) 心身の健康管理・生活相談等の支援

学生の健全な発達、多様な要望に応えるために「学生生活支援室」を置き、「学校法人文化学園 学生生活支援室規程」【資料 2-4-2】に、①学生生活の相談窓口として、学生相談室「なんでも相談室」、②文化学園が目指す多様性・国際性を実現するために、学生交流支援室「だれでも談話室」、③「学校法人文化学園 障害学生支援規程」及び「学校法人文化学園 障害学生支援委員会規程」に基づき、障害者をサポートするために、障害学生支援室「学習サポート塾」を設置することを定め、3 室が連携して、さまざまな支援を行っている。

身体の健康面での支援については学園全体で「健康管理センター」を設置し、常駐の看護師が学生の心身の健康の相談とケアに対応している【資料 2-4-3】【データ編 表 2-9】。毎年 4 月上旬に、全学生を対象とした定期健康診断を行い、学生の健康状況の把握に努めている。令和 5(2023)年度の実受診率は 89.5%であった。2 次検査が必要となった学生については、健康管理センターが個別対応している。

心の健康面での支援については、クラス担任・副担任をはじめ学生課を中心とする事務局各部署、専門家が常駐する学生生活支援室のうちの「学生相談室」が連携し対応している。カウンセラーのみでは対応困難な学生に対しては健康管理センターの精神科医（非常勤）や外部医療機関を紹介している。学生相談室は週 5 日間、面談によるカウンセリングの他、電話やメール相談も受けられる体制を整えている。ここ数年は、精神的疾病からくる学業不振や欠席等の問題を抱える学生について、クラス担任・副担任からの相談が増えている。

学生相談室の室長は、学生支援委員も兼ねているため、学生相談室利用者の現状について学生支援委員会内で情報共有を行い、学生指導に役立てている。

障害のある学生への支援については、平成 29(2017)年度から「文化学園大学障害学生支援委員会」を組織し、学生生活支援室や健康管理センターと連携し対応している。また、令和元(2019)年度には「学校法人文化学園 障害学生支援委員会」も組織され、相互に連携している（基準 2.2-2-②、3)に詳細記載）。

学生の心身の健康状況を把握するため、全新入生が本学独自の「健康調査票」を提出し、健康管理センターが保管している。学生生活を送るうえで、特に配慮が必要であると判断された学生については、クラス担任・副担任及び学生課が情報共有し、学生の安全に努めている。

### 3) 課外活動に対する支援

本学では、学生会やクラブ活動など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている【データ編 表 2-8】。学生会【資料 2-4-4】は会長、副会長及び学生委員会（学生会運営委員会執行部）、各委員会、大学公認の各クラブから選出された学生により構成され、学生会サミット（11 月開催）【資料 2-4-5】や新入生歓迎会（4 月開催）、文化祭（11 月開催）【資料 2-4-6】などを企画・運営している。学生会活動への支援は、学生支援委員会【資料 2-4-7】と学生課が担当している。

大学公認のクラブは、文化系と運動系を合わせると 30 団体あり（ただし、新型コロナウイルスの影響により、活動が停滞し休部になってしまったクラブが、うち 7 団体ある）、専任教員によるクラブ顧問を置き、クラブハウス（部室）の貸与を行っている。毎月クラブ部長会を開催し、学生課がクラブ運営等について支援、アドバイスをを行っている。

本学ならではの課外活動として、学生だけでファッションショーを企画・実行する「企画集団 FUSE」がある。この団体は顧問を置いていないため、学生課が顧問的な立場でファッションショーの舞台設営の補助や学生達の相談役ともなり、全面的なサポートを行っている。

各団体の活動は、全学生から徴収する学生会費により運営している。学生会の執行部は毎年 6 月に予算折衝会議を開催し、これにより各団体の年度予算が決定する。また、収支報告については、会計監査・選挙委員と学生課により監査を行っている。

### 4) 留学生に対する支援

学生課と学生支援委員会が中心となり、留学生が学生生活を円滑に過ごすことができるよう学生生活から日本における生活指導まで支援を行っている。各科目において月 2 回以上欠席が続いている学生については、学生課から個別に連絡し、事情等の確認を行い状況により相談に応じている。

特に1年生については手厚くカバーしている。また、日本語能力に課題がある留学生については状況により「国際交流センター」【資料 2-4-8】に協力を要請し、母国語での対応を行っている。

入学式当日に、新入留学生全員を対象に特別ガイダンスを開催し、大学生活への導入がスムーズに行われるよう支援している。また4月には、留学生の上級生が母国語による学生生活に関する相談会も行っており、新入留学生の不安解消の一助となっている。

毎年6月には新入留学生全員を対象に、学生支援委員会と学生課が分担してグループ形式の懇談会（留学生10人・教職員2人）を行っている。2年生以上の留学生については、11月に希望者を対象に懇談会を行っている。

在留資格の期間更新・資格変更に際しては学生課がオンライン説明会を行い、届出の遅延等がないように支援している。




### 5) ハラスメントの防止

ハラスメントのない快適な環境のもとで修学できるよう、本法人全体で「ハラスメント防止委員会」を設置している。防止委員の他に相談窓口を設置し、各校の学生部・学生生活支援室・学外相談窓口がその対応にあたる。学生へは、入学式後に学生課が行う学生生活ガイダンスや、本学HP等を通じて周知している【資料 2-4-9】。

### 6) 学生への経済的支援

学生への経済的支援としては、表 2-4-1 に記載の通り、大学独自の奨学金や特待生制度、同窓会組織（紫友会）による奨学金、外部の奨学金（日本学生支援機構・地方自治体・民間団体等）等を設けている。奨学金の募集案内等は本学HPやGmailを通じて周知し、申請書類に関する質問等については個別対応している。また、成績優秀者表彰や留学奨励金等も設け、学生の勉学意欲の向上を図っている【データ編 表 2-7～2-8】。

表 2-4-1 令和6(2024)年度の経済的支援

令和6(2024)年度の経済的支援	公開URL
文化学園大学奨学金 / 紫友会学生助成金 文化学園大学大学院特別奨励金 根岸愛子特別奨学金(大学院生対象) 文化学園大学紫友会奨学金(卒業年次生対象) 文化学園大学海外提携校への留学奨励金 文化学園大学学業成績優秀者表彰 学生チャレンジプロジェクト助成金制度	<a href="https://bwu.bunka.ac.jp/campus-life/gakuhi.php#cont-scholarship">https://bwu.bunka.ac.jp/campus-life/gakuhi.php#cont-scholarship</a> 
文化学園大学特待生制度 (一般入試A日程、共通テスト利用入試1期、AO入試1期、留学生入試1期、附属高校推薦入試)	<a href="https://bwu.bunka.ac.jp/nvushi/tokutaisei.php">https://bwu.bunka.ac.jp/nvushi/tokutaisei.php</a> 
文化学園大学私費外国人留学生授業料減免	<a href="https://bwu.bunka.ac.jp/campus-life/foreign-students.php#cont-tuition">https://bwu.bunka.ac.jp/campus-life/foreign-students.php#cont-tuition</a> 

### (3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生生活に関する支援を必要とする学生は増加傾向にあり、その支援内容は複雑かつ多岐にわたるものになってきているので、教職員やカウンセラーによる個別学生支援を一層充実させる。また、学生支援委員会が中心となって実施してきた「学生生活調査」は、今後も3年に1度定期的実施し、学生生活の更なる充実を図る。

経済面の支援については、奨学金制度や学生の成長を促す支援制度の更なる拡充を図る。

留学生に対する支援は、日本語能力向上のためのサポート方法等を検討・実施し、学修成果を高めるサポートを行う。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

渋谷区代々木にあるキャンパスに、本学、専門職大学院大学及び専門学校（2校）を併設している。キャンパスは JR 新宿駅から徒歩約 7 分であり、都庁を中心とした新宿副都心に隣接した環境で、立地条件に恵まれている【資料 2-5-1】。

校地・校舎、体育館、図書館等の面積については、大学設置基準を満たしている。

キャンパスの運営と管理は、学園本部施設部施設一課が担当し、適切な運営と管理を行っている【資料 2-5-2】。

耐震化については、保有している全ての建物の耐震補強工事が完了しており、日本私立大学振興・共済事業団の「私立学校校舎等実態調査」に基づき算出される耐震化率は 100% となっている。

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 1) 各学部における実験実習施設等

本学は学部学科の特性上、実験実習、演習科目が多く、これに対応した多様な施設を備えている。

服装学部はファッション造形学の実習室や衣服パターン作成と布の裁断ができる「アパレル CAD」等を備えた実習室、柄のデザイン発想用のための「インクジェットプリンター実習室」、ニット用衣服の設計製作ができる「ホールガーメント CAD 実習室」、人体全身のサイズを 10 秒で計測できる 3D 非接触計測器を備えた「被服人間工学実験室」、素材特性を計る KES 計測システムや人体の動作分析ができる 3D システムの実験室、「人工気候室」、「恒温恒湿室」等、高度な実験設備が整備されている。これにより、学生の学修意欲を向上させ、オリジナリティある作品作りや卒業研究等に活用されている。

造形学部は絵画や彫刻の実習室の他、3 年次から分かれるコースごとの実習室、演習室の他、共同で利用できるスペースも確保している。

国際文化学部はファッション造形学の実習室や空港カウンターを模した実習室「国際文化・観光ホスピタリティ実習室」を整備している。

前述の「インクジェットプリンター実習室」については、学部学科を超えて授業やファッションショー等で使用している。また、「V.特記事項 1.」にも記載している文化学園服飾博物館、文化学園ファッションリソースセンターは授業でも積極的に利用しており、教育の充実に大いに資するものとなっている。

## 2) 図書館【資料 2-5-3】【データ編 表 2-11】

図書館は F 館 1 階に位置し、他にさいたま市内に書庫を設けている。

座席数は 300 席であり、開館時間は月曜日～金曜日は 9:00～19:30、土曜日は 10:00～16:30 である。大学の一日の最終授業の終了時間は月曜日～金曜日は 18:40、土曜日は 15:00 なので、学生は授業終了後でも利用可能であり、定期試験期間中は 20:00 まで開館して利用に応じている。

蔵書数は約 33 万点で、参考図書類及び一般教養レベルの資料は全ジャンルにおいて選択的に収集している。本学及び本法人内の諸学校に共通の専門分野である服装とその関連分野は学術的資料から実用書まで、ほぼ網羅的に収集している。

また、この分野はニーズも高く利用が集中するので、複本を用意し活発な利用と確実な保存の両立を目指している。美術・デザイン・色彩学、心理学、観光、建築、インテリア等の分野にも重点を置き、自然科学の分野でもグラフィカルな資料を意識的に収集している。主にファッションデザイナーの図書をまとめたデザイナー書架、美的に優れた図書を並べるビジュアルブック書架を設けている。

雑誌は約 3,500 (継続中 737) 誌を所蔵している。学術誌の他繊維業界紙やトレンド予測誌及び世界各国のファッション専門誌や主要な女性雑誌・ライフスタイル誌を充実させている。電子ジャーナルは約 6,000 誌を提供する。また、雑誌記事・新聞記事のデータベースを含む 29 種の契約電子リソースのほとんどは本法人 LAN から、一部は自宅からもアクセス可能である。電子書籍は約 2,300 点を提供する。

情報化に関しては、図書館システムは共同目録データベース NACSIS-CAT、相互協力業務の NACSIS-ILL に参加する。OPAC はモバイル・携帯用も提供する。

また、学生ポータルサイトと連携し、予約資料の連絡や延滞資料の督促、自宅からの期間延長手続き、予約サービス、返却予告メール等を提供する。さらに、コロナ禍を受けて、在架予約、レファレンスサービス・購入希望資料受付等を開始して利便性の向上に努めた。

図書館では、貴重書デジタルアーカイブを公開、本法人の機関リポジトリの運用を担当している。

新入生の「スタディスキルズ」(服装学部ファッションクリエイション学科、国際文化学部国際文化・観光学科 1 年次 1 単位 必修。図書館での学びや使い方の理解を深めるための指導等を行う) や卒業研究を控えた 4 年次向けのオリエンテーション(卒業研究を制作するための資料探索方法等の指導を行う) を実施するほか、図書館独自の取り組みとして、「トレンドユニオン」セミナー(トレンドブックの概要や使い方の説明) を年 3 回行っている。

表 2-5-1 図書館の過去 3 年間の利用状況

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
入館者数	大学院	320	778	1050
	大学	7814	20225	21184
	計	8134	21003	22234
貸出冊数	大学院	859	753	610
	大学	6799	8875	8347
	計	7658	9628	8957

### 3)ICT 環境【資料 2-5-4】【データ編 表 2-12】

本学の学内 ICT 環境は、学内ネットワーク接続のための学内 Wi-Fi 環境の設置が主となる。PC 環境は、A・B・C 館の 11 階に集約されており、実習室に Windows 機 206 台（5 教室）、MacOS 機 105 台（2 教室）、デザインや設計図印刷のための大型専用プリンタやスキャナ、タブレットなども（2 教室）設置している。また、学生が授業以外でも自習可能な実習室としてオープンメディアルームを設置している（Windows 機 44 台、Mac 機 21 台）【資料 2-5-5】。ここは、卒業生の利用も可能である。

全 PC にインストールしているソフトウェアは、授業のみでなく学生の自己創造性向上のために、Office ソフトやデザインソフト各種（画像動画編集、CAD 等）を導入している。

ネットワーク環境としては、基本的に教員、学生、職員が利用する学内の建物全てにおいて Wi-Fi を整備している。このため、個人所有の情報機器を接続することで、時間、場所を問わず資料確認や課題に取り組むことが可能となっている。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

中長期整備計画に基づき、誰でも利用できるデザインとしてユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを推進している。このうち、バリアフリー化については、バリアフリーマップ【資料 2-5-6】を作成し、スロープや多目的トイレ、自動ドアの設置等の整備を行っている。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

各学科における授業はクラス・コース等に分かれて行っており、1、2 年生のクラスの平均人数は表 2-5-2 の通り 30～60 人となっている。

3、4 年生ではフィールド、ゼミ、コースに分かれ、専門性が高い少人数教育となっている。

教養科目については、科目によっては履修者人数が 100 人以上となる年度もあるが、その場合はクラスを 2 つに分ける、あるいはオンラインを併用する等、対応している。それらが困難で、履修希望者が教室の収容人数を超えているような場合は、履修者を抽選することもある。

外国語科目については、履修者人数が多い場合は 1 クラスが 20～30 人程度となるようにクラス分けを行い、十分な成果が上げられるような体制としている。



特に各学科の専門領域の基礎となる専門教育科目である必修科目（実習）は、複数の教員が指導しているので、きめ細かな指導ができる体制となっている。

**表 2-5-2 1・2年生のクラス平均人数及び3・4年生のコース等の平均人数**  
(令和6(2024)年5月1日現在)

学 部	服 装		造 形		国際文化	
学 科	ファッションクリエイション (6クラス)	ファッション社会 (4クラス)	デザイン・造形 (4クラス)	建築・インテリア (2クラス)	国際文化・観光 (1クラス)	国際ファッション文化 (3クラス)
平均人数 (1・2年生)	40	30	38	61	52	31
学 科 (コース・フィールド)	ファッションクリエイション (3フィールド)	ファッション社会 (11ゼミナール)	デザイン・造形 (3コース)	建築・インテリア (2コース)	国際文化・観光 (6ゼミナール)	国際ファッション文化 (3コース)
平均人数 (3・4年生)	36	10	41	59	7	41

### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学では、良好で安全な教育研究環境を維持していくために、優先すべき課題や取り組みについて総合的に判断し、中長期整備計画を策定し、これに基づき施設整備を実施している。また、令和5(2023)年度に、学園本部施設部にキャンパスデザイン推進室が設置されキャンパスマスタープランの策定を行っている。これにより、本学の使命・目的及び教育目標を中長期整備計画に反映させ、キャンパスの創造的な再生に向けた企画立案等を行っている。

なお、特定天井を始めとする非構造部材の耐震対策への対応についても、中長期整備計画に基づき段階的に進めていく予定である。

将来計画としては、既存キャンパスの長所を生かすことを前提に、本学の機能強化や個性・特色の伸長に繋がる教育環境施設の再構築に努め、また近隣住民との協調と融合を図った地域一体型の教育施設の運営に力を入れる。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

#### (2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見・要望の把握のため、全学FD委員会では、前期には前期開講科目、後期には後期科開講科目と通年開講科目に対して、「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」【資料2-6-1】を実施している（非常勤講師担当科目を除く全科目）。同委員会では、このアンケートの回答を詳細に分析し、授業担当教員に対して、担当する授業のアンケート結果を報告している。授業に関する学生の意見や要望をまとめたアンケート全体の結果を、学長、副学長、学部長、主任教授、研究室長、事務局長、教務部長、全学FD委員会に報

告している。授業担当教員には、自身が担当する科目の集計結果を報告している。アンケートの結果を有効に活用するために、令和4(2022)年度の「全学FD・SD研修会」において、「学生によるカリキュラム・授業改善アンケートについてーより良い授業づくりのためのアンケート活用のヒントー」の講演を行い（講演者：同委員会委員）、全学で情報の共有を行った【資料2-6-2】。

学生の意見や要望の中で、すぐに改善が必要であると思われる内容については、主任教授が授業担当教員と研究室室長に対して聞き取り調査を行い、その真偽を確認している。

授業科目だけでなく、大学全体に関係する内容の場合は、教務部長が聞き取りを行う場合もある。改善が必要と思われる場合には、主任教授が教員に改善を求め、その結果の報告を要請する。

また、全学FD委員会では「全学FD委員会と学生代表との懇談」を行っている。この懇談は同委員会委員と、8～10人の学生代表（各学部・学科、日本人学生、留学生等に偏りのないよう任意に選出）が90～120分程度の時間をかけて、授業、学生生活、学内施設等について、さまざまなことについて自由に話し合うものである。

学生からは学生生活に係るあらゆる分野に対して実に闊達な意見が寄せられ、委員もすべての意見に対して丁寧に説明しつつ、カリキュラムや学修環境（実習室等）の改善等を検討する良い機会となっている。同懇談は令和元(2019)年8月に第1回を行い、以降毎年1回行うことを決めていたが、コロナ禍のため一時中断し、令和5(2023)年9月に第2回を開催した。今後は毎年1回行う予定である【資料2-6-3】。

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

クラス担任・副担任や授業担当教員は学修支援に対応すると同時に、心身に関する健康相談等の学生生活に関する相談や意見・要望に対しても、第一の相談窓口となり、適切に対応している。また、事務局各部署についても、経済的支援や学生生活における不安や悩みの相談、履修に関する相談等、学生や保護者の意見・要望に必要な対応をしている。心身に関する相談については、学生生活支援室（なんでも相談室）を設置し、希望者が専門のカウンセラーに相談できる体制を整えている（令和5(2023)年度の学生延べ相談件数450件）。また、健康管理センターは学生の健康相談の窓口となっており、授業中等の体調不良時には、健康管理センター内にある休憩室で常駐の看護師のアドバイスのもと、休むこともできる（令和5(2023)年度の学生延べ利用者数は510人）。

学生達にはさまざまな相談窓口を用意し、相談内容によっては各部署が連携し対応する。関係部署は、その対応結果を報告・共有することで次のケースに生かしていく。

昭和52(1977)年度から実施している「学生生活調査」によって、学生からのさまざまな意見・要望の把握に努めている。その集計・分析は学生支援委員会が担当し、学部長会・教授会を通じて全教職員が共有し、改善に反映させている。また、調査結果を報告書にまとめ、本学HPで公開している。

各クラスの学生委員や各委員会委員長、クラブ部長等の学生代表者により開催される「学生会サミット」（11月実施）では、施設や設備の改善への意見・要望、キャンパスマナーの改善について意見交換をする等、充実した学生生活を送るために、学生自身が現状を把

握し、改善するための方策を検討している。検討結果については、学生会運営委員会執行部が学生課に報告・協議し、改善に向けて関係部署へ協力を要請する、学生会と教職員が協力して喫煙等のマナー改善キャンペーンを実施する等の対応をしている。

課外活動については、クラブ部長と学生課が毎月会議を行い、学生の意見・要望を踏まえつつ、クラブ活動活性化のための支援を行っている。また、毎年2月下旬に、学生会運営委員会執行部や各委員会委員長、クラブ部長等を対象にした「学生会リーダーズトレーニング」【資料2-6-4】を実施し、リーダーとしての姿勢や取り組みについて研修する機会を設けている。

留学生に対しては、毎年、留学生10人と教職員2人による「留学生懇談会（新入生全員：6月実施、上級生希望者：11月実施）」を実施し、留学生が気軽に意見や要望を言える場を設けている。寄せられた意見・要望は、学生支援委員会と学生課が汲み上げて改善にあたり、内容によっては学生支援委員を通じて各学科教員へ伝え、改善への呼びかけをしている。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

前述の「学生会サミット」等を活用し、積極的に学生の意見・要望の把握に努めている。

学生の意見・要望の分析・検討結果として、温水洗浄便座の設置、防犯カメラの設置、食べ物中心の自動販売機の設置、ネットプリント対応のコピー機の設置等の学修支援・学修環境に関する改善を図っている。改善結果については、学生課より全学生へメール配信し、あわせて、次年度の学生会サミットにおいて報告している。

#### (3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

多様な学生のニーズや社会環境の変化に的確に対応するため、「学生生活調査」は今後も継続して実施し、学生生活の充実・改善を図り、学生の満足度を高めるための施策として活用していく。

また、クラス担任・副担任や授業担当教員、事務局を通じて学生から意見・要望があった場合でも、対応可能なことは直ちに改善・実行していく。スピーディーな対応を可能にするため、日頃から教員と事務局、関連部署間の連携強化を図る。

#### 【基準2の自己評価】

建学の精神に基づき、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定している。学生の受入れについては、学部・研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、大学HP、入学試験要項、オープンキャンパス等で周知している。

入学者選抜については、多様な入試区分を設け、アドミッション・ポリシーに則した人物の受入れを適正に実施している。

学生生活については、学生支援委員会や事務局各部署が中心となり、課外活動や学生会のサポート、留学生への支援、奨学金手続き、健康診断、学生への各種サービス業務が適切に行われている。学生生活支援室には専門のカウンセラーを置き、支援に努めている。

キャリア支援については、インターシップ等を含めて支援体制を整備している。

学修環境については校地、校舎等は適切に整備し、実習施設や図書館等も充実した施設

を備え、有効に活用されている。

学生の意見・要望への対応についても、「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」「学生生活調査」「全学 FD 委員会と学生代表との懇談」「学生会サミット」「留学生懇談会」等を通じて学生からの意見・要望を把握し、組織的に対応している。

大学院では、大学院セミナー終了後に大学院生全員に学修状況、授業内容・カリキュラム、研究環境についての意見や要望をアンケートで収集し、その結果を大学院研究科委員会で報告して組織的改善に努めている。

以上のことから、「基準 2. 学生」の基準を満たしている。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

文化学園大学（以下「本学」）では、文化学園大学学則第 1 条（目的）及び第 5 条（学部・学科の人材養成目的）に基づいて、学部・学科のディプロマ・ポリシーを定めている。

また、文化学園大学大学院では、文化学園大学大学院学則 1 条（目的）及び第 5 条（研究科・専攻の人材養成目的）に基づいて、大学院・研究科・専攻のディプロマ・ポリシーを定めている【資料 3-1-1】。

いずれのディプロマ・ポリシーも本学ホームページ（以下「HP」）において「教育のポリシー（三つのポリシー）」【資料 3-1-2】の一部として公表・明示している。なお、「教育のポリシー」は、「学部長会」を中心として、各学部学科、各研究科で検討を行い、「大学運営会議」【資料 3-1-3】での最終的な確認を経て、全教職員に周知している。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は教育目的を反映して定められ、単位認定基準、進級基準、卒業・修了認定基準については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「文化学園大学学則」、「文化学園大学大学院学則」【資料 3-1-4】「文化学園大学学位規程」【資料 3-1-5】「単位履修に関する細則」【資料 3-1-6】「文化学園大学学籍移動に関する細則」を定め、周知している。

###### 1) 単位認定基準の策定と周知

本学における単位認定基準、成績評価については、「文化学園大学学則第 10 条（卒業・単位認定・成績評価・学位）」、「文化学園大学大学院学則第 8 条（単位認定）、第 10 条（試験及び成績評価）」に規定し、本学 HP で公開している。また、単位認定や成績評価等について規定した「単位履修に関する細則」は、『Student's Manual 履修要項 2024』に同細則全文を掲載し、本学 HP で公開している。単位認定のための単位数の計算については、「文化学園大学学則第 12 条（単位数の計算）」に定めている【データ編 表 3-2】。

なお、本学では前期・後期の 2 学期制とし、令和 2(2020)年度より、それまでの半期 15 週 1 コマ 90 分授業から、半期 14 週 1 コマ 100 分授業へ変更し、授業を構成している。年間の授業は「年間授業日程表」【資料 3-1-7】として本学 HP と全学生へ配布する『学生手帳』【資料 3-1-8】に記載して公表している。

## 2) GPA (Grade Point Average) 制度

本学では1単位あたりどれだけ高い学修成果を上げたかを図る評価方法として、GPA制度【資料3-1-9】を導入している。GPAは履修した科目の成績(評価)を基に、ポイントを算出する。

このGPAポイントで学生自身の学修達成度をはかるとともに、教員による学修指導等への活用をしている(前年度のGPAポイントが2.0以下の学生には年度初めに担任・副担任が面談等を行う)。

また、前年度までの成績評価においてGPAポイントが各学科最上位の学生には、年度初めに表彰状を授与し、学部生は3年次の年度初めに各学科最上位の学生に学修奨励金(令和6(2024)年度は10万円)を支給し、卒業時には各学部最上位の学生に記念品(令和6(2024)年度は図書カード)を授与している。

## 3) 他の大学、短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定基準等の策定と周知

「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等」については大学学則第13条に、「大学以外の教育施設等における学修」については大学学則第14条に、「入学前の既修得単位の認定」については大学学則第15条、大学院学則第9条に定め、学則は本学HPで公開している【資料3-1-10】。

いずれも本学のディプロマ・ポリシーを踏まえた内容であることが確認できれば、諸規則の範囲内で単位認定している。それぞれの単位認定は、単位修得を証明する書類や学修成果を示す書類等を提出してもらい、教務委員会や教授会、大学院研究科委員会で確認・審査を行って決定することとしている。

## 4) 進級基準の策定と周知

本学では「文化学園大学学籍移動に関する細則」を定め、2年次から3年次へ進級する際に、進級のための条件を付している。毎年学期の初めに行うオリエンテーションでは『Student's Manual 履修要項』の「学籍移動に関する細則について」の記載で、詳細に学生へ説明している。また、上記細則及び履修要項については本学HPでも公開し、周知している【資料3-1-11】。

細則の内容は、2年次終了時における修得単位数が50単位未満(資格に関する専門科目は除く)の場合は3年次に進級させず、2年次に学籍を留める(学籍を他の年次に移すので「学籍移動」という)ものである。また、その他に2年次終了時まで取得しなければならない科目も設定している学部学科がある。前述に該当しない場合でも、同細則第2条により当該年度の修得単位が不十分であると学生が考える場合は、学生本人から学籍移動を申し出ることができる。

## 5) 卒業・修了認定基準の策定と周知

大学については学則第10条(卒業・単位認定・成績評価・学位)に、大学院については大学院学則第11条(修了)に規定し、公表している。本学はいずれの学部・研究科とも、ディプロマ・ポリシーに基づいて修得すべき能力が備わったことを判断して、学位を授与している。大学の卒業要件は3学部とも124単位以上である(表3-1-1)。

大学院修士・博士前期課程の修了要件単位数は30もしくは32単位以上、博士後期課程は10単位以上取得した者、と規定している(表3-1-2)。

卒業・修了要件等については学則の他、『Student's Manual 履修要項 2024 』にも掲載し、本学 HP において公開し、周知している【資料 3-1-12】。

表 3-1-1 大学の卒業要件単位

	服装学部	造形学部	国際文化学部	
			国際文化・観光学科	国際ファッション文化学科
総合教養科目	30 単位以上	30 単位以上	24 単位以上	24 単位以上
外国語科目	—	—	—	10 単位以上
専門教育科目	78 単位以上	80 単位以上	92 単位以上	82 単位以上
自由選択科目	16 単位以上	14 単位以上	8 単位以上	8 単位以上
計	124 単位以上	124 単位以上	124 単位以上	124 単位以上

\*服装学部・造形学部は「外国語科目」を「総合教養科目」として設置、国際文化学部国際文化・観光学科は「外国語科目」を「専門教育科目」として設置しているため、外国語科目の欄は空欄となっている。

表 3-1-2 大学院の修了要件単位

研究科	専攻	修了要件単位数
生活環境学研究科	被服環境学専攻（博士後期課程）	10単位以上
	被服学専攻（博士前期課程）	30単位以上
	生活環境学専攻（修士課程）	30単位以上
国際文化研究科	国際文化専攻（修士課程）	32単位以上

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学の「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は教育目的を反映して定められ、以前から本学 HP で公表しているが、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「文化学園大学学則」、「文化学園大学大学院学則」「文化学園大学学位規程」「単位履修に関する細則」に定め、認定はこれに基づいて行っている。

#### 1) 単位認定基準の厳正な適用

本学では「単位履修に関する細則」第 6 条【資料 3-1-13】により、原則として、次の①～③までを充足した者に履修科目の単位が認定される。①授業時数 3 分の 2 以上出席した者、②定期試験（レポート、論文、作品を含む）において合格点に達した者、③当該年度の学費を納入した者（当該年度の学費が未納の場合は、学費が納入されるまで成績評価を受けることができない）。

また、同細則第 5 条による登録上限単位数、GPA 制度の活用等について定め、厳正に適用している。

#### 2) 編入学生の単位認定の厳正な適用

「文化学園大学編入学生規程」【資料 3-1-14】により、編入学生の単位認定上限は 3 学部とも 64 単位としている。単位認定については、本学の授業科目に相当する科目であるか編入学前の短期大学等のシラバスを確認し、各学科の主任教授が協議の上、行っている。

#### 3) 進級基準の厳正な適用

「文化学園大学学籍移動に関する細則」第 1 条に基づき、学籍移動の対象となる学生

については教授会で審議し、学籍移動とする。第1条に該当する者以外で、当該年度の修得単位が不十分な場合は本人の意志により学籍移動を申し出ることができる。

#### 4) 卒業認定基準の厳正な適用

大学の卒業要件単位数は124単位以上取得した者と規定している。卒業認定にあたっては、教授会メンバーによる卒業判定会議を開催し、卒業要件にある単位取得状況等を満たしていることを確認して、判定をしている。

#### 5) 修了認定基準の厳正な適用

大学院修士・博士前期課程の修了要件単位数は30もしくは32単位以上、博士後期課程は10単位以上取得した者、と規定している。学位論文の審査については「文化学園大学学位規程」に規定されており、学位論文の審査と最終試験及び学力の確認も行っている。博士の学位論文審査は主査1人、副査3人で行い、そのうち1人は外部審査員が加わり、客観性を高めている。

修士及び博士論文審査の最終結果は大学院研究科委員会に報告され、学位論文審査基準【資料3-1-15】に基づき、厳正に学位認定を行っている。なお、令和5(2023)年度における学位審査申請に係る資料は【資料3-1-16】の通り。

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級基準、卒業認定、修了認定については学則及び履修要項を通じて学生に周知し、厳正に適用している。これまで認定について学生からの異議申し立ては発生していないが、学生が上記認定について所定期間内であれば、教務課に確認を求めるような検証機能を持つ制度の導入を検討している。

大学院では留学生が半数を超えており、日本語力の課題により研究活動の遅れや論文作成に時間を要する等の理由により、留年するケースが発生することがある。これは、大学院には進級条件が設定されていないことが一因と考えられ、今後、論文作成が始まる修了年次に入る前に、日本語の能力を充分身につけているか確認する仕組みを検討する。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

#### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシー【資料3-2-1】は学部学科ごとに、大学院のカリキュラム・ポリシーは研究科・専攻ごとに毎年、年度末に見直しを行っている。カリキュラム・ポリシーは大学HPにて「教育のポリシー」として公表している。新入生に対してはオリ



エンタースション時の学科集会においてカリキュラム・ポリシーについて説明を行っている。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 1) 大学

本学では、学則に定められた各学科の教育目的に基づいて、学生が修得すべき「資質・能力（何ができるようになるのか）」を明示するためにディプロマ・ポリシー【資料3-2-2】を策定している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに定めた「資質・能力」を修得するために必要となる「知識・技能」及び「思考力・判断力」を養うための科目編成の考え方（何をどのように修学するのか）を示すものとして策定している。アドミッション・ポリシー【資料3-2-3】は、カリキュラム・ポリシーに定めた「知識・技能」及び「思考力・判断力」を身につけようとする、本学の理念に合った学生に入学してもらうものとして策定している。

なお、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、毎年度末に「学部長会」を中心として各「学部協議会」、「大学運営会議」において「教育のポリシー（三つのポリシー）」全体の見直しの中で確認・修正している。

以上のように学部の「教育のポリシー」は一体的に策定されている。

#### 2) 大学院

博士後期課程被服環境学専攻においてはカリキュラム・ポリシーに示す専門分野の精深な学識を修め、国内外の文献調査、教員との討議、学会等での発表、学術論文の発表等を通じて、ディプロマ・ポリシーの「専門分野において研究者として自立して研究活動を遂行する能力」「研究能力をもとに、種々の問題を自ら発見・設定し、解決する能力」「極めて高度な専門的業務に従事するための基礎となる豊かな学識」が身につくようにしている。

博士前期課程被服学専攻及び修士課程生活環境学専攻においては、カリキュラム・ポリシーに示す専門分野の高度な知識と技術及び実験・実習科目と研究指導によって、ディプロマ・ポリシーの「被服学分野または生活環境学分野における高度な専門知識と技術を身につけ、修士にふさわしい研究活動を遂行する能力」「研究能力をもとに種々の問題を自ら発見し、解決する能力」「専門家として高度な業務に従事するのに必要な能力」が身につくようにしている。

修士課程国際文化専攻においては、カリキュラム・ポリシーに示す、社会に貢献できる基礎力・応用力を養う教育を行うことで「高度な専門的業務に必要な深い学識と豊かな教養」「課題についての情報収集、調査・分析を通して多様な視点から考察する力」「人々の多様な社会的、文化的背景の理解、課題解決や社会的貢献への意欲、目標達成への努力と遂行力」が身につくようにしている。

このようにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとは一貫性を持たせており、この一貫性は毎年、年度末に各研究科委員会、大学運営会議における「教育のポリシー」全体の見直しの中で、確認・修正している。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 1) カリキュラム編成

ディプロマ・ポリシーに示す資質・能力の修得に向けて、大学では「教養科目」「外国語科目」「コラボレーション科目」「キャリア形成教育科目」「専門教育科目」の科目群からなるカリキュラムを編成している。カリキュラム・ポリシーでは、それぞれの科目群において身につけるべき知識・技能及び思考力・判断力を、各学部学科の特徴を踏まえて具体的に明示している。

大学院博士後期課程では、服装造形論、被服素材論、被服管理論、服装機能論、服装社会論、服装文化論、ファッションビジネス経営論、ファッション文化・芸術論の講座から自分の専門分野の科目とその周辺科目から 10 単位を履修するカリキュラム編成としている。また、博士前期課程及び修士課程では、専修の柱となる講義及び演習・実習科目の他、共通科目を選択できるように設定し、さらに他研究科・他専攻の授業科目を履修できるようカリキュラムを編成している。

#### 2) 履修要項の「カリキュラム体系図」による体系的編成の明示【資料 3-2-4】

本学の『Student's Manual 履修要項』には、大学の各学科のカリキュラム・ポリシーと開設科目の関係を明示した「カリキュラム体系図」を掲載している。「カリキュラム体系図」には科目間の繋がりと履修の順序関係も表記されており、学生は卒業までに修得すべき知識・技能の修学の順序とコースを理解することができる。本学の履修要項は本学 HP で閲覧できるので、いつでも自分の修学している科目の位置付けを確認することができる（新入生には冊子も配布している）。

#### 3) シラバスの「到達目標」による体系的編成の明示

本学のシラバスの「到達目標」には、カリキュラム・ポリシーとの関連を明確に記載することとなっている。平成 26(2014)年度のシラバス執筆より、教員による「シラバス調整に関するワーキンググループ」を大学院の研究科・専攻、大学の学部・学科ごとに設置し【資料 3-2-5】、カリキュラムポリシーとシラバスの「到達目標」の整合性、授業内容の重複等について確認することで教育課程の体系的編成を維持している。

これらの確認は、大学、大学院別に「シラバスチェックシート」を作成し、まずは科目担当教員がチェックシートをもとにセルフチェックした後に、「シラバス調整に関するワーキンググループ」が提出されたシラバスとシラバスチェックシートをダブルチェックし、必要があれば修正を求めている。

#### 4) 単位制度の実質を保つための工夫

本学では「単位履修に関する細則第 5 条」に規定の通り、各年次にわたり適切に授業科目を履修するため、1 年間に登録することのできる単位数の上限を設けている【データ編 表 3-4】。

表 3-2-1 登録上限単位数

学 部	学 年	登録上限単位数
大学院	1・2・3 年	登録制限なし
大 学	1・2 年	50 単位
	3・4 年	登録制限なし

なお、1年次のGPAポイントが3.2以上で優秀な成績で単位を修得したと認められる場合は、2年次の登録制限をなしとしている。

#### 5) 授業の体制に関する工夫

本学は、令和2(2020)年度に1コマ90分、半期15週の授業時間を見直し、1コマ100分、半期14週に変更した(本学は前期・後期の2学期制)。

この変更は、定期試験期間や補講期間を充分確保することと、学生が長期休暇を利用して国内外の「インターンシップ」や「語学研修」等に積極的に参加することを可能とするためのものである。

1時限目の授業開始時間(9:00)に変更はないが、5時限目の授業終了時間がそれまでより遅くなる(17:50終了→18:40終了)ことに対して、特に遠方から通学している学生から懸念の声もあったが、導入した年度から数年は新型コロナ対応のためオンライン授業が多かったため結果的に大きな問題とはならず、また、現在は1コマ100分授業を導入している高校もあり、スムーズに1コマ100分授業に移行することができた。

#### 3-2-④ 教養教育の実施

学生の人間形成・教養形成を実現する大きな柱の一つとして、「総合教養科目」を設置している。「総合教養科目」はさらに「教養科目」「外国語科目」「コラボレーション科目」「キャリア形成教育科目」によって構成される。総合教養科目を検討しているメンバーは、「学部共通科目協議会」【資料3-2-6】に所属する教員である。

「教養科目」・「外国語科目」は26単位(国際文化学部は外国語科目をすべて専門科目とするため、教養科目のみで16単位)、「コラボレーション科目」は2単位、「キャリア形成教育科目」は2単位(国際文化学部6単位)が必修となっている。これらの科目は「専門教育科目」と相まって、幅広い教養、質の高い創造性と実践力を養うことを目指しており、大学のカリキュラム・ポリシーに沿って、総合教養科目についてもカリキュラム・ポリシーを定めている。

また、専門教育科目がカリキュラム体系図によって教育の全体像を示すのに対し、「総合教養科目」、特に「教養科目」は個々の科目が独立しており、各科目間の連環による全体像を示すことは困難である。一方で科目の選択は学生に任されている。そのため、それぞれの科目を履修することによってどのようなスキルを身につけることができるかを3つの「スキル」として定め、「スキルテーブル」として学生に示している。

教養科目の開講形態には通常の対面授業に加え、「タイムシフト科目」というオンデマンド形式の授業がある。令和3(2021)年度に試験的に導入し、令和4(2022)年度からは本格的に実施、令和6(2024)年度は15科目を開講している。学生はそれぞれの科目の定めに従って、自分のペースでフレキシブルに学修に取り組むことができる。繰り返し動画を視聴することができ、深い学びを得ることが可能である。「タイムシフト科目」は学生と直接触れ合わないため、教育効果を把握するために、学部共通科目協議会内に検討グループを設置し、毎年検証を行っている【資料3-2-7】。

「外国語科目」としては英語・フランス語・中国語・日本語を開講し、学生が将来的にグローバルに活躍するための重要な科目群として位置付けている。母国語を外国語科目として履修することはできない。英語・日本語に関しては能力別のクラス編成としており、

学修効果をあげている。

「コラボレーション科目」は、本学が独自に開発した教育プログラムである【資料 3-2-8】。総合教養科目と専門教育科目との融合による総合的な知識と豊かな人間性の涵養、さらに教員の交流やFD向上を企図して、平成16(2004)年度から開設している。学部、学科、学年を超えた学生間、専門性の異なる教員間の協働、あるいは地域や国内外の大学とのコラボレーションからなり、前期と後期に集中授業として年に2回、全学的に開講している。

平常授業では開講しにくい内容、集中的な開講により高い学修効果をあげられる内容の展開が可能となり、学生の多様な学びを実現している。令和6(2024)年度は50科目を開講している。

また、平成27(2015)年度に、文部科学省大学教育再生加速プログラム(AP)テーマIV長期学外学修プログラム(ギャップイヤー)「梅春(うめはる)学期」の新設とその展開—ファッション分野における「グローバル創造力」を持った人材育成のためのプログラム—が採択され、国内外での学外学修の推進に取り組んでいる。令和4(2022)年度は49人、令和5(2023)年度は38人が履修した【資料 3-2-9】。

「キャリア形成教育科目」は、学生が自らの資質を向上させ、卒業後、社会的・職業的自立を図るために必要な能力と人間力を養うことを目的として、「総合教養科目」として設置されている。初年次の「キャリアデザイン(導入編)」(1年次1単位必修)をはじめ、学生はそれぞれの年次に応じて、段階的にキャリア形成を実現できるようカリキュラムが編成されている。

#### <総合教養のディプロマ・ポリシー>

建学の精神である「新しい美と文化の創造」を踏まえ、リベラルアーツの知に触れることで、以下の力を修得しているものとする。

1. 広い視野を持ち、多様化する世界や社会の中に自己を位置付けられる力
2. 社会の中で自ら果たすべき役割を見出し、積極的に行動できる力
3. 自ら課題を発見し、実践的かつ前向きに解決していく力

#### <総合教養のカリキュラム・ポリシー>

教養教育科目群として「教養科目」「外国語科目」「コラボレーション科目」「キャリア形成教育科目」を置く。

1. 「教養科目」はさまざまな知の枠組みを学ぶことによって、多様な考えを理解し受け入れること、問題解決のための思考力や判断力を身につけることを目指す。
2. 「外国語科目」は外国語のコミュニケーション能力を養うとともに、異なる文化に対する理解を深める。実践的教育により、グローバルに活躍することを目指す。
3. 「コラボレーション科目」は本学独自の科目群である。学部学科・研究領域を超えて開講される科目で、協働の学びを実践し人間力を高めることを目指す。
4. 「キャリア形成教育科目」は、自分と社会についての理解を深め、豊かな人生をデザインできることを目指す。

#### <総合教養の3つのスキル>

ヒューマンスキル：

学生生活のWell-beingを高め、維持することを目的とし、心と身体をより良い状態に保つためのスキル・実践(例：自己管理 / 健康リテラシー / 健康・運動実践 多様性・協

調性・受容性の涵養)

ジェネリックスキル：

すべての学生に必要とされる、特定の専門分野に限らない、多彩な教養・スキル（例：教養 / コミュニケーションリーダーシップ / チームワーク）

アカデミックスキル：

自己の学習・研究を深め、論理的に推し進めて行くために必要となる基本的なスキル・活用（例：課題設定 / 情報・資料の収集・分析 / ICT の利活用 / 文章やプレゼンテーションにおける論理的表現）

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発を進めるための組織体制としては、全学で組織する「教務委員会」、「全学ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」）委員会」と連携しつつ、学部協議会や学科の会議・研究室の会議等が機能している。その他、教授方法の工夫・開発のための全学的な取り組みとしては、全学 FD 委員会による「全学 FD・SD 研修会」と「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」があるが、ここでは各学部学科における取り組みについて述べる。

#### 1) 服装学部

ファッションクリエイション学科、ファッション社会学科ともに、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成している。学科ごとにカリキュラム体系図を整備し、科目間の連携を取りながら、1～4年次までに段階的にディプロマポリシーが達成できるように工夫している。

ファッションクリエイション学科においては、素材開発、デザイン思考、高度な造形テクニックの修得、着心地等の着装評価を通じた学修を基盤に、企業との連携開発教育、国内外コンテストへの挑戦型教育を実施している。

また、同学科は教育の特徴をより強化し、教育内容の幅を広げて更なる充実を図るために、平成 30(2018)年度入学生から、3年次から分かれる従来のコース制を「フィールド」制に変更した。

フィールドは、多様化するファッション業界に適応するために、次の 3つの領域で編成している。

##### ○アパレルフィールド

アパレル産業で活躍できるクリエイター育成を目指し、服作りに必要な技術力と企画力を理論と実践から学ぶ

##### ○プロデュースフィールド

現代の多様化するファッション関連産業で活躍できる人材育成を目指し、ファッションに関わる分野の知識を幅広く学ぶ

##### ○アドバンストフィールド

ファッション関連産業での開発研究など、新しい領域に挑戦する人材育成を目指し、グローバルな視点から知識や技術を学ぶ

この制度は、フィールドを超えて履修できるシステムとなっているため、学生は横断的履修をすることにより、創造的で機能的なファッションの発想、より高度なファッシ

ョン造形と産業界に繋がる生産技術の視点等を持つことが可能となっている。

さらに、3年次の「ファッションプレゼンテーション企画制作」(3年次 2単位 必修)では、学生がファッションショーを企画・製作し、4年次にその作品を一般公開するまでの流れをトータルに実体験できる特色を持っている【資料 3-2-10】。これは1~3年次までの基礎・専門知識を生かした「ものづくり」への挑戦と、人に伝える意義や表現力の集大成として、より高い創造性が生まれることを期待したカリキュラムである。令和5(2023)年度に実施したショーには、学内外から3100人を超える観客が来場した。

この一連の流れにおいては、学生と教員間の意見交換の時間を多く設定し、根拠のある自分の意見を持つことや、他の人の意見を受け入れることなど、コミュニケーション能力の向上へと繋げていることは、アクティブラーニングの機能が成立していると考えられる。

ファッション社会学科においては、1~2年次に10人前後の少人数制授業である「ファッション社会学基礎演習ⅠA・ⅠB、ⅡA・ⅡB」(1・2年次 各1単位 必修)を開設している。これは、学科の教員が基礎演習に関して検討するグループを作り、文章力、読解力、思考力を養成するための教授法等について基礎案を作成し、学科の全教員が参加する教育として実施している。基礎演習の評価方法においてはルーブリックによる評価法を導入し、複数の教員が関わる授業における評価の公平性を維持している。

一方、両学科とも環境に対する高い意識を持つと同時に、高学年における教授法の開発にも繋げている。ファッションクリエイション学科では、3~4年次に環境循環型社会への取り組みとして、アパレル企業より提供された余剰在庫品でアップサイクル作品を製作し、新たなファッション製品の開発や提案を行うなどの産学連携プロジェクトを実施している。

また、3~4年次の必修科目である「ファッション社会学演習ⅠA・ⅠB」(3年次 各2単位)、「ファッション社会学演習Ⅱ」(4年次 4単位)においてさまざまな社会的課題に対しての理解と課題解決法を模索して実行できるよう、アクティブ・ラーニング型授業を取り入れている。

具体例のひとつとして、学内で残布を収集し、圧縮コークス化したものを固形燃料にするプロジェクトがある。これは他大学(近畿大学)との連携で行い、取り組みを外部に公開することで、学生には社会問題に対する意識を高めさせている。

## 2) 造形学部

造形学部の教育方法の工夫・開発の具体例として、新宿・渋谷の立地を生かした産学連携教育、長野県須坂市との「地域連携教育」を実施している(詳細は基準 A.A-1-②、2) 参照)。

また、コース横断、学科横断のプロジェクト型授業を実施する学部共通科目として「プロジェクトゼミナールA~D」(1~4年次 各2単位 選択)を置いている。この科目は、1~4年生までの混合によるグループワークを通じて、コンペティションやコンクールへの参加、企業や他大学とのコラボ等、目的に応じたプロジェクトに取り組み、社会に向けた実践的発信能力の育成を目的としている。また、「キャリア支援イベント」では、コースごとの専門性に合わせ、卒業生や外部講師を招いて「キャリア支援講座」、「キャリアアップ資格講座」を実施し、職業の内容や実際、職業人の意識、資格取得の意義等を

学ぶもので、年間を通じて実施している。このイベントは教員にとってもコースの卒業生の卒業後のさまざまな活躍を知ることにより教育目的の達成状況を認識し、また卒業生の視点からの造形学部の教育の評価の把握に役立っており、教育内容・方法の改善にも繋がっている。

造形学部は、学科教育の特徴をより明確にするとともに、各コースの教育内容の幅を広げてさらに充実を図るために、平成 28(2016)年度入学生から、それぞれの学科でコース再編、あるいはコースに分かれる学年の変更を行った。

デザイン・造形学科は、従来の 6 コースから 3 コース(メディア映像クリエイション、グラフィック・プロダクトデザイン、ジュエリー・メタルデザイン) 編成とし、1・2 年次の専門教育科目で広く基礎的な知識、造形力を身に付け、3・4 年次に「コース別専門科目」を修得する体系となっている。3 年次からの適性に応じたコースへのスムーズな移行を可能にする工夫として、2 年次に各コースの「コース基礎実習科目」を開設し、希望すれば基礎実習科目すべてを履修し体験した上で、各自に適したコースの選択を可能としている。3 年次からの「コース別専門科目」では、各コースの特色ある実習、演習科目を多く設置し、専門性の高い知識、技術が修得できるカリキュラム編成としている。

建築・インテリア学科は、コースに分かれる時期を従来の 2 年次から 3 年次に変更し、かつ従来の 3 コースから 2 コース(インテリアデザイン、建築デザイン) 編成とした。1 年次からの専門教育科目と 3 年次からのコース別専門科目を設置し、特にコース別専門科目には建築・インテリアの専門の知識・技術を幅広くバランス良く修得できるような演習・実習科目を体系的に設定している。また、所定の「建築士指定科目」を履修することで、建築士受験資格が取得できるカリキュラム編成としている。

なお、両学科とも企業や地域等と連携した実践的な教育、学生の創造性や社会性を伸ばすためのグループワーク及びプレゼンテーションを重視する等、アクティブラーニングを取り入れた教育方法の工夫・開発に努めている。

### 3) 国際文化学部

カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成している。学科ごとにカリキュラム体系図を整備し、科目間の連携を取りながら 1 ～ 4 年次までに段階的にディプロマ・ポリシーが達成できるように工夫している。

国際文化・観光学科はコロナ禍で得たオンライン授業のノウハウを対面授業にも生かしている。例えば、LMS (Learning Management System) を利用して小テストの実施、課題の配信・回収・フィードバックを行っている。また対面授業でもコロナ禍の際に作成した Web を利用した教材を使用し、学生の理解度を上げることに役立て、常に効果的な授業方法を模索している。

国際ファッション文化学科は実習を伴う科目が多いため、授業に際しては担当と副担当を置くことで、学生の質問等に迅速な対応をすることができている。コロナ禍においては各教員が動画撮影などの工夫をしたが、現在でもこの動画の活用により学生の学習効果を上げることに役立たせている。

学生の成果を学内外へ公表する場として、3 年次の「ファッションショー」と 4 年次の「卒業イベント」がある。

3年次の「ファッションショー」は、2年次に「ファッションショー企画制作 A」（2年次 2単位 必修）の授業で学生の役割を決め、デザイン画の検討、製作等を行い、3年次の7月と11月（文化祭時）にショーを行っている【資料 3-2-11】。令和 5(2023)年度は、学内外から合計 1600 人近くの観客が来場した。

4年次の「卒業イベント」【資料 3-2-12】は「卒業研究」（4年次 8単位 必修）の発表の場として、毎年 12 月の 2 日間、学内外の来場者を招き、本学園遠藤記念館大ホールで開催している。ファッションとパフォーマンスアーツを融合させた舞台芸術で、3 コース（スタイリスト・コーディネーター、プロデューサー・ジャーナリスト、映画・舞台衣装デザイナー）の特徴を生かした総合的な実践の学びの場であり、専門性をより深め、学生の成長を促すことに繋がっている。令和 5(2023)年度の「卒業イベント」には、学内外から 2500 人近くの観客が来場した。

#### 4) 大学院

大学院においては入学から修了まで多角的な点検・評価を通じて効果的な教育を受ける仕組みとなっている。まず、入学試験では出願前に、希望する研究内容についてその専修の教員に事前に相談することを義務付けており、入学試験において研究内容や方法について確認する。研究内容が確定する 2 年次の初めに、主指導教員を決定し、研究テーマによっては副指導教員を置く。それにより教育研究が進められ、その進捗が日常的に点検できる体制としている。毎年 6 月下旬に大学院に所属する学生と教員が参加する「大学院セミナー」【資料 3-2-13】を開催し、修了年次生の修士・博士論文の中間発表を行うことを必須としている。この発表会では異分野の教員及び学生からの質疑やアドバイスを受けることで、自己の研究に対する点検を行う機会となっている。このセミナーは宿泊を伴うもので、学生と指導教員とのコミュニケーション形成に役立ち、円滑な大学院教育に役立っている。

#### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

服装学部ではファッションクリエイション学科、ファッション社会学科ともに平成 30(2018)年度入学生より、社会のニーズへの対応や、学生の質の変化と現行の教育スタイルとの乖離を回避するため、大幅なカリキュラム改革を行った。令和元(2019)年度にはその検証を行うためのワーキンググループ(以下「WG」)を立ち上げ、毎学期末に教員アンケートを実施している。また、科目ごとの学生のラーニングポートフォリオ(以下「LP」)のチェック結果も加え、科目ごとの改善項目の抽出や科目間の内容の重複等について意見交換を行っている。

令和 4(2022)年度に新カリキュラム完成年度となり、令和 5(2023)年度からはさらに学生の満足度を上げる教授方法の工夫・開発等を目的に、カリキュラム体系図の修正を行っている。

造形学部のデザイン・造形学科では令和 4(2022)年度に「デザイン・造形学科若手中堅将来構想委員会」を設置し、時代の変化に対応したデザイン・造形学科の人材養成目的及びコース編成について組織的な見直しを行った【資料 3-2-14】。これを受けて、令和 8(2026)年度からコース編成を再編する予定である。また、建築・インテリア学科では令和 5(2023)年度に若手教員によるカリキュラム見直しの WG を立ち上げ【資料 3-2-15】、令和 7(2025)年度から新たなカリキュラム編成とすべく検討を開始した。



国際文化学部国際文化・観光学科では学科の強化・充実を図るため、学科の特色をより明確にする方策を検討している。具体的には、インターンシップの充実、体験型授業の導入、観光産業で実際に活躍している現役のゲストスピーカーの講演等により社会との結びつきを意識し、就職にも繋がる方策を検討し実施することである。

国際ファッション文化学科では、さらに実習室の設備を充実させて学生の満足度を上げる。教授方法の工夫・開発及び学生指導については、学科の会議等で継続的な審議を重ねている。

大学院教育における教授方法については、対面形式において効果を上げているが、一層の向上と、近年の生成 AI の急速な発展に鑑み、デジタル技術を用いた教授法も必要と考えている。しかし、使い方を誤ると教育効果だけでなく、他人の権利や法律に触れるリスクを含んでいるので、生成 AI のメリット、デメリットを十分に把握・周知し、教育研究に適切に使用するよう進めていく【資料 3-2-16】。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

##### 1) 大学全体の取り組み

本学では全学 FD 委員会が中心となって、専任教員が担当するすべての科目において「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」を毎年実施しており【資料 3-3-1】、評価の高かった科目（10 科目）と科目ごとの集計結果を報告書にまとめている。また、同じく全学 FD 委員会が行っていた教職員相互の授業見学である「FD 教職員による授業見学ウィーク」【資料 3-3-2】は、コロナ禍のため、全学的にオンライン授業となった令和 2(2020)年度以降は中断していたが、令和 6(2024)年度は後期実施に向けて、改めて検討することとなっている。

一方、「学生支援委員会」が中心となって 3 年に 1 度行っている「学生生活調査」【資料 3-3-3】においては、①総合教養科目（2023 年度入学生から「教養科目」）、②外国語科目、③コラボレーション科目、④キャリア形成教育科目、⑤専門教育科目、⑥資格関連科目に関する質問項目を設け、その結果を全教員にフィードバックし、工夫・開発に努めている。

資格については、「教職課程専門委員会」「学芸員課程専門委員会」「司書課程専門委員会」「衣料管理士課程専門委員会」「建築・インテリア系資格専門委員会」が、それぞれの資格取得状況を把握している【資料 3-3-4～3-3-9】。

ラーニングポートフォリオ（以下「LP」）については、平成 30(2018)年度から全学的に実施してきた。ただし、令和 2(2020)～令和 3(2021)年度は新型コロナ対策として全学

的にオンライン授業になったため一部の学科では中断していたが、その後、後述の通り再開している。

## 2) 学部学科、大学院の取り組み

### <服装学部>

服装学部では「3-2の改善・向上方策」で述べた通り、令和元(2019)年度のカリキュラム検証のためのWGによる教員の学期末アンケートに加え、全学FD委員会が実施している「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」の結果を受けて、カリキュラム改善を行っている。

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、卒業研究の「作品展示又は口述発表における評価」があげられる。第1次審査教員の研究の進め方を重視した評価と、第2次審査教員の論文講読と公開展示作品や口述発表を含めた評価を行っており、審査教員の点数を合算して最終評価に至る。

なお、ファッションクリエイション学科、ファッション社会学科ともにコロナ禍以降、LPを再開している【資料3-3-10】。

### <造形学部>

造形学部では平成30(2018)年度から「キャリアデザイン(導入編)」(1年次1単位必修)と「キャリアデザイン(展開編)」(3年次1単位必修)においてLPを紙媒体のアンケート形式で実施していたが、コロナ禍に一時中断、その間LPの意義と実施方法について主任教授が再検討した。その結果、実習系科目においては、課題作品の制作過程において、指導教員が、随時、個別指導の中で学修成果を点検・評価し、その結果を学生にフィードバックすることは可能であるが、講義系科目においてはLPを再開することが必要であるとの結論に達した。

また、紙媒体のアンケートではフィードバックの精度に限界があるので、Webシステムを利用した双方向性のあるLPを工夫することとした。そこで、令和5(2023)年度には一部の科目においてオンラインを利用した新たな仕組みのLPを試行的に実施した。

デザイン・造形学科では、オムニバス形式の講義科目「デザイン基礎演習」(1年次1単位選択)の演習科目で、学生の理解度を測るために、LPを紙媒体で実施し、そのフィードバックをオンラインのシステムを活用して行う等の試みを再開した。

建築・インテリア学科では、「人間環境学A(人間工学)」(2年次2単位必修)と「人間環境学C(環境行動)」(3年次2単位選択)を対象にして実施した【資料3-3-11】。

### <国際文化学部>

国際文化学部ではLPを紙媒体のアンケート形式で実施していたが、コロナ禍のために一時中断していた。その後、国際文化・観光学科では、一部の科目においてオンラインを利用した新たな仕組みのLPを試行的に実施し、紙媒体のLPに代わるものとして、学生の授業の理解度を測るためにLMSを活用し、授業の振り返りを行っている。

国際ファッション文化学科では、点検・評価法として「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」の内容の共有とともに、学生が提出する目標管理シートの点検で学生の理解度、習熟度などの確認を行っている(学生自身の評価点が全体的に低いなどのケースがあれば、自らの細目内容の確認振り返りにもなる)。また、学年ごとのミーティングや各教員からの報告により、問題点や授業の指導法の共有などを繰り返し行い、改

善をしている【資料 3-3-12】。

### <大学院>

博士前期課程及び修士課程の学修成果は、指導教員による日常的な点検の他、大学院セミナーでの研究発表において異分野の教員及び学生からの質問、アドバイスによる自己点検がされる。修了年次の11月に研究概要書を作成し、研究の目的とテーマ、研究方法及び論文構成を明記して提出することで、修士論文の作成に向けて学生と教員の両方で点検が行われる。提出された修士論文は主審査員1人、副審査員2人の複数体制で評価を行い、その評価結果は大学院研究科委員会による修了判定会議で報告され、これに学修状況を加味して学修達成の評価を行う方法としている。

博士後期課程は、日常的な点検の他に、修了年次における大学院セミナーでの研究発表で自己点検を行う。博士論文は12月上旬に主指導教員に仮提出を行い、主指導教員と大学院教員2人により、博士論文の予備審査を行い、点検と評価を行う。そこで指摘された事項は修正作業を行った後、翌年1月に博士論文を大学に本提出する。大学院研究科委員会で受理を審議した後、本審査が始まる。事前審査、公聴会、最終審査を経て、それらの評価結果は大学院被服環境学専攻委員会による修了判定会議で報告され、これに学修状況を加味して学修達成の評価を行う方法としている。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 1) 大学全体の取り組み

「全学FD委員会」が実施している「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」(年2回実施 1回目前期科目、2回目後期科目と通年科目)の集計結果は、共有ドライブ上で学長、副学長、学部長、主任教授、研究室長、事務局長、教務部長、全学FD委員会委員が閲覧可能としている。各科目の担当教員には自身が担当する科目の集計結果をフィードバックし、それぞれの授業改善に活用している。

特に学部長、主任教授、研究室長は学生アンケートの自由記述を確認して、気になる記載等があった場合は、当該担当教員と面談等を行い、場合によっては改善のための指導や、向上方策を一緒に検討するように努めている。

表 3-3-1 学生によるカリキュラム・授業改善アンケートの回収率

年度	対象科目数 ※1	履修者のべ ※2	回収数	無効件数	有効件数	有効回収率
令和5(2023)前期	287	15468	10921	852	10069	65.1%
令和5(2023)後期・通年	285	14113	8828	416	8412	59.6%
令和4(2022)前期	297	16564	10908	532	10376	62.6%
令和4(2022)後期・通年	319	15787	9309	796	8513	53.9%
令和3(2021)前期	300	17747	12858	785	12073	68.0%
令和3(2021)後期・通年	345	18434	11054	270	10784	58.5%

※1 各研究室作成「アンケート実施科目一覧」において申告のあった科目

※2 同、申告のあった科目の履修者(申告による)数の合計

#### 2) 学部学科、大学院の取り組み

##### <服装学部>

ファッションクリエイション学科はシラバスに提示している「到達目標」や評価基準と、各科目の単元ごとに提出をしているLPとを照らし合わせて、教員の評価を記載し、学生にフィードバックしている。また、4年次に専門知識を学んだ集大成として、ファッションショー形式の発表を行い、一般公開している。このショーは、教員と学生相互の評価はもちろん、アパレル業界をはじめとする学外からの評価を受けることによって、専門教育の成果と達成状況を確認するものとして機能している。

2月に実施している「卒業研究発表会」は、学内外にも公開することで達成状況の点検・評価に生かされている。

ファッション社会学科は基礎演習科目の授業ごとに提出物に教員が評価をして学生にフィードバックしている。この評価は、学生自身が保管しており、次の学年で受講する科目の予習で活用するように指導している。

実践的学修を行う演習科目においては、ビジネスプランや商品企画案を企業に提案し、その企業とのコラボレーションにより新商品開発に繋がるなどの成功事例もあり、その体験が学生の学業や将来に生かされるよう努めている。また、演習科目には努めてプレゼンテーションを取り入れて課題テーマを与え、調査、分析、学生間のディベートなどのプロセスを経てまとめたプレゼンテーションを行うことで、論理的思考や実証的検証能力を高める方法を実践している。

#### <造形学部>

造形学部では、教育目的の達成状況の点検・評価方法として「卒業研究展」が機能している。「卒業研究展」は、4年間の学修の集大成である卒業研究を学内外に公表する場であり、毎年2月に「卒業研究」における全作品・論文を一般公開している。会期中の多数の来場者からの評価は、教員はもとより学生にとっても教育目的の達成状況の点検・評価のための、最も大きな機会となっている。

建築・インテリア学科の「人間環境学A(人間工学)」(2年次 2単位 必修)のLPでは、毎回、講義の最初にシラバスに記載された「科目の到達目標(何ができるようになるか)」と、個々の授業における「到達目標」と「知識・技能及び思考力・判断力」をスライド提示し、授業終了前にこれらの理解度と到達目標の達成度とその理由をオンラインで回答させている。その集計結果は、次の授業の最初に学生にスライドで提示して、学生一人ひとりの修学状況を受講者全体の修学状況の中で相対的に認識できるように工夫している。

#### <国際文化学部>

国際文化・観光学科のLPではシラバスの到達目標と、毎回の授業時において「到達目標」を提示し、授業終了前にこれらの理解度と到達目標の達成度などを回答させている。その集計結果は、次の授業時に学生自身が修学状況を認識できるように工夫している。

国際ファッション文化学科は、一部の必修科目において1年次から学生が自らの学習活動について目標を立て、振り返りを記録した「目標管理シート」を継続的に作成しており、学生自身が習熟度を確認するとともに、教員がシートの点検を行うことで理解の状況を把握し、教員間で問題点や改善点について共有・改善している。3年次にはファッションショー形式の発表を、4年次には専門知識を学んだ集大成として卒業イベント

を行い、一般公開している。これらは、教員と学生相互の評価、アパレル業界をはじめとする学外からの評価を受けることによって、専門教育の成果と達成状況を確認・把握することで次年度に繋げている。

#### <大学院>

指導教員による点検については日常的な研究指導においてフィードバックされ、大学院セミナー（基準 3.3-2-⑤、4）に詳細記載）では、研究発表後、各ゼミにおいて指導教員からフィードバックを行う機会としている。修士課程の修士論文発表会は研究内容を広く公開する場となり、そこでの質疑応答を通じて修士課程全体の点検と評価のフィードバックとなっている。博士後期課程においては、博士論文の提出締め切りの約 1 カ月前に予備審査を実施し、本提出までに時間を設けることで評価・点検・修正が十分に行え、学位論文の質を高めるように改善している。

#### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

コロナ禍以前に実施していた「FD 教職員による授業見学ウィーク」は教員の教授法の工夫と開発だけでなく、事務職員が教員の教育活動に対して理解を深め、教職協働で学生の修学を支援する意識を醸成する上でも有効であったので、「全学 FD 委員会」で再開すべく検討したい。また、同委員会が実施している「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」については、同委員会が回答を集計し、教員へフィードバックしているが、集計作業に時間を要するため、即時的なフィードバックができていないことが課題である。今後は教員、学生へ早い時期にフィードバックでき、教員の授業方法改善が図れるような方法を検討する。

造形学部では試行的に実施した LP の結果を踏まえて、オンラインシステムを利用した効果的な LP の手法を確立し、主要な講義系科目において広く実施することとする。

大学院修士課程 2 年間については、教育の点検・評価・フィードバックの流れはできているが、博士後期課程 3 年間の教育の点検・評価・フィードバックは、修了年次に集中しているため、1 年次から行うような方法を導入し、より効果的なものとなるように改善を図る。

#### [基準 3 の自己評価]

本学の教育課程においてはさまざまな取り組みを行っているが、特筆する事項として、服装学部ファッションクリエイション学科による「ファッションショー」と「卒業研究発表会」、造形学部による「卒業研究展」、国際文化学部国際ファッション文化学科による「ファッションショー」と「卒業イベント」がある。これらは、学内外へ公表し、在学生、卒業生、保護者、一般の方等、多数の方々にご覧いただいている。学生の学修成果を広く社会へ公表することで、学生や教員へ直接多くの感想や意見が寄せられ、教育課程の点検・評価に繋げている。

本学は「教育のポリシー（三つのポリシー）」のもと、ディプロマ・ポリシーの達成に向けたカリキュラム編成と、独自の点検プロセスを確立して、教育目的の達成を目指している。

以上のことから、「基準 3. 教育課程」の基準を満たしている。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

文化学園大学（以下「本学」）の学長は、各学部等の状況を把握するとともに、各会議での審議で、参加教員の意見を聴きつつ議論をリードし、大学としての最終的意思決定を行い、大学運営の基本的事項及び教育研究の事項の審議において、リーダーシップを発揮している。また、本学学長は設置法人の理事長を兼ねているため、法人運営や法人内の各学校との連携状況を把握しうる立場にあり、本学の教育研究活動や業務執行に適切に反映することが可能となっている。

なお、学長は「文化学園大学学部長会」【資料 4-1-1】「文化学園大学運営会議」【資料 4-1-2】「文化学園大学将来構想委員会」【資料 4-1-3】及び「文化学園大学教授会」【資料 4-1-4】を招集し、主宰することを各規程で明記している。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学における教育に関する中心的な審議機関は「教授会」であると、組織上位置付けられており、文化学園大学学則第 27 条【資料 4-1-5】、及び文化学園大学教授会規程に定めている。なお、本学教授会は同規程第 9 条第 2 項に基づき大学全体で合同で行っている。

学部ごとの教授会ではなく、全学で教授会を開催することによって、学部間の壁はなく、横断的な議論ができる体制となっている。

大学院における審議機関は「大学院研究科委員会」と位置付けられ、文化学園大学大学院学則第 22 条【資料 4-1-6】及び文化学園大学生活環境学研究科委員会規程及び国際文化研究科委員会規程に定めている【資料 4-1-7】。

審議機関における議長は、教授会では学長の指名する者（学部長）があたり、大学院研究科委員会は研究科長が議長となって教育研究の重要事項を審議する。

これらの規程に基づき、「教授会」には助教以上の教員及び学長が指名する職員が出席し、審議を行う。その際、審議事項については多角的な検討と意見を反映するために、各種委員会（文化学園大学委員会「常置委員会」「特別委員会」「専門委員会」等）【資料 4-1-8】における検討と意見調整が行われ、教授会に報告される。この委員会のメンバーは全学的な編成で教員と職員から選出されている。

大学運営に関する基本事項は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、主任教授、図書館長並びに事務局長、教務部長、学生部長及びその他学長の指名する者で構成される「大

学運営会議」で協議が行われる。また全学の将来的な中長期の課題や計画立案及び全学自己点検・評価は「将来構想委員会」で行われ、上記メンバーに研究所長等が加わる。

この他、全学的な教育研究に関する重要な事項は、学長、学部長、事務局長及び学長が指名する教職員が出席する「学部長会」を毎月（8月除く）開催して意見を交わした後に教授会の議題として挙げ、教職員への提示を行っている。学部長会はさまざまな課題への対応の方向性について実質的な議論をしており、各種会議の中心的役割を果たしている。

「文化学園大学学則」第25条第1項、第26条第2項では、学長を補佐するために副学長を置けるよう規程を設けており、現在、2人の副学長が教育担当及び研究担当として任についている。

教育担当副学長は造形学部長を兼任しており、服装学部、国際文化学部の2学部長と連携して学部教育を担当している。研究担当副学長は大学院研究科長を兼任しており、大学院教育にあたるとともに、研究関係の委員会（研究倫理、研究活動不正防止）の活動を推進するなどにより、研究業務を担当している。2人の副学長の組織上の位置付けと役割は学長が「教授会」及び「学部長会」等で明確に示し、副学長は学長と意思疎通を図りつつ、それぞれの役割を果たしている。

以上のように、意思決定における権限の分散と責任がさまざまな規程で明確になっており、学長は大学の使命・目的の達成に向けてリーダーシップを発揮している。

なお、教学マネジメントの組織については基準6. 6-1-①、2)、図6-1-1参照。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学の使命・目的を達成するため、大学事務局の体制を整備し、「学校法人文化学園 分課分掌業務規程」【資料4-1-9】により各組織の所管業務と権限を定めている。事務局職員は教育研究活動の円滑な実施と学生支援に努め、適切に業務を遂行している。

大学事務局の組織は事務局長のもと、教務部（教務課、学事課、研究協力室）と学生部（学生課、入試広報課）で構成されている。事務局長の職務は「学校法人文化学園 職制」の第7条第3項に「事務局長は、学長を補佐する」と定め、学長が掲げる教育方針の実践と達成に向け、事務業務を行っている。

事務局は毎月1回「管理職ミーティング」を開催し（8月除く）、情報の共有を図っている。なお、このミーティングには、学園就職支援室から就職支援一課（大学担当）の管理職も加わっている。

教育・研究に関する大学の諮問機関・審議機関の会議の他にも、教授会のもとに設置している委員会には規程に基づき事務職員も委員として参画して意見を述べる等、教職協働による運営を行っている。事務職員の採用は「学校法人文化学園 職員就業規程」【資料4-1-10】に、昇格に関しては「学校法人文化学園 職能資格制度規程」【資料4-1-11】に定めている。昇格の審査については規程に基づき人事委員会が組織される。

#### (3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

社会のデジタル化が急速に進展しており、社会の経済及び産業構造が大きく変革している。こうした状況において社会のニーズに応える教育研究を行うには、時代に即した新しく高度な専門知識を有する教員と事務職員の協力が不可欠である。

教員及び事務職員は、相互理解と信頼のもとに協調して業務に取り組み、またそれぞれの立場での研鑽が求められる。社会や教育界の最新情報や、高等教育機関に求められるニーズを把握するために外部の研修会・講演会に参加し、大学全体で情報共有するとともに、問題意識を持つことと課題の発見に努める。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

###### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

###### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

###### 1) 設置基準に基づく教員の配置

大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数表は【データ編 共通基礎 認証評価共通基礎データ様式1参照】の通りであり、本学は大学設置基準を上回る教員を配置している。

本学の特徴として実習や実験の授業が多いため、実習系の学科には、原則として助手を置いている。また、本学は専任教員の他、非常勤の「特任教員」【資料 4-2-1】を置いている。特任教員とは、教育研究上、特定分野において優れた業績を有する者、社会・産業界等で優れた業績を有し、本学の教育研究に貢献できる者、特定領域の研究、各種講座等で必要と認められる資質を有する者を原則として1年以内の任用とし、委嘱するものである。令和 6(2024)年度の特任教員数は服装学部 4 人、国際文化学部 2 人、大学院 4 人である。

###### 2) 教員の採用・昇任の方針と運用

教員組織編成方針とその採用、任用、昇任については、「文化学園大学の教員の任用に関する規程」【資料 4-2-2】に定めている。同規程 7 条にある「教員選考委員会」では教員の最終学歴と学位、研究業績、教育・職務業績、社会貢献等に関する審査を行っており、教員構成の年齢的バランスにも配慮しつつ、教員組織の活性化や教員の教育・研究意欲の醸成を図ることができるように、採用、昇任を行っている。

学長は、教員選考委員会の審査結果について、「正教授会」（文化学園大学教授会規程第 8 条に基づく）【資料 4-2-3】と教授会の議を経て理事長に報告し、理事長はそれに基づき採用及び昇任を決定し、任命をすることになっている。

採用は原則として公募制をとっている。また、国立研究開発法人科学技術振興機構によるシステムを利用した公募も活用している。同機構のシステムを利用した採用は、令和 6(2024)年度は非常勤講師 1 人であったが、令和 4(2022)年度には専任教員 5 人であった。なお、新採用教員には、「教員の任用に関する規程」で、特別の理由がある場合を除き、任期制を付すこととしている。



### 3) 教員評価

昇任審査の対象とならない教員（昇任申請がない教員）を含めた全教員の評価を定期的  
に実施する制度は、導入していない。

## 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発 と効果的な実施

### 1) FD (Faculty Development)

「将来構想委員会」のもとに「全学ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」）  
委員会」【資料 4-2-4】において、各委員会の検討事項との連携をとりながら、教員の資  
質、能力向上の取り組みを計画、実施している。

年度始めの「全学 FD・スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」）研修会」は、学  
長、学部長による当該年度の方針に関する説明や、外部講師等による講演、教職員が所  
属不問のグループに分かれて議論する分科会がプログラムとして設定され、特に分科会  
の報告書は、FD 活動の貴重な資料のひとつとして活用されている（基準 2.2-2-①、1）  
に記載）。

講演会は、シンポジウム形式の研修会や講演等、年度ごとに時宜にあった内容で開催  
している。令和 6(2024)年度は「AI の基礎と活用：最新の生成 AI 事例と本学の対応」  
として、学内教員が講演を行った。

### 2) その他教員の資質、能力向上のための取り組み

平成 28(2016)年度から、本学の教育の充実と向上を目指す提案を、学長裁量経費によ  
り助成する「教育改革支援助成金事業」【資料 4-2-5】を開始した。令和 3(2021)～令和  
5(2023)年度までの採択は表 4-2-1 の通りである。

表 4-2-1 教育改革支援助成金事業採択一覧

年 度	交付総額	採択件数	事 業 名
令和5 (2023)	300万円	3	ARを活用した専門教育におけるデジタルテキストの開発 その3 ー 実用化に向けたデジタルテキストの試作ー
			ファッション教育への最新デジタル技術<AI、3DCG、3Dスキャン、VR・AR 等>の実装 (「ヴァーチャルアイドルをプロデュース」コラボレーション科目 改変案)
			空き家を活用した地域活性化支援とアート活動拠点づくり
令和2 (2022)	120万円	3	ARを活用した専門教育におけるデジタルテキストの開発 その2 ー 体験的要素をもつコンテンツの検討ー
			「次世代ヴァーチャルアイドルをプロデュース(仮)」コラボレーション科目新設
			ポストコロナの課題解決に向けた本学体育授業における新しい健康教育の構築
令和元 (2021)	80万円	1	ARを活用した専門教育におけるデジタルテキストの開発

その他、学則第 8 条の附属研究所として、「文化・衣環境学研究所」【資料 4-2-6】「文化・  
住環境学研究所」【資料 4-2-7】「文化・ファッションテキスタイル研究所」【資料 4-2-8】  
「和装文化研究所」【資料 4-2-9】を設置し、表 4-2-2 に示すように各分野の研究を伸展さ  
せるための講演会の開催及び研究助成を行い、教員の資質及び能力向上のための事業も行  
っている。表中にある「文化ファッション研究機構」【資料 4-2-10】は、各研究所の活動情  
報の共有と企画の調整を図り、大学全体の研究活動の向上を図るものとして組織されてい  
る【資料 4-2-11】。研究助成の対象は、専門的な研究だけでなく、教材開発も対象として  
おり、教育内容・方法等の改善の一助となっている。

表 4-2-2 附属研究所の教員の資質向上のための取組

研究所等名	目的	取組内容			実績数		
		講演会・研究助成名等	応募資格・助成金額上限	2023年度	2022年度	2021年度	
文化ファッション研究機構	ファッションに関する調査・研究を総合的に推進し、もって我が国のファッション文化とファッション産業の進行に寄与する	若手教員研究奨励金	個人 40歳未満 30万円/ 1年間	4件	5件	4件	
		学園内公募型共同研究 (2023年度～)	学内外 2人以上 70万円/ 2年間	1件			
		講演会(2022年度～)	—	1回	1回		
文化・衣環境学研究所	人間を取り巻く物理的・文化的衣環境に関わる事象の基礎及び応用に関わる実験・調査・研究を行い、もって衣環境学の進歩に貢献する	学内共同研究プロジェクト	学内 2人以上 20万円/ 1年間	3件	2件	4件	
文化・住環境学研究所	住環境(※)に係わる基礎及び応用に関する調査・研究を行い、もって住環境学の進歩に貢献する  ※住居のみならず、人間の生活行動を包摂する環境	共同研究	カテゴリーI 共同研究 (教材開発を含む)	学内外 2人以上 20万円/ 1年間	3件	2件	1件
			カテゴリーII 共同制作 (教材開発を含む)	学内外 2人以上 20万円/ 1年間	3件	2件	1件
			カテゴリーIII 若手による 共同研究・制作	40歳未満 (助手含む) を代表者 20万円/ 1年間	—	1件	1件
文化・ファッションテキスタイル研究所	ファッション界におけるテキスタイル分野の基礎及び応用の調査・研究・開発、また我が国の織物技術の継承及び保全に努め、もってファッション界の進歩に貢献する	研修・講義 服装学部 大学院生活環境学研究科	—	—	6回		
和装文化研究所	我が国及び海外の和装文化を「きもの」に関する基礎及び応用の調査・研究に努め、もってファッション界の進歩に貢献する	ファッションデザインに関する資料のアーカイブ事業	—	—			

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

必要教員の確保については、本学の人材養成目的に合う教員を採用することは重要であるが、教員全体がバランスの良い年齢構成となり、研究活動が活性化するような人材確保にも努める。

教員昇任にあたっては、引き続き若手教員の登用、教員組織の活性化にも配慮して審査する。

教員の FD 活動については、コロナ禍のため中止している「FD 教職員による授業見学ウィーク」の実施方法を再考して再開させ、具体的な FD の方法について共有化を図りたいと考えている。また、これからは生成 AI を取り込んだ教育方法の確立が急務であるため、令和 6(2024)年 3 月の教授会において「文化学園大学 生成 AI 等利用ガイドライン〈第 1 版〉」を周知したが、学部・学科の教育・研究の特徴や事情に応じた注意事項をさらに補足していく予定である。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学運営に関わる職員の資質・向上能力への取り組みとして、事務局では「全学 SD

委員会」【資料 4-3-1】を組織し、事務職員の資質・能力向上、能力開発に努めている。同委員会は事務局長と事務局の部長・就職支援室長、事務局から事務局長が指名する者若干名で構成される。

#### 1) 全学 SD 研修会

年に1回程度、時宜に応じたテーマを決めて事務職員（大学事務局（教務部・学生部）と学園就職支援室支援一課合同）の研修会を行う。

受講者参加型の研修とし、令和5(2023)年度はテーマを「1. 事務職員が考える文化学園大学の将来構想～20年後に大学が存続するためにできること～ 2. その他、討議したい内容を自由に設定する」として、部署を超えて6～7人のグループ編成を行った。

結果、グループごとに日程を設定し、44人中43人（参加率98%）が参加し、ディスカッションを行った。討議内容については「SD 研修会報告書」【資料 4-3-2】としてグループごとにまとめた。

#### 2) 全学 FD・SD 研修会

毎年、前期授業開始前の1日、教員、事務職員全員参加の研修会を行い、学長、各学部長による当該年度の方針の説明、講演等を行っている（基準2.2-2-①、1）に同研修会の記載あり）。

#### 3) 全学 FD・SD 研修会 分科会

毎年、春と秋の2回、学長、副学長を含む全教職員が協働で、部署を超えた10人程度のグループ（対面とオンライングループあり）を作り、統一テーマのもと討議を行う。

討議した内容は「全学 FD・SD 研修会 分科会報告書」として全教職員にデータ配信される。当該年度の報告書により提起された課題が、次年度の研修テーマとなることもある（基準2.2-2-①、1）に同分科会の詳細記載）。

#### 4) 外部機関による研修会への参加

若手からベテラン職員まで、日本私立大学協会等の研修会へ参加し、他大学との情報交換に努めている。また、学生生活に関する事項について担当している学生課では、「学校のカルト対策の現状と課題」や「留学生交流事業と日本語教育の潮流」（いずれも令和5(2023)年度開催）等の研修にも参加している。

これらの研修会等へ参加した事務職員は、自身が学んだ事項、研修を通じて今後本学として取り組むことが必要と感じた事項等について、年度末にレポートとして全学 SD 委員会委員長へ提出して冊子「2023年度 学外団体主催研修会等参加報告書」【資料 4-3-3】として取りまとめ、情報を共有して改善するための資料としている。

#### 5) 人事考課・育成制度

「学校法人文化学園 人事考課規則」【資料 4-3-4】により、職務遂行能力、性格、適性を考課し、昇格、昇任、配置転換（異動）及び教育訓練等、適正な人事管理をしている。また、「学校法人文化学園 職能資格制度規程」に基づいて資格を定め、公正な人事管理を推進している。

職員の研修制度については「学校法人文化学園 職員研修規程」【資料 4-3-5】により意識改革、役割認識、資質向上を図ることを目的とした研修を行うとしている【資料 4-3-6】。

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学が抱える課題等を共有するために、FD と SD の研修会を教員と事務職員が合同で行うことは、特筆すべきことと考える。今後もさらに教職協働で大学運営にあたるために、研修内容を充実させる。

また、今後も社会や教育界の最新情報、高等教育機関や本学に求められる課題を認識するために外部機関が開催する研修会等に積極的に参加し、あわせて各部署の業務内容や特性に合わせた業務の質の向上、ICT 化、更なる学生対応の向上に向けて研修等の取り組みを充実させる。

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は、研究活動を推進するために4つの附属研究所、「文化・衣環境学研究所」「文化・住環境学研究所」「文化・ファッションテキスタイル研究所」「和装文化研究所」を設置し、それぞれの専門分野において研究活動を展開できる環境を整えている。なお、これら4つの附属研究所の情報共有と企画の調整を行うものとして「文化ファッション研究機構」を組織し、研究活動の円滑で適切な運営ができるようにしている。

また、研究活動の資料や情報を支援するため「文化学園大学図書館」【資料 4-4-1】「文化学園服飾博物館」【資料 4-4-2】「文化学園ファッションリソースセンター」【資料 4-4-3】の3つの附属機関を備えている。

こうした研究活動の成果は、「学内研究発表会」【資料 4-4-4】「文化学園大学紀要」【資料 4-4-5】「研究所報」【資料 4-4-6】の他、学会発表等によって公表している。

その中で工業的価値のある成果については「文化学園知財センター」【資料 4-4-7】によって特許出願等の権利化を支援している。

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究への信頼性を確保し、研究活動を行う機関としての社会的責務を果たすため、日本学術会議声明「科学者の行動規範改訂版（平成 25 年 1 月 25 日）」に準拠し、本学において研究活動を行う全ての研究者及びこれを支援する者が遵守すべき事項を「文化学園大学研究活動行動規範」【資料 4-4-8】として定めている。また、研究活動の不正行為を防止するとともに、公正性を確保するために「文化学園大学研究活動の不正防止及び公正性の確保に関する規程」【資料 4-4-9】を定め、これをもとに不正防止対策の基本方針及び不正防止計画の策定を行っている。

「最高管理責任者」を学長とし、最高管理責任者を補佐し大学全体を統括する「統括管

理責任者」に研究担当副学長を置いている。本学は研究活動における不正防止対策の基本方針及び不正防止計画の検討及び実施状況を把握するため、大学院研究科長、学部長、研究科長、事務局長等で構成される「研究活動不正防止委員会」【資料 4-4-10】を設置し、その委員長に統括管理責任者を置いている。この委員会の委員は、各所属部署におけるコンプライアンス推進責任者及び研究倫理推進責任者（以下「推進責任者」）を兼務している。

上記推進責任者は、学内の研究倫理に対する意識を高めるため、本学の研究活動に携わる者（大学院生及び事務職員も含む。）を対象として、年に1回、研究倫理研修会【資料 4-4-11】及びコンプライアンス研修会【資料 4-4-12】を実施している（表 4-4-1）。その内容は、「研究活動における不正行為への対応等に関わるガイドライン（平成 26(2014)年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」、令和 3(2021)年 2 月 1 日改正の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」とそれに関わる学内の各規程、本学の責任体系、告発窓口、他大学の不正事案及び本学で生じた場合の対応（告発から公表まで）等を解説しており、本学の現状に即した内容となっている。研修後は受講者にアンケートを実施して理解度を把握し、それを各推進責任者にフィードバックして、各部署の不正防止対策の点検・見直しに活用している。

表 4-4-1 研究倫理研修会及びコンプライアンス研修会実施状況

開催年度	研修会名	開催日	内容
令和5 (2023)	研究倫理研修会	6月6日	研究倫理研修会の意義、不正行為の定義、人を対象とする研究、文科科学省公表の不正事案等
	コンプライアンス研修会	6月6日	研究費の不正使用・不正受給の事例、文科科学省公表の研究機関における不正使用事案等
令和4 (2022)	研究倫理研修会	6月1日	研究倫理の基本的な考え方、不正行為の定義、研究倫理審査、告発窓口等
	コンプライアンス研修会	7月5日	研究費不正防止に関するガイドラインと学内規程、大学のコンプライアンス推進と責任体系、文科科学省公表の研究機関における不正使用事案等
令和3 (2021)	研究倫理研修会	6月16日	研究倫理研修会の主旨、研究活動・研究倫理の範疇、責任ある研究活動とは、研究不正行為とは、本学における研究倫理の審査方法等
	コンプライアンス研修会	6月29日	コンプライアンス教育の意義、研究費の不正使用の事例及び文科科学省公表の研究機関における不正使用事案、本学の取組(関連規程・告発窓口)等

また、研究活動不正防止委員会は競争的研究費の適正な使用・管理を確保することも目的としているため、監事及び内部監査機関の監査室との情報交換並びに意見交換を行い、連携を図っている【資料 4-4-13】。

人間を直接対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究については、「文化学園大学研究倫理規程」【資料 4-4-14】を定め、研究対象者及びその関係者の人権を擁護しつつ、円滑な研究を推進するための対応を行っている。

さらに研究における不正事案が生じた場合の対応として「研究公正委員会」【資料 4-4-15】を設けており、研究活動における不正防止の体制を整備し、厳正な運用に努めている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

大学全体の研究活動への資源としては、学内規程に基づいた教員個人に与えられる教員研究費がある【資料 4-4-16】。この他、文化ファッション研究機構、文化・衣環境学研究所及び文化・住環境研究所がそれぞれの研究領域において学内公募する研究費がある【資料 4-4-17～4-4-20】。これらの研究費は各研究所が年度事業計画を立て、学長の判断により、その予算配分が行われている。この他、教育改善をテーマとした教育研究への助成金制度

を設けている（教育改革支援助成金制度 基準 4.4-2-②、2）に記載）。

研究設備の購入・更新は、各学部及び各研究所が計画を立て、その費用は学長の判断で予算が決定されている。

### （3）4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究活動の資源は、主に学内の研究費であり、学外からの競争的資金が少ないことが現状である。学外の資金の確保が課題であり、文部科学省科学研究費助成事業等への応募を促進していく。それには競争的研究費を獲得するための意識改革と研究風土の構築が必要であると認識している。

今後は、応募及び応募実績から社会が抱える課題を把握し、求められるニーズに応える研究を進めることで改善を図る。

### 【基準 4 の自己評価】

本学では学長、教育担当副学長、各学部長の部屋が隣り合う場所に配置されており、事務局長も同フロアにいるため、緊急事態が起こった時は互いに直ちに連絡がとれ、速やかに協議すべき事項がある場合は即座に集まって相談できる体制となっている。このことは、学長を中心とした業務執行体制を支える仕組みとして大きく寄与している。

研究支援については、研究環境の整備がなされるとともに、研究倫理の確立と不正防止の体制が設けられている。また研究費については、教員に配分される教員研究費の他、各研究所が行う研究費助成事業により、複数の研究費に応募できるような仕組みが整備されている。

以上のことから、「基準 4. 教員・職員」の基準を満たしている。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

##### 1) 組織倫理

文化学園大学（以下「本学」）の設置者である学校法人文化学園（以下「本法人」）は、「学校法人文化学園 寄附行為」第 3 条に「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、私立学校を設置し、学校教育を行うことを目的とする。」と目的を掲げている。第 3 章では役員及び理事会について、第 4 章では評議員会及び評議員についての職務内容、運用に関わる事項を明確にするなど、学園経営は教育基本法、学校教育法及び私立学校法の趣旨に則って適正になされている。【資料 5-1-1】

##### 2) 情報の公開

私立学校法第 63 条の 2 にて公表を義務付けられている、寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿、役員報酬については、「学校法人文化学園 寄附行為」第 38 条及び「学校法人文化学園 書類閲覧規程」【資料 5-1-2】に則り、本法人ホームページ【資料 5-1-3】に公表し事務局に備付けを行い、閲覧に供することで適切な情報公開に努めている。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定している教員の養成の状況に関する情報についても本学 HP で公開している【資料 5-1-4～5-1-5】。

「学校法人文化学園 職員就業規程」【資料 5-1-6】第 3 章の服務規律、第 1 節心得の第 20 条において「職員は学園の諸規程及び諸規則を守り、誠実に職責を果たし、一致協力して学園の使命達成のために努めなければならない」と定め、全規程を文化学園イントラサイト上に公開し（学園内のみ閲覧可）、教職員に周知することで、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

なお、法令及び法人諸規則等に違反又はその恐れがある行為の是正及び防止のために「学校法人文化学園 公益通報等に関する規程」【資料 5-1-7】を定めている。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

##### 1) 中・長期計画の策定

「学校法人文化学園 寄附行為」に規定された最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関として「評議員会」を設置し、定期的な開催及び必要な場合の臨時的開催によって、経営面における審議・諮問を適切に行っている。また、理事会のもとに管理運営に必要な学園本部を置いて使命・目的達成のための運営体制を整え、設置校、附

属組織及び収益事業組織と連携して学園の将来へ向けた中・長期計画を策定するとともに、中期計画に基づく具体的な単年度の事業計画を策定し、目的実現への継続的努力を行っている。

## 2) 各種会議の開催

「学校法人文化学園 学園運営会議規程」【資料 5-1-8】に則り、理事会、評議員会の決議事項及び学園本部、設置校、各部署における重要事項の報告、方針検討、審議を行うために役員（理事・監事等）及び学園本部、設置校、各部署の代表者にて構成する学園運営会議を、毎月 1 回（8 月除く）開催している。このように、理事会、評議員会、学園運営会議等を通じて、法人と設置校、附属組織及び収益事業組織の意思疎通を図りながら、使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。

## 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

### 1) 環境への配慮

エネルギー管理標準に基づき、エネルギー使用の合理化を図っている。環境保全に関する具体的な施策として、照明設備では省エネルギータイプの器具、共用部や洗面所に人感センサーを導入するなど、節電対策に取り組んでいる。また、空調設備では防災センターで各施設の個別エアコンの設定を集中管理し、夏季節電対策として室温を 28 度に設定し、毎年クールビズを実行している。これらの取り組みは教職員と学生の協力を得て実現するものであり、学内での掲示や文化学園イントラサイトを利用した節電への啓発活動により効果をあげている。

### 2) 人権への配慮

人権については、新入職員の研修プログラムで人権、ハラスメント、個人情報保護についての講習を行い、社会人として必要な基本事項を身につけさせ、教職員一人ひとりに責任のある行動を促している。ハラスメント防止については、法人規程として「学校法人文化学園 ハラスメント防止等に関する規程」を定め、第 4 条にハラスメント防止委員会、第 7 条に学内外の相談窓口、第 6 条に学内調査体制に加え、弁護士等による第三者委員会を学外に設置することについて規定する等、ハラスメントを防止するための体制を整え適切に運用するとともに、「学校法人文化学園 ストレスチェック制度実施規程」を定めて、教職員の心身不調を未然に防ぐための対応をしている【資料 5-1-9～5-1-12】。

### 3) 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、「学校法人文化学園 個人情報の保護に関する規程」【資料 5-1-13】に則り、情報の収集、管理、利用、提供、開示等に関する基本事項を定め、目的を達成するために個人情報保護委員会を置き、「学校法人文化学園 個人情報保護委員会規程」【資料 5-1-14】に則り、適切な運用をしている。

### 4) 安全への配慮

安全管理については学園本部のもとに防災センターを配している。防災センターは運用マニュアルに従い 24 時間 365 日態勢で設備監視や警備業務にあたっている。防犯対策として巡回警備を強化するとともに、キャンパス内には防災センターと直結した防犯カメラ 29 台を設置し、機器を使用した効率的な監視体制と犯罪抑止効果を狙っている。



キャンパス内各所には緊急通報ボタンを設置しており【資料 5-1-15】、不審者を発見した場合や急病人が発生した場合、その他異常を防災センターへ知らせたい場合などに活用できることを、緊急通報ボタンの設置位置とともに、学生へ Gmail で知らせている。

(固定ボタン型設置場所 73 箇所、ワイヤレスボタン設置場所 18 箇所)

また、防災対策として「文化学園防災委員会」【資料 5-1-16】を設置し、食料備蓄や災害用発電、災害トイレを整備する等、非常時に備えるとともに、毎年 1 回、全学園の学生・教職員が参加する「総合消防訓練」【資料 5-1-17】を実施している。

教職員及び学生が感染症に感染した場合、又はそのおそれがある場合、迅速かつ適切に対応するために感染症対策委員会を置き、「学校法人文化学園 感染症対策委員会規程」【資料 5-1-18】に基づいて対応している。昨今は社会情勢の変化によって危機管理のあり方も変化しており、さまざまな状況に迅速に対応できるように各委員会は安全管理に対する施策を検討・実行し、学生が安心して教育を受けられるよう努めている。

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性については、理事会、評議員会、学園運営会議等により適正に担保されている。今後も各組織間の連絡をより密にし、社会からのニーズを経営面により、一層反映していく。

法令の改正や社会情勢の変化など、時代に応じた対策や学園の事業計画が実現されているか、運用状況に関わる検証を行いながら、諸規程や体制を整備し、今後の経営にあたる。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学園の意思決定機関である「理事会」は「学校法人文化学園 寄附行為」第 17 条で「この法人に理事をもって組織する理事会を置く」ことを定め、通常年 3 回（1 月、2 月、5 月）の定例会及び必要に応じて開催し、法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の改廃、設置している各学校の学部学科の構成等について審議・決定を行うほか、学則に定める入学定員・授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っており、適切な情報公開に努めている。

理事会を構成する理事の定数については「学校法人文化学園 寄附行為」第 6 条により、8 人ないし 10 人と定められており、選任区分については第 7 条にて、第 1 号理事「文化学園大学長及び文化服装学院長」、第 2 号理事「評議員のうちから理事長が理事会及び評議員会の同意を得て選任した者 3 人又は 4 人」、第 3 号理事「学識経験者のうちから理事長が理事会の同意を得て選任した者 3 人又は 4 人」を選任することとなっている。第 16 条に規定される監事の出席により、法人業務について審議する理事会は適正に監査され運用している。

理事総数の3分の2以上の理事の出席によって理事会は成立する。令和6(2024)年5月現在の理事の現員は9人である。理事の任期は第1号理事を除き3年とすることが「学校法人文化学園 寄附行為」第9条に、理事長の選任が理事総数の過半数の議決によりなされることが第6条第2項に定められている。令和5年(2023)年度は、令和6(2024)年3月までに理事会は5回開催し、出席状況は100%であり、良好な出席状況のもと適切な意思決定を行っている。なお、理事会の出席については、「学校法人文化学園 寄附行為」第17条第11項に「理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者として見なす。」と定めており、意思表示書により、議事に関わる意思を確認する仕組みも整っている【資料5-2-1】。

学園内で検討すべき事項について役員間で共有するために、定例理事会が開催されない月に、常勤の理事・監事による「理事懇談会」(会議)を開催している。役員が定期的に課題を共有することで、学園の経営上の課題について対処方針を迅速に決定することに資している。

表5-2-1 役員(理事・監事)の氏名と役職 令和6(2024)年5月1日現在

役員	氏名	役職
理事長	清木 孝悦	文化学園大学学長
理事	秋元 雅則	学園本部 本部長(経理部門担当) 収益事業担当
	相原 幸子	文化服装学院 学院長 文化・服装形態機能研究所 所長
	古屋 和雄	附属学生支援機関・附属国際交流機関担当 文化外国語専門学校 学校長
	米山 雄二	附属機関・附属研究所担当 文化学園大学 副学長(研究担当) 文化学園大学 大学院 生活環境学研究科 科長 文化学園服飾博物館 館長 文化ファッション研究機構 機構長 文化学園知財センター 所長
	榎下町 伸一	文化ファッション大学院大学 学長
	佐藤 申	学園本部 本部長(総務・施設部門担当) 総務部 部長 施設部 部長
	門井 緑	文化服装学院 学院長補佐
	小田原 雅人	
監事	松田 一政	
	小川 朗	

### (3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

理事会は適切に運営され機能している。今後も社会情勢の変化に的確かつ迅速に対応し、使命・目的の達成に向けて適正に意思決定ができるよう、理事懇談会や学園運営会議も活用しながら各担当理事からの多様な意見を取り入れて活発な審議を行い、理事会の機能を強化していく。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

#### (2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 1) 法人と各管理運営機関の連携

本法人では、理事会に次ぐ審議機関である「学園運営会議」が「学校法人文化学園 学園運営会議規程」に則り適切に運用されている。学園運営会議は毎月1回（8月除く）開催され、常勤役員と法人の本部組織・教育組織・収益組織における各部署の責任者が出席し、理事会や評議員会に諮るべき事項や法人及び各設置校や収益事業の運営上重要と思われる事項を検討している。また、学園全体の部長相当職が連絡・協議を行うための「学園・学校部長会」が毎月1回（8月除く）開催され、理事会・評議員会及び学園運営会議での決定の通達、意見の聴取、各部署間の連絡等を行い、部署間の連携を図っている。

文化学園大学教授会規程第3条により、教授会は原則として月1回定例（8月除く）で開催されることになっており【資料5-3-1】、教職員や委員会等の組織からの意見を汲み上げることができる。教授会での重要案件については、理事会・学園運営会議や学園・学校部長会に出席している学長、副学長、事務局長、学生部長を通じて報告することができ、また意見をフィードバックすることも可能である。

このように法人と設置校が情報や課題を共有し、学園全体の経営方針との調整を図っており、管理部門と教学部門の連携は円滑かつ適切に機能している【資料5-3-2】。

### 2) 教学と経営の連携

本学では、大学の教学運営を担う学長が法人経営を担う理事長を兼務、2人の副学長のうち1人は理事を兼務しており、教学と経営の接点として機能している。大学の教学運営における情報及び全学的な意見は、学長、副学長、事務局長を通じて理事会や学園運営会議において共有・調整されており、この点において大学と法人とのコミュニケーションが図られ、学長の意思決定の円滑化を実現している。

### 3) 理事長のリーダーシップ

「学校法人文化学園 寄附行為」第12条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」こと、また第17条第3項では「理事会は理事長が招集する」こと、第17条第7項においては「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる」こと、さらに第24条においては理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない諮問事項を明記しており、学園のトップである理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整えている。

年度計画、予算案策定においては、各部署の実施予定案件・提案を加味した事業計画書及び予算申請書を通じて行っており、法人と執行部局との意思の疎通を図っている。

## 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

### 1) 各管理運営機関の連携

法人を代表し総理する理事長が本学の校務を総理する学長であり、理事会及び教授会等の構成員として管理部門、教学部門双方の審議・決定に加わっている。また、理事会に次ぐ審議機関である学園運営会議にも、理事長・学長、常勤役員が構成員に含まれ審議・決定を適切に行っており、相互チェックと意思疎通を図り内部統制確保をしている。

## 2) 監事

監事の職務については「学校法人文化学園 寄附行為」第 16 条に定められている通り、法人の業務・財産の状況・理事の業務執行の状況を監査する。監事はこれらの状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会及び評議員会に提出をして、学園運営が適正に行われていることを確認している。

「学校法人文化学園 寄附行為」第 6 条に監事の定数は 2 人と定められ、選任については、第 8 条にて「監事は、この法人の理事、職員（教員その他職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定しており、任期は 3 年となっている。令和 6(2024)年 4 月現在、常勤、非常勤各 1 人の監事が選任され、非常勤監事 1 人は外部の者が就任している。監事は常時理事会に出席し、法人の業務監査に携わっている。「学校法人文化学園 監事監査規程」【資料 5-3-3】で監査機能について規定しており、第 7 条では監査の手続等この規程の実施に関し必要な事項は、監事が理事長と協議したうえで「学校法人文化学園 監事監査実施細則」【資料 5-3-4】を定めることとされており、これに基づき監査が適切に行われている。

## 3) 評議員

「学校法人文化学園 寄附行為」第 22 条にて、評議員の定数は 21 人ないし 23 人と定められ、選任区分は、第 26 条に則り、第 1 号評議員「この法人の職員のうちから理事会の定めるところにより、理事会において選任した者 14 人」、第 2 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任した者 3 人又は 4 人」、第 3 号評議員「学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4 人又は 5 人」を選任することとしている。評議員会は、令和 6(2024)年 5 月現在、第 1 号評議員 13 人、第 2 号評議員 3 人、第 3 号評議員 4 人の合計 20 人で構成されており、令和 5(2023)年度は、令和 6(2024)年 3 月末までに評議員会を 3 回開催し、出席率は 98.3%となっており、第 25 条に定められている「この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」という役割を果たし、適切に運営されている【資料 5-3-5～5-3-6】。

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢の変化等、時代に則したニーズに対応していくために、教育部門・管理部門双方が、学園運営会議や学園・学校部長会等の機能を有効に活用しながら、情報や課題を共有し、各運営管理機関において、より円滑かつ迅速な意思決定を図る。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

年度ごとに「学校法人文化学園 事業計画」【資料 5-4-1】を策定しており、学園の中期計画を、理事会を経て各年度の予算に反映することとしている。

予算編成は、各部門にあらかじめ一定額の予算枠を提示し、その範囲内で予算要求があれば経理部門による個別の査定は原則として行わない、という方式で行っている。なお、期中において補正予算を編成することで、予算と実績の著しい乖離を防ぎ、実態に適切に対応する予算管理を図っている。

資金収支及び事業活動別収支の中長期的な計画については、予算編成時にそれぞれ「資金収支中長期財務計画」【資料 5-4-2】と「事業活動別収支中長期財務計画」【資料 5-4-3】を経理部が作成している。これらの資料は、理事会・評議員会における参考資料として、経理財務上の中長期的展望を概観することに活用されている。

「資金収支中長期財務計画」に基づく資金計画により、特定資産の積み立てを計画的・継続的に行っており、新しい時代に対応できる教育設備の整備更新と基本財産の入替えに備えている。

収益事業として行っている不動産賃貸事業からの収益事業収入が安定しており、これを学校法人の経営に充てて学園全体の財務運営に資している。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の経常収支差額は、平成 30(2018)年度以来安定した状態を続けており、教育活動収支について令和 3(2022)年度に支出超過が生じたものの、概ね学園全体としての収支バランスを確保している。

財務比率においては、人件費比率が全国平均を上回る状況が継続しており、これを低減することを財務上の重要な課題と認識している。この課題に対しては、理事長方針のもと、主として退職者数と新規採用者数のバランス調整、学園全体での超過勤務時間削減の取り組み等を通じて対応している。

少子化に伴う学生数の減少により、学生生徒納付金収入が減少を続けている一方、教育研究経費支出及び管理経費支出の削減がこれに追い付かない状況が継続している。学生生徒納付金収入を補い、一方で必要な経費支出の削減を最小限に収めて教育研究環境の充実に資することができるよう、収入手段を多様化していくことを課題と認識している。この課題に対しては、不動産賃貸事業を主とした収益事業の充実、「学校法人文化学園 資金運用規程」【資料 5-4-4】に則って行う資金運用による運用益収入の増加に取り組んでいる他、学園創立 100 周年寄付金事業を始めとした個別企画を検討・実施して対応している。

外部資金の導入については、特に同一法人内の文化服装学院において組織的かつ継続的に受託事業収入を得る取り組みを行っている。

#### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

「資金収支中長期財務計画」に基づき、収入の予測を厳格に査定し、その範囲内で教育研究活動に対して最大限に資することのできる予算編成を行う。

学生数を安定的に確保して学生生徒納付金収入の維持を図り、あわせて収益事業と資金運用を始めとした多様な収入手段を確保すること及び人件費の削減・人件費比率の適正化を図ることによって、一層の収支改善と収支構造の柔軟化を行うことで、将来の環境変化

に対応可能な財務基盤の構築を図る。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

学校会計は学校法人会計基準及び「学校法人文化学園 経理規程」等に基づき、また収益事業会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の原則及び「学校法人文化学園 経理規程」【資料 5-5-1】等に基づき、適正に会計処理を行っている。

文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会には随時担当者を出席させ、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点等があれば、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、税理士等に指導・助言を受けている。

インボイス制度、改正電子帳簿保存法等、会計・税務に関する法令・制度の改正があった際は、これらに対してスムーズに対応できるよう、学園内の各学校、各部署に対する資料提供やヒアリング等を行うこととしている。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人では、私立学校振興助成法に基づき、監査法人による会計監査を毎年通算 18 日間実施している（年度により 1 日程度前後する場合がある。期末監査を含む）。各種元帳及び帳票書類等の照合、備品実査、棚卸立会、業務手続きの確認、計算書類の照合等に基づき厳格な監査が実施されており、指摘事項等があった場合は速やかに関係各部署と連携して改善を図っている。また、監事は会計監査に常時立会うとともに、監事自身による内部監査を実施し、事故防止に努めている。

監事は経理部と常時情報交換を行い、また、監査法人による会計監査に立ち合いの他、公認会計士との情報交換も適宜行っており、学園内のガバナンス向上に資する情報収集と経営・運営の監視に努めている。

監事とともに、理事長の直轄の機関である「監査室」が、「学校法人文化学園 監査室監査規程」【資料 5-5-2】に則り、毎年度の内部監査計画に基づき、学園内の設置各校、各部署の管理運営及び諸活動業務について、有効かつ適切に遂行されているか内部監査を行い、その改善や改革を提言している。また、研究活動不正防止計画等に基づき、文部科学省科学研究費助成事業及び競争的研究費に係る会計書類全般についてヒアリングを含めた内部監査を毎年度行っている。

#### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、引き続き学校法人会計基準と本法人の諸規程に則り、適正な処理を実施していく。また、経理・財務担当職員は一層の会計知識の向上に努め、あわせて一

般教職員への啓発を強化し、学園全体での会計処理の精度向上に努める。

会計監査の体制については、監査が適正に行われるよう公認会計士及び監事と連携を図りながら、適正な監査体制の維持、監査の厳正な実施及び監有効性の向上に努める。

#### **【基準5の自己評価】**

財務基盤と収支については、学園の予算編成方式と事業計画に基づく適切な予算運営を前提として、「資金収支中長期財務計画」と「事業活動別収支中長期財務計画」による経理財務上の中長期的展望を踏まえ、収益事業、資金運用を始めとした収入手段の多様化等に取り組むことで将来の環境変化に対応可能な財務基盤の構築と収支の改善・向上を図っている。

会計については、学校法人会計基準と本法人の諸規程に則り適正に処理されている。また、監査法人による会計監査、監事と監査室の連携による内部監査が機能しており、適切な監査体制を保持している。

以上のことから、「基準5. 経営・管理と財務」の基準を満たしている。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### 1) 内部質保証のための全学的な方針の明示

文化学園大学（以下「本学」）の自己点検・評価の実施体制については「文化学園大学自己点検・評価規程」において、「将来構想委員会」が基本方針及び実施基準等を決定し、自己点検・評価の報告書のとりまとめを行うものとする、と定めている。また、「全学自己点検・評価委員会」【資料 6-1-1】は、全学的な協議・審議機関である「将来構想委員会」【資料 6-1-2】のもとに位置付けられた組織であり、本学の自己点検・評価の基本方針等に基づき、自己点検・評価を実施し、報告書を作成する組織として位置付けられている。「将来構想委員会」のもとに並列して設置されている「全学ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」）委員会」【資料 6-1-3】は、教員の教育研究活動向上及び能力開発を検討・実施するためのものであり、「全学自己点検・評価委員会」と連携をとりながら自己点検・評価を実施している。

「全学自己点検・評価委員会」及び「全学 FD 委員会」による自己点検・評価の結果は、教授会及び教授会のもとに置かれている「常置委員会」「特別委員会」「専門委員会」等【資料 6-1-4】の各部門（図 6-1-1）にフィードバックされ、それぞれの組織の改善に役立てられている。

##### 2) 内部質保障のための恒常的な組織体制及び責任体制

内部質保証のための組織体制を図 6-1-1 に示す。大学における教育に関する中心的な審議機関は「教授会」であり、大学院においては「研究科委員会」である。文化学園大学学則では、第 6 章第 27 条に「本学に教授会を置く。教授会に関する規程は別に定める」とし、「文化学園大学教授会規程」【資料 6-1-5】を定めている。また、「文化学園大学大学院学則」においても第 5 章第 22 条に「本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。研究科委員会に関する規程は別に定める」とし、「文化学園大学大学院生活環境学研究科委員会規程」と「文化学園大学大学院国際文化研究科委員会規程」【資料 6-1-6】を定めている。このように、「教授会」及び「研究科委員会」が審議機関として組織上位置付けられている。（図 6-1-1）

「教授会」における審議については、教授会構成員（学長・教授・准教授・助教、学長の指名する職員）の多角的な検討と意見の反映を可能にするため、まず、各種委員会における検討、意見の調整が行われる。委員会は、「常置委員会」「特別委員会」「専門委員会」等が置かれ、全学的な編成で教員及び事務職員から委員が選出されている。委員会の目的に沿った検討結果は、教授会に報告され、必要な審議を行っている。なお、教授会の議長には学長の指示する者（学部長）があたる。

「大学院研究科委員会」では、学長、研究科長、大学院の各専攻の授業及び研究指導



担当教授、事務局長、教務部長が構成員となり、研究科長が議長となって大学院の教育及び研究に関する重要事項を審議している。

内部質保証に係る諸課題については、教授会（及びその下に置かれた各委員会）と大学院各研究科委員会が対応する仕組みとなっている。また、「将来構想委員会」の傘下にある「全学自己点検・評価委員会」と「全学FD委員会」の活動も大きな役割を果たしている。

「将来構想委員会」とは全学的な審議機関の一つで、「大学運営会議」【資料 6-1-7】と同じく、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、主任教授、図書館長、研究所長（将来構想委員会のみ）、事務局長、教務部長、学生部長及び学長が指名する者で構成され、全学の将来に関する中長期計画の立案及び全学の自己点検・評価を行う組織となっている。

「学部長会」【資料 6-1-8】は学長、学部長、事務局長、学長が必要と認めた者（令和6(2024)年度現在は、副学長、大学院研究科長、学部共通科目主任教授、事務局各部長・副部长・各課長、研究協力室長・学園就職支援室長・就職支援一課長）が構成員となり、本学の運営に関する基本事項や各学部間の調整、学則の改正、諸規程の制定等を協議する組織であり、実質的な課題解決案の場として有効に機能している。

図 6-1-1 に示した教授会・委員会等の組織については規程が整備されており（ただし「大学ICT推進委員会」は時限的な委員会として発足したため規程がないが、将来的には規程を整備する予定である）、そこに権限と責任が明示され、それぞれが内部質保証の役割を担っている。

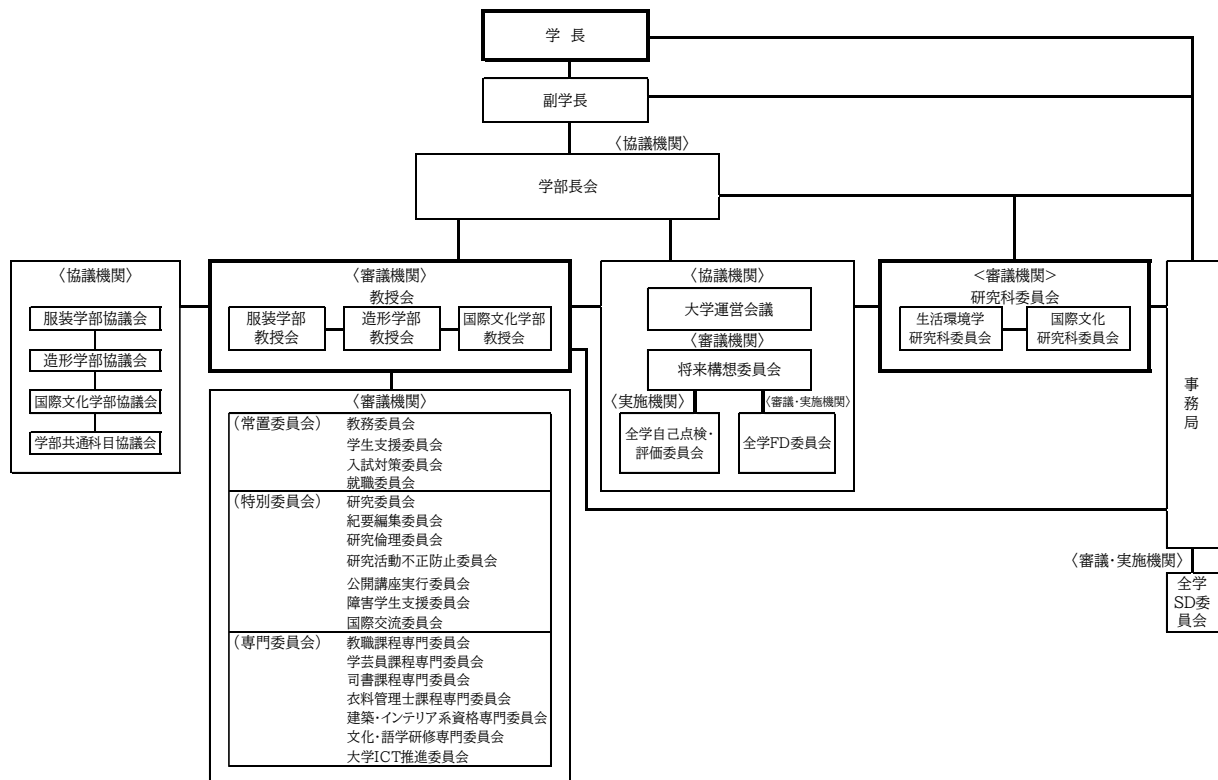


図 6-1-1 大学の教授会、委員会等の組織図

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学に関する全学的に重要な事項を審議する「大学運営会議」のもとに「将来構想委員会」を設置し、学長がリーダーシップを発揮できる仕組みとなっている。これらの会議における審議は「全学自己点検・評価委員会」及び「全学 FD 委員会」の活動結果に基づいている。全学的な PDCA をより一層明確にするため、これら 2 つの委員会の点検(Check)及び改善の提言(Action)の役割を高め、提言に対する取り組み計画(Plan)を将来構想委員会で立案する。そして、大学運営会議での承認を経て、教授会で周知し、各部局での教育活動(Do)に反映することで役割と責任を明確にし、内部質保証の向上を図る。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 1) 自主的・自律的な自己点検・評価の実施

本学の全学的な自己点検・評価活動は、学長を中心とした「将来構想委員会」が決定する自己点検・評価の基本方針及び実施基準に基づいて、学内の自己点検・評価検討機関（令和 5(2023)年度は 49 機関）が大学の使命・目的に即して課題を年度ごとに掘り下げて、恒常的な点検・評価並びに改善・改革をする仕組みによって成り立っている。

「全学自己点検・評価委員会」は、全学的に FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動までを含めて、大学組織のさまざまな活動における課題や点検・評価結果を全学的に共有化するために、平成 18(2006)年度から毎年『文化学園大学 文化学園大学短期大学部 自己点検・評価報告書』、令和 4(2022)年度からは『文化学園大学 自己点検・評価報告書』（短期大学部を廃止したため）【資料 6-2-1】（以下、「本学独自の『自己点検・評価報告書』」）として取りまとめている。この報告書には、自己点検・評価検討機関ごとに PDCA サイクルに則して「本年度の課題」、「取組の結果と点検・評価」、「次年度への課題」を記載するとともに、エビデンスとして会議の開催年月日と議事内容を明示した「会議等の開催記録」を記載している。

本学の自己点検・評価検討機関と認証評価の基準項目との対応関係は表 6-2-1 に示す通りであり、日本高等教育評価機構が定める基準 1~6 の評価項目を網羅している。また、大学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として、本学では「基準 A. 学外連携教育」を設定しており、これらの評価項目も含めて自己点検・評価を実施している。

なお、自己点検・評価検討機関の一部である各委員会等が主導して実施する自己点検・評価活動の担当領域と評価基準との対応関係は表 6-2-2 に示す通りである。

各検討機関には、これらの資料（表 6-2-1 及び 6-2-2）とともに、日本高等教育評価機構の『大学機関別認証評価受審の手引き』に掲載されている「評価基準等と自己判定の留意点」を配布し、自己点検・評価の観点を共有するようにしている。

なお、各委員会は全学的に毎年発刊される、本学独自の『自己点検・評価報告書』の報告に加えて、それぞれの委員会の目的に沿った周期と形式で自主的・自律的な自己点検・評価も実施している。その結果は、大学組織内で共有するために、表 6-2-3 に示す各種の報告書としてまとめられ、自己点検・評価活動を補完するものとして活用されている。

## 2) 自己点検・評価の結果の公表と活用

各検討機関である委員会委員長及び関係部署長により報告された本学独自の『自己点検・評価報告書』は、「全学自己点検・評価委員会」において記載内容の妥当性について確認している。この段階においては、次年度の課題として挙げられた事項が、翌年度に課題として遺漏なく取り扱われているかについても確認し、必要に応じて各検討機関に修正を求めている。修正を終えた報告書は、本法人の常勤役員全員が参加している「学園運営会議」【資料 6-2-2】の確認を経た上で、本学ホームページにより学内外に公表している。公表に際しては教授会でその旨を周知し、次年度の教育研究活動の課題を教職員間で共有している。自己点検・評価の結果のうち、全学的な検討を要する基本的課題は、「大学運営会議」「将来構想委員会」に付託され論議される一方、関連性の強い委員会や会議体に委任される。

## 3) 教育の外部評価

本学では、自己点検・評価規程に基づいて実施した自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高めるために、学外の学識経験者等から助言を受ける「外部評価委員会」を設け、毎年 1 回程度開催している。この委員会は、6 月の服装学部ファッションショー、12 月の国際文化学部卒業イベント、2 月の造形学部卒業研究展のいずれかに合わせて開催し、本学の学生の修学成果の確認も踏まえて、本学の教育研究に対して助言を受けているが、今後は通常授業も参観してもらえよう検討している【資料 6-2-3】。

(この外部評価委員会はこれまでに 2018, 2019, 2022, 2023 年度に開催。2020, 2021 年度はコロナ禍のため休止した)



文化学園大学

表 6-2-2 委員会の担当領域と認証評価の基準項目との関連 (2024.5.1 現在)

検討機関名	担当領域	内容	対応基準
文化学園大学運営会議	文化学園大学の諸事項を協議し、大学全体の円滑な運営を図る	教育課程の編成、学長からの諮問された事項について協議、意見を具申	1-1. 1-2. 4-1. 6-1. 6-2. 6-3
文化学園大学将来構想委員会	文化学園大学の将来構想を検討	短・中・長期計画の企画立案、本学の状況について本学が行う評価に関する事項	1-1. 1-2. 4-1. 6-1. 6-2. 6-3
全学自己点検・評価委員会	自己点検・評価の実施	自己点検・評価の基本方針に基づき、報告書案を作成	1-1. 1-2. 6-1. 6-2. 6-3
全学 F D 委員会	教員の教育研究活動向上及び能力開発を検討実施	ファカルティ・ディベロップメントの方策に関する事項、教員の研修計画の立案並びに実施に関する事項、学生による授業評価の実施、結果分析及びフィードバックに関する事項、その他ファカルティ・ディベロップメントに関する事項	1-1. 1-2. 2-2. 3-3. 4-2. 6-1. 6-2. 6-3
教務委員会	カリキュラムの編成、実施及び改善に関する事項並びにその他教務に関する事項	カリキュラムの全体編成及び卒業認定単位に関する事項、カリキュラムの開講及び科目名に関する事項、カリキュラムの種類・単位数・年次配当等に関する事項、時間割に関する事項、委員会等の規程に関する事項、科目履修、試験、編入、転学、その他教務上の事項、他大学等の既修得単位の認定に関する事項	2-2. 2-5. 2-6. 3-1. 3-2. 3-3. 4-2
学生支援委員会	学生支援の円滑化を図る	学生生活支援に関する事項、学生行事に関する事項、外国人留学生の教科指導に関する事項、外国人留学生と日本人学生・教員とのコミュニケーションの推進及び親睦に関する事項、学生会並びに学生会所属のクラブ・同好会・愛好会に関する事項	2-4. 2-5. 2-6.
入試対策委員会	本学入学生の募集並びに入学試験に関する諸事項の検討と推進を図る	学生募集並びに入学試験実施に関する諸事項	2-1
就職委員会	学生の就職に関する諸問題の検討と推進を図る	就職指導に関する事項、就職先企業の調査、研究及び開拓に関する事項、就職のための学内選考に関する事項、学生支援・面接に関する事項、インターンシップに関する事項	2-3. 3-3
研究委員会	教員の研究に資する	全学的な研究体制、研究組織に関する事項、学術研究振興資金への申請に関する学内選抜、研究費、研究図書費、その他研究助成に関する事項、学内外の共同研究に関する事項、学内外の研究所の交流に関する事項、研究成果の発表に関する事項	4-2. 4-4. 特記事項 1.
紀要編集委員会	文化学園大学紀要の編集刊行に関するものを審議・検討	紀要の編集刊行に関する事項 投稿原稿の審査者・助言者を選び、紀要掲載の適否の審査を依頼	4-4
研究倫理委員会	研究者が、人間を直接対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じる恐れのある研究を行う場合の留意事項及び手続き等を定め、研究対象者及びその関係者の人権を擁護する	研究実施計画の審査、研究の検証、その他研究上の倫理に関する事項	4-4
研究活動不正防止委員会	研究活動について、不正行為の防止及び不正行為に起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対処する	競争的研究費及びその他の研究費に係る不正使用防止計画を策定、不正使用計画の実施状況を調査、必要に応じて改善を指示	4-2. 4-4
公開講座実行委員会	研究上の成果とリソースを広く社会に開放し、一般市民の教養の増進と専門知識の修得に資する	公開講座開催に関する事項	A-3
障害学生支援委員会	障害のある学生がその修学について不利益な扱いを受けず、適切な支援を受けられる体制づくりの推進を図る	修学等支援方針にかかる計画の策定にあたっての指導・助言、障害のある学生及び受験者の同定、少額学生修学支援（入学試験における支援を含む）に関する指導・助言	2-4. 2-5. 2-6
国際交流委員会	学生の海外留学及び国外大学との連携について審議・検討	学生の国外留学、国外大学との単位互換及び国外大学の学生の研修受入れに関する事項	2-2.
教職課程専門委員会	教育免許状の取得達成に寄与する	教育課程の全体計画、カリキュラムの編成、その履修方法並びに教育実習の年間計画等を策定し、かつ各部会の連絡調整	3-1. 3-2. 3-3
学芸員課程専門委員会	学芸員資格の取得達成に寄与する	学芸員課程に関するカリキュラムの編成、科目の履修方法等、学芸員資格取得に関する事項	3-1. 3-2. 3-3
司書課程専門委員会	図書館司書資格の取得達成に寄与する	司書課程に関するカリキュラムの編成、科目の履修方法等、司書資格取得に関する事項	3-1. 3-2. 3-3
衣料管理士課程専門委員会	衣料管理士免許状の取得に関する事項	衣料管理士専門課程に関するカリキュラムの編成、科目の履修方法、テキストリアルドバイザー実習関係等、衣料管理士資格取得に関する事項	3-1. 3-2. 3-3
建築・インテリア系資格専門委員会	建築インテリア系資格の取得達成に寄与する	建築・インテリア系受験資格に関するカリキュラムの編成、科目の履修方法、建築・インテリア系受験資格の認定に関する事項、資格取得の支援方法に関する事項	3-1. 3-2. 3-3
文化・語学研修専門委員会	文化・語学研修に関する事項	文化・語学研修の教育方法に関する事項、文化・語学研修の学生指導に関する事項	3-1. 3-2. 3-3.
全学 S D 委員会	職員の役割の意識向上及び能力開発を検討実施	スタッフ・ディベロップメントの方策に関する事項、職員の研修計画の立案並びに実施に関する事項、その他スタッフ・ディベロップメントに関する事項	4-3. 6-1. 6-2. 6-3

表 6-2-3 現状把握のための調査報告書

	報告書名	最新版の発刊年月	発刊の周期
自己点検・ 評価関係	令和5(2023)年度 「学生による授業・カリキュラム改善アンケート」集計結果	令和5(2023)年3月	平成20(2008)年度から開始
	文化学園大学 自己点検・評価報告書-2022年度-	令和5(2023)年8月	平成18(2006)年度より年1回
	全学FD・SD研修会分科会報告書	令和5(2023)年10月	平成19(2007)年度より年1回 平成23(2011)年度より年2回
	2023学生生活調査結果報告書	令和5(2023)年10月	昭和51(1976)年度から2年に1回 平成10(1998)年度から3年に1回
	FD教職員による授業見学ウィーク	令和元(2019)年12月	平成27(2015)年度から年1回または2回
	令和4(2022)年度教職課程自己点検・評価報告書	令和6(2024)年3月	令和5(2023)年度から開始
認証評価	文化学園大学自己点検評価書(平成29年度)	平成29(2017)年6月	平成17(2005)年度より7年以内に1回

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### 1) 大学の委員会・事務局による調査・データの収集と分析

本学独自の『自己点検・評価報告書』のエビデンスとして、検討機関ごとに現状把握のため調査・データ収集を独自に実施したものを使用している(表 6-2-3 参照)。

昭和51(1976)年以来、学生支援委員会と学生課が中心になって3年ごとに実施している「学生生活調査」【資料 6-2-4】は、学生生活の実態を把握するための重要なデータとなっている。

全学FD委員会により平成20(2008)年度から実施されていた「学生による授業評価アンケート」は、平成23(2011)年度以降は調査方法を改善し、平成26(2014)年度からは新たに「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」【資料 6-2-5】として実施することで、教育目的を実現するための有効な資料となっている。

以上に述べた学内の現状把握のための各種調査・データの収集と分析は、主に教学に関係する委員会及び学生部、教務部、就職相談室を中心に実施している。また、高等教育行政等の外部環境の現状把握のための調査・データの収集と分析は、主に教務部(教務課、学事課)を中心に実施されており、これらの部署が本学におけるIR機能の一部を担っている。

### 2) 学園本部総務部企画課による調査・データの収集と分析

『学校法人文化学園 分課分掌業務規程』の第5条第2号に、学園本部総務部企画課の業務及び事務として「各校におけるIR活動(経営・教育・研究に関する学内外の情報の収集・分析及び情報の提供による政策形成の支援)の実施に関すること」を定めている。主な活動としては、全学FD委員会実施の授業評価アンケートの集計・分析の支援、オンライン授業に関するアンケート調査等があり、「大学運営会議」「将来構想委員会」にも参画し、情報の共有も行っている。

このように、学園本部総務部企画課は、大学の調査データの収集と分析の支援をする組織として機能している。

### (3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

現在のところ、本学のIR機能は大学の委員会・事務局の各部署及び学園本部に分散している状況にある。今後は、学部長会が中心となって大学としての主体的・組織的なIRの実施体制と活用体制について検討する。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

6-2-①にも記した通り、本学独自の『自己点検・評価報告書』は「本年度の課題」「取組の結果と点検・評価」「次年度への課題」という PDCA サイクルを取り込んだ構成となっている。同報告書は、各検討機関から提出された内容を全学自己点検・評価委員会で確認し承認する。その後、学園運営会議の確認後に教授会に報告され、年次の自己点検・評価の結果として確定するとともに、次年度の教育研究活動の課題としても教職員間に共有されることになる。

自己点検・評価の結果のうち、全学的な検討を要する基本的課題は、「学部長会」を通じて「大学運営会議」「将来構想委員会」に付託されて議論され、また関連性の強い委員会や会議体にも委任される。各学部学科で検討を要する基本的課題は、「学部長会」を通じて「学部協議会」「学科の会議」に付託され議論される。

一方では、毎年 4 月に行っている「全学 FD・SD 研修会」のテーマとして取り上げられ、学内外の有識者による講演・事例報告や、教職員全員参加の分科会での討議も行われる。それらはさらに報告書としてまとめられ、教職員に周知される【資料 6-3-1～6-3-2】。

##### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学独自の『自己点検・評価報告書』の自己点検・評価検討機関は、毎年見直しを行う。また、令和 7(2025)年度からは日本高等教育評価機構の評価システムが第 4 期となることから、「自己点検・評価検討機関」と「認証評価の基準」との対応表も更新する予定である。

#### 【基準 6 の自己評価】

「将来構想委員会」のもと、組織的な本学の自己点検・評価活動は、本基準の趣旨に沿って実施されており、教育の質保証に資するとともに社会への説明責任を果たすものである。各項目に対応したエビデンスを提示しつつ、事実の説明及び自己評価が適切に実施され、将来計画に結び付けた PDCA サイクルを展開している。

以上のことから、「基準 6. 内部質保証」の基準を満たしている。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 学外連携教育

##### A-1 産学連携・地域連携教育

##### A-1-① 文化学園大学 USR 推進室の取り組み

##### A-1-② 服装学部・造形学部・国際文化学部の取り組み

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 文化学園大学 USR 推進室の取り組み

文化学園大学（以下「本学」）は、①企業や産業、②地域や社会、③卒業生、④在学生、⑤保護者、⑥高校生に対して、大学として積極的に貢献していくことを目的に平成 20(2008)8 月に「USR(University Social Responsibility)推進準備室」を設立した。その後、平成 21(2009)年 11 月に「服装学部 USR 推進室」となり、服装学部を取り巻く環境に対応するため、5 つのワーキンググループを編成して活動を行ってきた。

平成 27(2015)年度には文部科学省 平成 27 年度大学教育再生戦略推進費「AP（大学教育再生加速プログラム）」テーマⅣ長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）に「梅春（うめはる）学期」の新設とその展開－ファッション分野における「グローバル創造力」を持った人材育成のためのプログラム」として応募、採択され、プログラムの推進事務局として USR 推進室に「AP 対応グループ」を新設。学生のグローバル創造力の養成に向けて海外・国内の長期学修プログラムに取り組んでいる。

平成 29(2017)年度から、活動体制を強化し、充実を図るため全学的な体制とし「文化学園大学 USR 推進室」と改称した。平成 31(2019)年度には前年 10 月に渋谷区と学校法人文化学園が S-SAP（シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー）協定を締結したことを背景に S-SAP 対応グループを新設した。

令和 4(2022)年度に 3D 機器の導入やデジタルファッションの開発・試行を目的に、「ファッション・デジタル対応グループ(BFDA)」を新設するとともに、卒業生対応と企業対応グループを統合し「企業・卒業生対応グループ」とした。

現在のグループは、①産学連携 S-SAP 対応グループ、②ファッション・デジタル対応グループ(BFDA)、③地域対応グループ、④AP 対応グループ、⑤社会環境対応グループ、⑥企業・卒業生対応グループであり【資料 A-1-1】、令和 5(2023)年度に各グループが実施した主な事業は、表 A-1-1 の通りである。なお、これらの事業は、文化祭においてパネル展示を行いその成果を公開・発信している。



表 A-1-1 令和 5(2023)年度 文化学園大学 USR 推進室実施事業

グループ名	学外機関等名	内容
産学連携・S-SAP対応	渋谷区	渋谷区まちづくり第一課、産業観光課と連携して社会課題解決型の授業を実施
ファッション・デジタル対応	株式会社アペイル	BFDA未来セミナー第4回「もう一つのアパレル3D「Browzwear」 デジタルツインでこれからの服作り」の開催
	株式会社ワコム	BFDA未来セミナー第5回「誰もがインフルエンサー、ヒーローとファッションの繋がりを」の開催
地域対応	長野県飯山市	コラボレーション科目「学んで発信ふるさとプロデュース2023」を長野県飯山市にて実施
	山梨県甲府市	2024年度から甲府市において新たなコラボレーション科目を開講すべく準備を実施
AP対応	国内	8つのプログラムを募集し、7つのプログラムを実施
	海外	米国(ニューヨーク)2プログラム、オーストラリア1、計3プログラムを実施
社会環境対応		「エコプロ2023」に出展した。コラボレーション科目「エコとファッションについて学ぶ」の成果を発信
企業・卒業生対応		卒業生対応イベント事業(BUNKA会)を実施し、卒業生の来校機会を創出

## A-1-② 服装学部・造形学部・国際文化学部の取り組み

### 1) 服装学部

服装学部は、学生会傘下組織の学生委員会の活動として、ボランティア活動に毎年参画している。

ファッションクリエイション学科は介護用ガウンの製作を行っており、令和 4(2022)年度は東京都善意銀行を通じて 74 団体 1,000 枚と、教職課程履修者が 2 年次に実施している「介護等体験」を行っている実習先 10 団体 100 枚の計 1,100 枚を贈呈している。

御礼とともに使用上のご意見をいただいていることから、ガウンのサイズを増やすなど改善を加え、令和 5(2023)年度は、同銀行や福祉団体を通じて、53 団体に 630 枚を贈呈した。贈呈先よりいただいた御礼文には、改善点の要望もあったので、貴重な意見として次年度の学生へフィードバックし、パターン修正等を行っている【資料 A-1-2】。

ファッション社会学科は、渋谷区内大学近隣清掃ボランティアに参加し、本学～新宿南口までの清掃、本学近隣公園の清掃を 1～4 年次全員で 5 月から翌年 2 月まで、令和元(2019)年度は 29 回行った。コロナ禍においては休止とし、令和 5(2023)年度からは令和元(2019)年度の半分の回数を実施している。

### 2) 造形学部

造形学部では、毎年「学部共通経費」において学外連携教育を実施するための予算措置をして、産学連携教育及び地域連携教育を積極的に推進している。令和 5(2023)年度にこの予算を利用して実施した地域連携型教育及び産学連携型教育は、表 A-1-2 の通りである。

表 A-1-2 令和 5(2023)年度「学部共通経費」により実施した学外連携教育

	学外機関等名	内容
地域連携型教育	「染の小道」実行委員会	新宿中井・落合地域活性化プロジェクト「染の小道」での暖簾制作
	長野県須坂市	古民家再生プロジェクトでの古民家改修・ワークショップの開催
	相馬野馬保存会・南相馬市教育委員会	重要無形民俗文化財「相馬野馬追」の旗指物制作
産学連携型教育	東京ネクタイ協同組合	ネクタイ振興や若い感性の発掘を目的としたネクタイコラボレーション展の実施
	一般社団法人キネコ・フィルム	国際映画祭に関するコラボレーション映像および関連メディアの企画提案
	秋川木材協同組合(東京都あきる野市)	多摩産材を活用した家具・インテリア小物のデザインと制作
	株式会社ニチベイ	デコブラインドのデザインと制作

前述の他に、表 A-1-3 のように学部共通経費によらない通常の実習授業の中でも学外連携教育は積極的に実施している。

表 A-1-3 令和 5(2023)年度「学部共通経費」によらない学外連携教育

学外機関等名	内 容
株式会社白洋舎	商品パッケージのリニューアルデザインの提案
京王プラザホテル	特別イベント「～SDGsをホテルで 楽しく学ぼう！～COLORS GIVING DAYS 衣・食・住に彩りを」SDGsに関連するテーマで制作された学生作品展示
株式会社ビー・エフ・シー	東京クリスマスマーケット(神宮外苑)でのヒュッテ(小屋)屋根のデザイン及び店舗のインテリアデザイン
渋谷区	S-SAP(シブヤ・ソーシャル・アクション・パートナー)である本学と渋谷区との連携によるB・LERGUE「アルバルク東京」への広報等のためのデザイン提案

これらの成果は毎年発行している『造形学年間教育活動報告書 (BZ) 』に掲載し、在学生だけでなくオープンキャンパスに参加した高校生に配布するほか、本学ホームページを通じて広く学内外に公表している【資料 A-1-3】。

### 3) 国際文化学部

国際文化・観光学科は、「プロジェクトセミナーI、II」(2、3年次 各2単位 必修)で地域連携・産学連携教育を積極的に実施しており、近年では渋谷区や小田急電鉄、明治記念館等と連携を図っている。渋谷区とは、笹塚の地域交流・活性化イベントとして3年生が「水道道路沿線の都営住宅 あつまると笹塚・幡ヶ谷を活用したイベント開催によるコミュニティ活性化の試み」をテーマに、北渋プロジェクトと渋谷区まちづくり第一課と連携し、これまで2つのイベントを企画・開催している。

小田急電鉄との産学連携では、沿線の定住人口増加促進のための広報プロジェクト「小田急線、まちとくらし。」の一環として、2年生が街の“すてき”をリサーチ、取材を行い、その結果は同社のSNSを通じて発信している。

明治記念館とは、「今だから推したい。明治記念館・神宮外苑」をテーマに、学生が明治神宮外苑と明治記念館に若者や外国人が訪れたいようなポスターやリーフレットを企画・制作し、明治記念館へ提案した。

他に、表 A-1-3 の産学連携事業も行ってきた。これらは主に衣裳制作や衣裳の展示等で、国際ファッション文化学科の学外連携事業である。

なお、国際ファッション文化学科は、学外連携教育として、令和元(2019)年度まで「卒業イベント」において日本体育大学、武蔵野音楽大学とのコラボレーションを行っていたが、新型コロナ以降は中止となっている。

以上、各学部の取り組みは、いずれも社会と結びついたものであり、学外の意見等が直接学生へフィードバックされるため、学生の主体的な学修として効果を上げている。

表 A-1-4 国際文化学部の学外連携事業

年度	学外機関等名	内 容
令和5 (2023)	京王プラザホテル	特別イベント『～SDGsをホテルで 楽しく学ぼう！～COLORS GIVING DAYS 衣・食・住に彩りを』3年生ファッションショー作成素材をリサイクル使用した作品展示
	セイコーウォッチ株式会社	SEIKOウォッチ「専門すぎる腕時計展」パタンナー専用時計のモニター参加
令和4 (2022)	新国立芸術劇場	本学卒業イベント「カリブ海の手紙」の衣装展示
令和元 (2019)	佐賀県	第43回全国高等学校総合文化祭(2019さが総文)総合開会式 構成劇「蒼天の翼」の衣装制作
	国際ファッション産学推進機構	2019 Tokyo 新人デザイナーファッション大賞 ショーの支援
	京王百貨店 新宿店	スタイリング提案
平成30 (2018)	女声合唱団「幸」	衣装制作
	北竜湖観光協会	第3回「信州・飯山クラフトフェアin北竜湖2018」への出店・販売
	京王百貨店 新宿店	スタイリング提案
	一般社団法人国際文化協会	ミスインターナショナル世界大会日本代表のドレス制作

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は学則第1条に「社会に貢献し得る知的・道徳的及び応用的能力を持った有能な人材を育成する」ことを目的としており、その目的を達成するため、学生の学外での学びや活動を支援している。学生の主体的な学びとして有効であることから、今後はより多くの学生が参加できるよう、さらに他大学や企業等との連携強化を図る。

### 【基準 A の自己評価】

大学の使命・目的の達成のため、学生が主体となって社会や地域との連携に取り組む体制を適切に整えている。

近年は大学の近隣地域（主に渋谷区、新宿区）にある小学校や中学校の職場実習や大学の授業を受講する試み、企業、あるいは地域の町内会等からのさまざまな取り組みへの参加要請を受ける機会も多くなり、学生、教職員が協働して多くの取り組みに積極的に参加し、学生自身の成長にも繋がっている。

本学は、都心立地のキャンパスであるという特色を生かして、今後も学生が大学における学びを通じて社会や地域と繋がりを持ち、社会貢献活動や産官学連携に参加できるように努めたい。

以上のことから「基準A.学外連携教育」を満たし、機能している。

## V. 特記事項

### 1. 大学の人的・物的資源の社会への還元

本学及び社会・産業界の教育・研究活動を支える情報資料を提供する機関として、学園は「文化学園服飾博物館」と「文化学園ファッションリソースセンター」を有している。

「文化学園服飾博物館」は日本及び世界の優れた服飾資料を約 20,000 点収集し、年 4 回の企画展を行って公開している。また、研究目的で所蔵資料を特別に観覧することも可能にしており、服飾及び関連分野の研究に利用され、服飾文化の理解と発展に貢献している。

「文化学園ファッションリソースセンター」は、コスチューム、映像、テキスタイルの資料を収集し、繊維素材から最新のトレンド情報まで、デザイン発想を豊かにする情報を提供する機能を備え、服飾の教育研究に貢献している。

### 2. 国際交流

#### <大学院グローバルファッション専修に関する交流>

大学院生活環境学研究科被服学専攻（博士前期課程）グローバルファッション専修（以下「GFC」）は、平成 24(2012)年度より、英語を使用言語として、アートとデザインの観点からファッション研究を行い、修士の学位が取得できるプログラムを行っている。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、外国籍 64 人、日本国籍 4 人が入学しており、留学生の国籍は令和 4(2022)～令和 6(2024)年度において、アメリカ合衆国、欧州（伊、英、仏、スイス）、アジア（中、韓、印、シンガポール、フィリピン等）その他パラグアイ、北マケドニア等となっており、文化の多様性に富んだ研究教育の場となっている。

このプログラムにより修士の学位が取得できる特徴を生かし、海外 2 校と相互の学位が取得できるダブルディグリー協定を締結して、学生交流を行っている。

一校は、フランスの国立高等装飾美術学校（以下「ENSAD」）で、平成 27(2015)年度から実施している。ENSAD は 5 年制の課程において、4 年次の 1 年間を本学の GFC で学修し、所定の単位を取得したのち、ENSAD で 5 年次の修了作品を制作して、本学と ENSAD の両校で評価し双方の学位を取得できる。同じように、本学大学院の学生は、2 年次の 1 年間を ENSAD で学修して双方の学位を取得できる。もう一校は、中国の浙江理工大学で、同様のダブルディグリー協定を平成 26(2014)年に締結して実施している。これまで ENSAD から 11 人を受入れ、本学から 6 人を派遣している。浙江理工大学からは 10 人を受入れているが、本学からの派遣はこれまでのところない。

#### <IFFTI に関する交流>

23 カ国 55 のファッション関連の高等教育機関が参加している国際組織 IFFTI「国際ファッション工科大学連盟 International Foundation of Fashion Technology Institute」に、設立会員校として本学は日本で唯一の正会員校として加盟（平成 11(1999)年度）しており、加盟と同時に現在に至るまで理事校として活動し、平成 21(2009)年度から平成 25(2013)年度の間は会長校を務めた。このように、本学はファッション教育界の国際ネットワークの中で重要な役割を果たしている。毎年開催される IFFTI の年次大会では、ファッション教育界と関連業界の現状と課題等について研究者や業界関係者がグローバルな視点から情報交換を行い、本学の教員も研究発表を行う等、国際的交流と共通理解のために力を注いでいる。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	大学学則第 1 条に（目的）を定め「文化学園大学は「新しい美と文化の創造」を建学の精神とし、学校教育法の定めるところにより、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究するとともに、社会に貢献し得る知的・道徳的及び応用的能力を持った有能な人材を育成することを目的とする。」と明記している。	1-1
第 85 条	○	大学学則第 4 条に（学部）を定め「服装学部、造形学部、国際文化学部」を置くとしている。また、学部以外の教育研究上の組織として「文化ファッション研究機構」「文化・衣環境学研究所」「文化・住環境学研究所」「文化・ファッションテキスタイル研究所」「和装文化研究所」を設置し、学部の教育研究に寄与している。	1-2
第 87 条	○	大学学則第 6 条に（修業年限）を定め、その年限は 4 年としている。	3-1
第 88 条	○	大学学則第 21 条に（編入学）を定め、別に「文化学園大学編入学生規程」を定めている。編入学生規程の（趣旨）には「本学学部 3 年次に編入志望する者があるとき」としている。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の制度はない。	3-1
第 90 条	○	大学学則第 17 条に（入学資格）を定め、入学予定者には入学資格について確認している。	2-1
第 92 条	○	大学学則第 25 条に（職員）を定め、学長、副学長、教授、准教授、助教、助手、研究員、事務職員を置いている。また第 26 条には、それぞれの職務を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	大学学則第 27 条に教授会を置くことを定め、別に「文化学園大学教授会規程」を定めている。同規程では、教授会の運営について必要な事項について定めている。	4-1
第 104 条	○	大学学則第 10 条第 4 号に定め、学位を授与している。また、大学院学則第 12 条（学位）で、修士と博士の学位の授与について定め、文化学園大学学位規程第 5 条第 2 項では、学位論文を提出することにより、博士の学位を授与することができると規定している。	3-1
第 105 条	—	本学学生以外の者を対象とした特別な課程を編成していない。	3-1
第 108 条	—	本学は短期大学を設置していない。	2-1
第 109 条	○	大学学則第 2 条に（自己点検・評価）を定め、別に「文化学園大学自己点検・評価規程」を定め、自ら点検及び評価を行い、結果を公表している。また、法令を遵守して、政令で定める期間ごとに認証評価機関の評価を受けている。	6-2
第 113 条	○	大学学則第 3 条に（情報の公開）を定め、ホームページ等で公表している。	3-2
第 114 条	○	大学学則第 26 条に（職務）を定め、事務職員については第 9 項、技術職員については第 10 項により、適切に業務を遂行している。	4-1 4-3
第 122 条	○	「文化学園大学編入学生規程」第 3 条第 4 号に定め、高等専門学校を卒業した者の編入学を認めている。	2-1
第 132 条	○	「文化学園大学編入学生規程」第 3 条第 3 号に定め、専修学校の専門課程を修了した者の編入学を認めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	大学学則により規定している。	3-1 3-2

文化学園大学

第 24 条	—	指導要録は対象外。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	大学学則第 36 条に（懲戒）を定め、「文化学園大学の学生懲戒に関する規程」で手続きについて明記している。	4-1
第 28 条	○	担当部署において備えている。	3-2
第 143 条	○	常置委員会の各規程の第 1 条に定め、専門委員会として置くことを明記している。その他の委員会も同様に代議員会としての機能を果たしている。	4-1
第 146 条	○	大学学則第 15 条に（入学前の既修得単位の認定）を定め、他の大学又は短期大学における授業科目（科目等履修生含む）の認定について明記している。	3-1
第 147 条	—	早期卒業の制度はない。	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部等はない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業の制度はない。	3-1
第 150 条	○	大学学則第 17 条に（入学資格）を定めている。	2-1
第 151 条	—	飛び入学の制度はない。	2-1
第 152 条	—	飛び入学の制度はない。	2-1
第 153 条	—	飛び入学の制度はない。	2-1
第 154 条	—	飛び入学の制度はない。	2-1
第 161 条	○	「文化学園大学編入学生規程」を定め、短期大学を卒業した者の入学資格と入学年次について明記している。	2-1
第 162 条	—	外国の大学等に在学した者の転学を認めていない。	2-1
第 163 条	○	大学学則に（学年・学期）を定め、第 32 条と第 33 条に明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	大学学則第 29 条に（科目等履修生）を定め、「文化学園大学科目等履修生規程」で、本人の申し出により履修証明書を交付することを明記している。	3-1
第 164 条	—	本学学生以外の者を対象とした特別の課程はない。	3-1
第 165 条の 2	○	大学全体、学部、学科、研究科・専攻ごとに「3 つのポリシー（本学では「教育のポリシー」）」（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、ホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	大学学則第 2 条に（自己点検・評価）を定め、また「文化学園大学自己点検・評価規程」「文化学園大学外部評価委員会規程」において適切な項目の設定と適当な体制を整えている。	6-2
第 172 条の 2	○	「3 つのポリシー（本学では「教育のポリシー」）」の他、教育研究活動等の状況について、ホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	大学学則第 10 条に（卒業・単位認定・成績評価・学位）を定め、「文化学園大学学位規程」に学士・修士・博士の学位を授与する要件を明記している。	3-1
第 178 条	○	「文化学園大学編入学生規程」の第 2 条に編入学年次を明記し、第 3 条第 4 号に高等専門学校を卒業した者に、編入学生としての入学資格があることを明記している。	2-1
第 186 条	○	「文化学園大学編入学生規程」の第 3 条第 3 号に、専修学校の専門課程を卒業した者に入学資格があることを明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法、大学設置基準等の他、関係法令に定められた水準を満たすのみでなく、教育研究活動等について不断の見直しを行い、その水準を向上するよう努めている。	6-2 6-3

文化学園大学

第2条	○	大学学則第5条に（学部・学科の人材養成目的）を定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	「文化学園大学入学者選抜に関する規程」「文化学園大学入学者選考規程」を定め、アドミッション・ポリシーに基づき、適切な体制のもと、入学者の選抜を行っている。	2-1
第3条	○	各学部は教育研究上適当な規模内容を有し、教員数も法令に基づいた基準を満たしている。	1-2
第4条	○	大学学則第4条に各学部を設置する学科を定め、各学部の教育目的に沿った学科を設置している。	1-2
第5条	—	学科に代わる組織を設置していない。	1-2
第6条	○	大学学則第8条で（附属施設・研究所）を定め、学部以外の教育研究上の基本となる組織として、附属研究所（「文化ファッション研究機構」「文化・衣環境学研究所」「文化・住環境学研究所」「文化・ファッションテキスタイル研究所」「和装文化研究所」）を置き、また、それぞれに規程を整備して運用している。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教員組織はカリキュラム・ポリシーを踏まえ、学部・学科の規模、学位の種類及び分野に応じて必要な教員、及び事務職員等からなる適切な教育研究実施組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	主要授業科目は、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を負う教授、准教授、助教が担当し、実習、実験、演習科目は複数の教員が実施し、助手が補助を行っている。	3-2 4-2
第9条	—	授業を担当しない教員を置いていない。	3-2 4-2
第10条 （旧第13条）	○	教員数は大学設置基準が定める必要数を満たしている。	3-2 4-2
第11条	○	教員については「教員の海外及び国内研修に関する規程」を定めている。事務職員については他機関が主催する事務職員向けの研修会に参加している。指導補助者には研修会を行っている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	「文化学園大学学長選考基準」に定め、適切に審査を行っている。	4-1
第13条	○	「文化学園大学の教員の任用に関する規程」第3条に（教授の資格）を規定し、適切に審査している。	3-2 4-2
第14条	○	「文化学園大学の教員の任用に関する規程」第4条に（准教授の資格）を規定し、適切に審査している。	3-2 4-2
第15条	—	講師を置いていない。	3-2 4-2
第16条	○	「文化学園大学の教員の任用に関する規程」第5条に（助教）を規定し、適切に審査している。	3-2 4-2
第17条	○	「文化学園大学助手規程」を定め、適切に審査している。	3-2 4-2
第18条	○	大学学則第4条に収容定員を定め、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育条件の諸条件を総合的に考慮して適正に管理している。	2-1
第19条	○	大学学則第9条に（授業科目）を定め、カリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第19条の2	—	連携開設科目は設けていない。	3-2
第20条	○	大学学則第9条に（授業科目）を定め、各授業科目と単位数を別表により明記している。また、必修科目、選択科目に分け、各年次にわたって配列した表は「Student's Manual 履修要項」に記載し、ホームページにより公表している。	3-2

文化学園大学

第 21 条	○	大学学則第 12 条に（単位数の計算）を定めている。	3-1
第 22 条	○	大学学則第 33 条第 2 項で、定期試験等の日数を含め、年間の授業日数は 35 週を原則とすることを明記し、運用している。	3-2
第 23 条	○	大学学則第 33 条第 1 項に学期を明記している。1 コマ 100 分として、前期・後期それぞれ 14 週の授業を行っている。	3-2
第 24 条	○	授業の方法及び施設、設備その他の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられる適当な人数としている。	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実験、実習のいずれか、又はこれらの併用により行っている。学生にはそれぞれの授業の方法について、シラバスで公表している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学生に対して授業の方法、内容、一年間の授業の計画を、あらかじめ大学ホームページにより「シラバス」で明示している。学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては基準を明記し、基準に従って適切に行っている。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制を設けていない。	3-2
第 27 条	○	大学学則第 10 条第 2 号に単位認定を定め、「単位履修に関する細則」第 6 条に基づき、厳正かつ公正に評価し、単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	「単位認定に関する細則」第 5 条に、各学年にわたり適切に授業科目を履修するため、1 年間に登録することのできる単位数の上限を定めている（1.2 年次は上限 50 単位、3.4 年次は登録制限なし）。また、1 年次の GPA ポイントが 3.2 以上で優秀な成績で単位を修得したと認められる場合は、2 年次の登録制限をなしとしている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目はない。	3-1
第 28 条	○	大学学則第 13 条に（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）を定め、本学が教育上有益と認めるときは、他の大学等において履修した授業科目修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると明記している。	3-1
第 29 条	○	大学学則第 14 条に（大学以外の教育施設等における学修）を定め、本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が認める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるとし、その単位数は本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする明記している。	3-1
第 30 条	○	大学学則第 15 条に（入学前の既修得単位の認定）を定め、本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学において修得したものとみなし、他大学や他教育施設において履修した授業科目について修得した単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で本学に入学した後の本学における授業科目により修得したものとみなすことができると明記している。	3-1
第 30 条の 2	○	「文化学園大学長期履修制度規程」を定めている。	3-2
第 31 条	○	大学学則第 29 条に（科目等履修生）を定め、当該授業科目の担当教員及び当該学科において適当と認め、本学学生の授業に支障がない場合に入学を認めると明記している。他に手続等詳細については「文化学園大学科目等履修生規程」で定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	大学学則第 10 条に（卒業・単位認定・成績評価・学位）を定めている。卒業の要件は 4 年以上在学し、124 単位以上を修得すること等の要件を明記している。	3-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科なし。	3-1
第 34 条	○	大学設置基準の要件を満たす校地、校舎の敷地を有し、校舎の敷地には、学生が休息できる空地も有している。	2-5
第 35 条	○	校舎と同一敷地内に体育館としての機能も有するホール、校舎に隣接した場所に体育館を設けている。	2-5
第 36 条	○	組織及び規模に応じた設備を備えた校舎を有している。	2-5



文化学園大学

第 37 条	○	校地の面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館は系統的に資料を整備し、基準に則り専門的職員等を配し、設備を備えている。	2-5
第 39 条	—	第 39 条に掲げる学部学科を設置していない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部学科を設置していない。	2-5
第 40 条	○	各学部学科等に必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	二以上の校地はない。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究上の目的を達成するための環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部、学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	○	「文化学園大学学部協議会規程」に「学部共通科目協議会」を置くことを定め、横断的な分野に係る教育課程について協議している。	3-2
第 42 条	—	専門職学科は設置していない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科は設置していない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科は設置していない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科は設置していない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科は設置していない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科は設置していない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科は設置していない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科は設置していない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科は設置していない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科は設置していない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程は実施していない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程は実施していない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程は実施していない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程は実施していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程は実施していない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程は実施していない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程は実施していない。	2-5
第 49 条の 2	—	この規定に該当する教育課程を編成していない。	3-2
第 49 条の 3	—	この規定に該当する教育課程を編成していない。	4-2
第 49 条の 4	—	この規定に該当する教育課程を編成していない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設けていない。	1-2
第 59 条	—	本学は大学院大学ではない。	2-5
第 61 条	—	新たな大学等を設置しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	文化学園大学学位規程第 3 条に（学士の学位授与の要件）を定め、本学を卒業した者に対して行うことを明記している。	3-1
第 10 条	○	文化学園大学学位規程第 2 条に（学位の種類）を定め、学士の学位には、学部学科により専攻分野の名称を付記することを明記している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程に関する学位授与はない。	3-1
第 13 条	○	大学学則及び文化学園大学学位規程に定め、変更があった場合は文部科学大臣に報告している。	3-1

文化学園大学

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、寄附行為第 35 条に中期計画について明記し、事業報告、決算書等と共に、ホームページ上に公開している。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止については、寄附行為第 8 条、第 17 条第 13 項、第 19 条第 3 項、第 22 条第 12 項に明記している。 また、学校法人会計基準に則り、関連当事者との取引調査を行っている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備付け及び閲覧については、寄附行為第 38 条第 2 項に明記している。	5-1
第 35 条	○	役員については、寄附行為 6 条に明記している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	役員は寄附行為第 6 条、第 7 条に基づいて適切に選任されている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、寄附行為第 17 条に明記している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については、寄附行為第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条に明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、寄附行為第 7 条、第 8 条に明記している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止については、寄附行為第 7 条に明記している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄附行為第 10 条、第 15 条に明記している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、寄附行為第 22 条に明記している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項については、寄附行為第 24 条に明記している。 同条各号の事項については、理事長は評議員会の意見を聴いている。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等については、寄附行為第 25 条に明記している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、寄附行為第 26 条に明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する賠償責任については、寄附行為第 20 条、第 21 条に明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第 3 者に対する損害賠償については、寄附行為第 20 条、第 21 条に明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任については、寄附行為第 19 条第 2 項及び第 3 項に明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	役員賠償保険契約については、更新の際に理事会決議を得ている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更については、寄附行為第 46 条に明記している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については寄附行為 35 条に明記している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 37 条に明記している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 38 条に明記している。	5-1
第 48 条	○	役員の報酬については、寄附行為第 40 条に明記している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度については、寄附行為第 42 条に明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については、寄附行為第 39 条に明記している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に（目的）を定め、「文化学園大学の各学部の教	1-1

文化学園大学

		育を基礎に、被服学・生活環境学・国際文化に関するより高度な学術の理論を教授研究するとともに、これを応用・展開する能力を涵養し、文化の進展に寄与することのできる人材を育成することを目的とする」と明記している。	
第 100 条	○	大学院学則第 4 条に（専攻）を定め、設置する研究科と専攻について明記している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 15 条に（入学資格）を定め、博士前期課程、修士課程、博士後期課程の入学資格について明記している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 15 条に（入学資格）を定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 15 条に（入学資格）を定めている。	2-1
第 157 条	—	早期入学を認めていない。	2-1
第 158 条	—	早期入学を認めていない。	2-1
第 159 条	—	早期入学を認めていない。	2-1
第 160 条	—	早期入学を認めていない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準の他、関係する法令に定められた基準を満たし、自己点検・評価活動に取り組み、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 5 条に（研究科・専攻の人材養成目的）を定め、教育研究上の目的も定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者受け入れの方針については、「アドミッション・ポリシー」に基づき、適正に行っている。同ポリシーは大学院募集要項、大学ホームページで公開している。出願者は、必ず志望分野の担当教員との事前相談を行い、研究テーマ・内容について、相談と確認を行うこととしている（募集要項に明記）。入学者選抜については、大学院を担当する教授で構成する入試判定会議を行い、適切な体制を整えている。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 4 条に本学大学院に設置する課程について定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設置していない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 5 条に本学大学院の博士前期課程、修士課程の人材養成目的を定め、第 6 条に（修業年限）を定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 5 条に本学大学院の博士後期課程の人材養成目的を定め、第 6 条に（修業年限）を定めている。	1-2
第 5 条	○	各研究科及び専攻は教育研究上適切な規模であり、教員数等も法令に定められた基準を満たしている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 4 条に研究科に設置する専攻を定めている。	1-2
第 7 条	○	研究科は、各学部の教育を基礎に設置されており、大学附置の研究所等も含めて、適切な連携を図っている。	1-2
第 7 条の 2	—	共同教育課程を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の基本組織を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 21 条に（職員）を定めている。	2-2 2-3 2-4 3-2

文化学園大学

			4-1 4-2 4-3
第9条	○	文部科学大臣の定めを遵守し、教員を置いている。	3-2 4-2
第9条の3	○	本学大学院教員は学部と兼務している。そのため文化学園大学における「教員の海外及び国内研修に関する規程」のもと、研修の機会を設けている。事務職員については他機関が主催する事務職員向けの研修会に参加している。授業科目を補助する者には研修会を行っている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第4条に収容定員を定めている。	2-1
第11条	○	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき、自ら授業科目を開設し、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第12条	○	当該授業科目を担当する教員の他、「文化学園大学ティーチング・アシスタント規程」に基づき、本大学院学生が教育的配慮のもと、実験、実習、演習等の教育的補助業務を行っている。また、当該授業科目を担当する教員の計画に基づき、担当教員以外の教員に授業を分担させている。	2-2 3-2
第13条	—	他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めていない。	2-2 3-2
第14条	○	教育上特別の必要があると担当教員が認めた場合は、学生と協議のうえ、特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。	3-2
第14条の2	○	年度ごとの授業開始前に「シラバス」を公開し、一年間の授業及び修士課程と博士前期課程の研究指導の計画を、あらかじめ明示している。 大学院学則第10条に（試験及び成績評価）を定め、成績評価の基準を明記し、学位論文に係る評価並びに修了の認定については、文化学園大学学位規程に明示している。	3-1
第15条	○	大学院学則別表1に各授業科目、単位数、第8条に単位認定、第24条に科目等履修生、第28条に授業日数、授業期間を定め、適切に運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第11条に（修了）を定め、第2項、第3項、第4項に大学院博士前期課程、修士課程の修了要件を明記している。	3-1
第17条	○	大学院学則第11条に（修了）を定め、第1項に大学院博士後期課程の修了要件を明記している。	3-1
第19条	○	教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室を備えている。大学院生専用の自習室も備えている。	2-5
第20条	○	研究科又は専攻の種類、教員及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第21条	○	研究科及び専攻の種類に応じ、必要な図書等を系統的に整備している。	2-5
第22条	○	教育研究上支障を生じない範囲で、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共有している。	2-5
第22条の2	—	二以上の校地はない。	2-5
第22条の3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保している。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科及び専攻の名称は、それぞれの教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第23条	—	独立大学院を設置していない。	1-1 1-2
第24条	—	独立大学院を設置していない。	2-5
第25条	—	通信教育課程を設置していない。	3-2
第26条	—	通信教育課程を設置していない。	3-2

文化学園大学

第 27 条	—	通信教育課程を設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程を設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程を設置していない。	2-5
第 30 条	—	通信教育課程を設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連携課程実施基本組織を設置していない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を編成していない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を編成していない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を編成していない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成していない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していない。	4-2
第 42 条	○	学会における発表や、RA 等で、修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培う機会を設けている。	2-3
第 43 条	○	授業料、入学科は募集要項、ホームページで公開している。 修学に係る経済的負担の軽減を図る措置（文化学園大学大学院特別奨励金規程、根岸愛子特別奨学金規程）は、ホームページで公開している。	2-4
第 45 条	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設けていない。	1-2
第 46 条	—	新たに設置する大学院及び研究科等はない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1

文化学園大学

第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	文化学園大学学位規程第 4 条に（修士の学位授与の要件）、第 14 条に（学位授与の議決）、第 16 条に（学位の授与）を定め、適切に運用している。	3-1
第 4 条	○	文化学園大学学位規程第 5 条に（博士の学位授与の要件）、第 14 条に（学位授与の議決）、第 16 条に（学位の授与）を定め、適切に運用している。	3-1
第 5 条	○	文化学園大学学位規程第 9 条に（学位論文の審査）を定め、他の大学院の教員等を審査委員に加えることができると明記している。 この場合、大学院研究科委員会で審査を行い、同委員会において承認された場合に限り、論文審査委員を委嘱している。	3-1
第 12 条	○	文化学園大学学位規程第 20 条に（学位授与の報告）を定め、当該学位を授与した日から 3 カ月以内に文部科学大臣に報告している。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2

文化学園大学

第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人文化学園 寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	文化学園大学 入学案内 2025		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	2024 年度 文化学園大学学則 2024 年度 文化学園大学大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	入試情報 2024 2024 年度 各入学試験要項		
【資料 F-5】	学生便覧		
	Student's Manual 履修要項 2024		



文化学園大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	2024(令和 6)年度 学校法人文化学園 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023(令和 5)年度 学校法人文化学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	文化学園大学ホームページ	
	交通アクセス <a href="https://bwu.bunka.ac.jp/access/">https://bwu.bunka.ac.jp/access/</a> 学内施設 <a href="https://bwu.bunka.ac.jp/campus-life/facility.php">https://bwu.bunka.ac.jp/campus-life/facility.php</a>	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧及び規程集（電子データ）	
	学校法人文化学園 規程集 文化学園大学 規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人文化学園 役員（理事・監査） / 評議員 名簿 / 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類及び監事監査報告書（令和元年度～令和 5 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	Student's Manual 履修要項 2024 <a href="https://saas.actibookone.com/content/detail?param=evJjb250ZW50TnVtIjozNTY2OH0=&amp;detailFlg=1&amp;pNo=1">https://saas.actibookone.com/content/detail?param=evJjb250ZW50TnVtIjozNTY2OH0=&amp;detailFlg=1&amp;pNo=1</a>	
	文化学園大学ホームページ Web シラバス <a href="https://cpwuwweb.bunka-wu.ac.jp/public/web/syllabus/WebSyllabusKensaku/ui/WSL_SyllabusKensaku.aspx">https://cpwuwweb.bunka-wu.ac.jp/public/web/syllabus/WebSyllabusKensaku/ui/WSL_SyllabusKensaku.aspx</a>	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	文化学園大学ホームページ 教育のポリシー	
	アドミッション・ポリシー <a href="https://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php">https://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php</a>	
	カリキュラム・ポリシー <a href="https://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php">https://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php</a>	
【資料 F-14】	ディプロマ・ポリシー <a href="https://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php">https://bwu.bunka.ac.jp/outline/policy.php</a>	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
【資料 F-15】	文化学園大学現代文化学部応用健康心理学科【届出】設置に係る設置計画履行状況報告書	
	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	Student's Manual 履修要項 2024 3 ページ 「建学の精神」	【資料 F-5】参照
	文化学園大学 入学案内 2025 表紙裏「建学の精神」	【資料 F-2】参照
【資料 1-1-2】	文化学園大学ホームページ 「建学の精神」 / 「教育と研究の目的」 <a href="https://bwu.bunka.ac.jp/outline/spirit.php">https://bwu.bunka.ac.jp/outline/spirit.php</a>	
【資料 1-1-3】	学校法人文化学園 文化学園大学一ド	
【資料 1-1-4】	文化学園大学 中期計画（2023 年度～2027 年度）	
【資料 1-1-5】	全学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 1-1-6】	文化学園大学自己点検・評価規程	
【資料 1-1-7】	自己点検・評価報告書－2022 年度－	

文化学園大学

【資料 1-1-8】	2023 年度文化学園大学大学院 大学院セミナーアンケートまとめ	
【資料 1-1-9】	文化学園大学将来構想委員会規程	
【資料 1-1-10】	文化学園大学運営会議規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人文化学園 学園運営会議規程	
【資料 1-2-2】	学校法人文化学園 組織機構図	
【資料 1-2-3】	文化学園大学大学院生活環境学研究科委員会規程 文化学園大学大学院国際文化研究科委員会規程	
【資料 1-2-4】	教育のポリシー（三つのポリシー）	【資料 F-13】 参照
【資料 1-2-5】	文化学園大学 2024 年度 オリエンテーション・健康診断スケジュール	
【資料 1-2-6】	2024 学生手帳	
【資料 1-2-7】	キャンパスライフガイド 2 ページ「建学の精神」 <a href="https://saas.actibookone.com/content/detail?param=eyJjb250ZW50TnVtLjoxNjg3Njh9&amp;detailFlg=1&amp;pNo=1">https://saas.actibookone.com/content/detail?param=eyJjb250ZW50TnVtLjoxNjg3Njh9&amp;detailFlg=1&amp;pNo=1</a>	
【資料 1-2-8】	文化学園大学大学院パンフレット 2025	
【資料 1-2-9】	求人のための案内 ー求人のお申込みについてー	
【資料 1-2-10】	文化学園大学 第 37 回 ホームカミングデー—Program—	
【資料 1-2-11】	文化学園大学学部長会規程	
【資料 1-2-12】	学校法人文化学園 第二期中期計画（2023-2027）	
【資料 1-2-13】	文化学園大学研究室一覧 2024 年 4 月 1 日	
【資料 1-2-14】	若手教職員を交えた将来構想委員会 2024(令和 6)年以降の教育体制の在り方に関する提案 最終報告	
【資料 1-2-15】	文化学園大学 入学案内 2025 「副専攻プログラム」について 23 ページ	【資料 F-2】 参照

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	教育のポリシー（三つのポリシー）アドミッション・ポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 2-1-2】	文化学園大学学部長会規程	【資料 1-2-11】 参照
【資料 2-1-3】	文化学園大学運営会議規程	【資料 1-1-10】 参照
【資料 2-1-4】	文化学園大学入学試験要項等 オープンキャンパス等の案内	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-5】	文化学園大学入学者選考規程	
【資料 2-1-6】	文化学園大学入学者選抜に関する規程	
【資料 2-1-7】	2023 年 文化学園大学 入学事前教育プログラム 結果報告書	
【資料 2-1-8】	2023 学生生活調査結果報告書	
【資料 2-1-9】	入試対策委員会規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2024 年度 全学 FD・SD 研修会 プログラム等	
【資料 2-2-2】	2024 年度 文化学園大学 全学 FD・SD 研修会 春の分科会報告書	
【資料 2-2-3】	2023 年度 文化学園大学 全学 FD・SD 研修会 秋の分科会報告書	
【資料 2-2-4】	2024 年度 文化学園大学クラス担任・副担任一覧	

文化学園大学

【資料 2-2-5】	文化学園大学 2024 年度 オリエンテーション・健康診断スケジュール	【資料 1-2-5】 参照
【資料 2-2-6】	保護者宛 成績郵送の手紙 成績表（履修単位状況記載簿）の送付について	
【資料 2-2-7】	文化学園大学大学院生活環境学研究科委員会規程 文化学園大学大学院国際文化研究科委員会規程	【資料 1-2-3】 参照
【資料 2-2-8】	文化学園大学大学院 第 36 回 大学院セミナー （日程・中間発表プログラム等記載）	
【資料 2-2-9】	文化学園大学ティーチング・アシスタント規程 ティーチング・アシスタント（TA）申請に関する申合せ事項	
【資料 2-2-10】	文化学園大学ステューデント・アシスタント規程 ステューデント・アシスタントに関する申合せ事項	
【資料 2-2-11】	学校法人文化学園 障害学生支援規程	
【資料 2-2-12】	文化学園大学障害学生支援委員会規程	
【資料 2-2-13】	学校法人文化学園 障害学生支援委員会規程	
【資料 2-2-14】	学部長会（2023.4.10 資料） 退学者・除籍者数/中途退学理由内訳	
【資料 2-2-15】	文化学園大学大学院特別奨励金規程	
【資料 2-2-16】	根岸愛子特別奨学金規程	
【資料 2-2-17】	（新入生向け）はじめての履修登録！！ <a href="https://drive.google.com/file/d/1H1Wu6MuwQ4iE3DsBWIZ9W0a-NisAo1o4/view?usp=drive_link">https://drive.google.com/file/d/1H1Wu6MuwQ4iE3DsBWIZ9W0a-NisAo1o4/view?usp=drive_link</a>	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2023 年度 単位制インターンシップについて	
【資料 2-3-2】	就職委員会規程	
【資料 2-3-3】	PLACEMENT GUIDE（就職活動の手引き） <a href="https://pg-shushoku.bunka.ac.jp/">https://pg-shushoku.bunka.ac.jp/</a>	
【資料 2-3-4】	建築・インテリア系資格専門委員会規程	
【資料 2-3-5】	建築・インテリア関連資格に関するアンケート	
【資料 2-3-6】	2023 年度大学院特別講義 A・B 授業日程	
【資料 2-3-7】	文化学園大学リサーチ・アシスタント規程	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	文化学園大学 2024 年度 オリエンテーション・健康診断スケジュール	【資料 1-2-5】 参照
【資料 2-4-2】	学校法人文化学園 学生生活支援室規程	
【資料 2-4-3】	健康管理センターと学生生活支援室の所在を示す配置図 （学生手帳「キャンパス案内」A 館 4 階のコピー）	
【資料 2-4-4】	文化学園大学学生会規約	
【資料 2-4-5】	2023 年度 サミット会議 「私たちが学生生活をもっと充実させるくない？」	
【資料 2-4-6】	2023 年度 文化祭会場案内	
【資料 2-4-7】	学生支援委員会規程	
【資料 2-4-8】	文化学園国際交流センター規程	組織については 【資料 1-2-2】参照
【資料 2-4-9】	学校法人文化学園 ハラスメント防止等に関する規程 学外相談窓口の情報及び運用について 文化学園 ハラスメント問題対応フロー	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	文化学園大学の校地及び校舎等の位置関係及び一覧	
【資料 2-5-2】	学園保有施設維持管理（FM）マニュアル 分課分掌業務規程に基づく業務分担表（簡易版）	
【資料 2-5-3】	文化学園大学図書館規程 文化学園図書館リーフレット	

文化学園大学

【資料 2-5-4】	A 館 11 階 コンピュータ実習室の所在を示す配置図 (学生手帳「キャンパス案内」A 館 11 階のコピー)	
【資料 2-5-5】	オープンメディアルーム (利用方法等) <a href="https://omr112.bunka.ac.jp/">https://omr112.bunka.ac.jp/</a>	
【資料 2-5-6】	文化学園新都心キャンパス バリアフリーマップ (2023 年 10 月版)	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2023 年度 学生によるカリキュラム・授業改善アンケートの 実施等に関する資料	
【資料 2-6-2】	2022 年度「全学 FD・SD 研修会」プログラム	
【資料 2-6-3】	令和 5(2023)年度「全学 FD 委員会と学生代表との懇談」記録	
【資料 2-6-4】	2023 年度 学生会リーダーズトレーニング プログラム	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2024 年度 文化学園大学学則 第 1 条 (目的)、第 5 条 (学部・学科の人材養成目的) 2024 年度 文化学園大学大学院学則 第 1 条 (目的)、第 5 条 (研究科・専攻の人材養成目的)	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-2】	教育のポリシー (三つのポリシー) ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】参照
【資料 3-1-3】	文化学園大学運営会議規程	【資料 1-1-10】 参照
【資料 3-1-4】	2024 年度 文化学園大学学則 2024 年度 文化学園大学大学院学則	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-5】	文化学園大学学位規程	
【資料 3-1-6】	Student's Manual 履修要項 2024 14 ページ 「単位履修に関する細則」	【資料 F-5】参照
【資料 3-1-7】	文化学園大学ホームページ「年間授業日程表」 <a href="https://bwu.bunka.ac.jp/campus-life/images/pdf/campus_calendar.pdf">https://bwu.bunka.ac.jp/campus-life/images/pdf/campus_calendar.pdf</a>	
【資料 3-1-8】	2024 学生手帳	【資料 1-2-6】参照
【資料 3-1-9】	Student's Manual 履修要項 2024 22 ページ 「GPA 制度について」	【資料 F-5】参照
【資料 3-1-10】	2024 年度 文化学園大学学則 第 13 条 (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等) 第 14 条 (大学以外の教育施設等における学修) 第 15 条 (入学前の既修得単位の認定) 2024 年度 文化学園大学大学院学則 第 9 条 (本大学院入学前の既修得単位の認定)	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-11】	文化学園大学学籍移動に関する細則 Student's Manual 履修要項 2024 119 ページ 「学籍移動に関する細則について」	Student's Manual については【資料 F-5】参照
【資料 3-1-12】	2024 年度 文化学園大学学則 第 10 条 (卒業・単位認定・成績評価・学位) 2024 年度 文化学園大学大学院学則 第 11 条 (修了)	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-13】	Student's Manual 履修要項 2024 14 ページ 「単位履修に関する細則」第 5 条、第 6 条	【資料 F-5】参照
【資料 3-1-14】	文化学園大学編入学生規程	
【資料 3-1-15】	文化学園大学大学院 学位論文審査基準	

文化学園大学

【資料 3-1-16】	令和 5(2023)年度における学位論文審査関係一式	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	教育のポリシー (三つのポリシー) カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】 参照
【資料 3-2-2】	教育のポリシー (三つのポリシー) ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-2-3】	教育のポリシー (三つのポリシー) アドミッション・ポリシー	
【資料 3-2-4】	Student's Manual 履修要項 2024 各学科のカリキュラム体系図 服装学部ファッションクリエイション学科 34～35 ページ 服装学部ファッション社会学科 44～45 ページ 造形学部デザイン・造形学科 52～53 ページ 造形学部建築・インテリア学科 62～63 ページ 国際文化学部国際文化・観光学科 70～71 ページ 国際文化学部国際ファッション文化学科 77～79 ページ	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-5】	Web シラバス 2024 年度 Web シラバス調整に関するワーキンググループメンバー一覧 各学科シラバスチェックシート Web シラバス (教員用) 操作手順書 第 9 版	Web シラバスについては【資料 F-12】参照
【資料 3-2-6】	文化学園大学学部協議会規程 第 5 条 (学部共通科目協議会)	
【資料 3-2-7】	タイムシフト科目についてー現状と課題ー	
【資料 3-2-8】	2024 年度 コラボレーション科目一覧	
【資料 3-2-9】	2022 年度、2023 年度 AP 長期学外学修プログラム事業実績	
【資料 3-2-10】	服装学部ファッションクリエイション学科 4 年次ファッションショー 2023 年度「未来に繋がる原動力」パンフレット	
【資料 3-2-11】	国際文化学部国際ファッション文化学科 3 年次ファッションショー 2023 年度「旦」パンフレット	
【資料 3-2-12】	国際文化学部国際ファッション文化学科 4 年次卒業イベント 2023 年度「Dracula」パンフレット	
【資料 3-2-13】	文化学園大学大学院 第 36 回 大学院セミナー (日程・中間発表プログラム等記載)	【資料 2-2-8】 参照
【資料 3-2-14】	造形学部デザイン・造形学科 若手中堅将来構想委員会 報告について	
【資料 3-2-15】	2023～2027 年度の学科の中期計画 WG 検討について (造形学部建築・インテリア学科)	
【資料 3-2-16】	文化学園大学 生成 AI 等利用ガイドライン<第 1 版>	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2023 年度 学生によるカリキュラム・授業改善アンケートの実施等に関する資料	【資料 2-6-1】 参照
【資料 3-3-2】	2019 年度 前期・後期 FD 教職員による授業見学ウィークの実施に関する資料	
【資料 3-3-3】	2023 学生生活調査結果報告書	【資料 2-1-8】参照
【資料 3-3-4】	2024 年度 文化学園大学委員会委員一覧表	
【資料 3-3-5】	教職課程専門委員会規程	
【資料 3-3-6】	学芸員課程専門委員会規程	
【資料 3-3-7】	司書課程専門委員会規程	
【資料 3-3-8】	衣料管理士課程専門委員会規程	
【資料 3-3-9】	建築・インテリア系資格専門委員会規程	【資料 2-3-4】参照
【資料 3-3-10】	2023 年度 服装学部 ラーニングポートフォリオ実施科目一覧	
【資料 3-3-11】	2023 年度 造形学部 ラーニングポートフォリオ実施科目一覧	
【資料 3-3-12】	2023 年度 国際文化学部 ラーニングポートフォリオ実施科目一覧	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	文化学園大学学部長会規程	【資料 1-2-11】 参照
【資料 4-1-2】	文化学園大学運営会議規程	【資料 1-1-10】 参照
【資料 4-1-3】	文化学園大学将来構想委員会規程	【資料 1-1-9】 参照
【資料 4-1-4】	文化学園大学教授会規程	
【資料 4-1-5】	2024 年度 文化学園大学学則 第 27 条 (教授会)	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-6】	2024 年度 文化学園大学大学院学則 第 22 条 (研究科委員会)	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-7】	文化学園大学大学院生活環境学研究科委員会規程 文化学園大学大学院国際文化研究科委員会規程	【資料 1-2-3】 参照
【資料 4-1-8】	2024 年度 文化学園大学委員会委員一覧表	【資料 3-3-4】 参照
【資料 4-1-9】	学校法人文化学園 分課分掌業務規程	
【資料 4-1-10】	学校法人文化学園 職員就業規程	
【資料 4-1-11】	学校法人文化学園 職能資格制度規程	
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-1】	文化学園大学特任教員に関する規程	
【資料 4-2-2】	文化学園大学の教員の任用に関する規程	
【資料 4-2-3】	文化学園大学教授会規程 第 8 条 (特定事項の先任審議)	【資料 4-1-4】 参照
【資料 4-2-4】	全学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 1-1-5】 参照
【資料 4-2-5】	2024 年度 教育改革支援助成金事業応募要領	
【資料 4-2-6】	文化・衣環境学研究所規程	
【資料 4-2-7】	文化・住環境学研究所規程	
【資料 4-2-8】	文化・ファッションテキスタイル研究所規程	
【資料 4-2-9】	和装文化研究所規程	
【資料 4-2-10】	文化ファッション研究機構規程	
【資料 4-2-11】	学校法人文化学園 組織機構図	【資料 1-2-2】 参照
<b>4-3. 職員の研修</b>		
【資料 4-3-1】	全学スタッフ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-3-2】	2023 年度 全学 SD 研修会報告書	
【資料 4-3-3】	2023 年度 学外団体主催研修会等参加報告書	
【資料 4-3-4】	学校法人文化学園 人事考課規則	
【資料 4-3-5】	学校法人文化学園 職員研修規程	
【資料 4-3-6】	学校法人文化学園 学園研修委員会規程	
<b>4-4. 研究支援</b>		
【資料 4-4-1】	文化学園大学図書館規程 文化学園図書館リーフレット	【資料 2-5-3】 参照
【資料 4-4-2】	文化学園服飾博物館規程 文化学園服飾博物館リーフレット	
【資料 4-4-3】	文化学園ファッションリソースセンター規程 文化学園ファッションリソースセンターだより No.41	
【資料 4-4-4】	2023 年度 文化学園大学学内研究発表会 プログラム 要旨集	
【資料 4-4-5】	文化学園大学紀要 第 55 集 <a href="https://bwu.bunka.ac.jp/wp-content/uploads/2021/03/kiyo_55.pdf">https://bwu.bunka.ac.jp/wp-content/uploads/2021/03/kiyo_55.pdf</a>	
【資料 4-4-6】	文化・住環境学研究所報「しつらい」Vol.10 2024	
【資料 4-4-7】	学校法人文化学園 知財センター規程 学校法人文化学園 知財センター運営委員会規程	
【資料 4-4-8】	文化学園大学研究活動行動規範	

文化学園大学

【資料 4-4-9】	文化学園大学研究活動の不正防止及び公正性の確保に関する規程	
【資料 4-4-10】	文化学園大学研究活動不正防止委員会規程	
【資料 4-4-11】	2023 年度 研究倫理研修会資料「研究倫理啓発のために (9)」	
【資料 4-4-12】	2023 年度 コンプライアンス研修会資料 「大学におけるコンプライアンス」	
【資料 4-4-13】	2023 年度「文化学園大学の研究活動不正防止に係る情報共有と 意見交換」議事録	
【資料 4-4-14】	文化学園大学研究倫理規程	
【資料 4-4-15】	文化学園大学研究公正委員会規程	
【資料 4-4-16】	文化学園大学教員研究費運用準則	
【資料 4-4-17】	文化ファッション研究機構若手教員研究奨励金規程 2024 年度 文化ファッション研究機構若手教員研究奨励金 応募要領	
【資料 4-4-18】	2024 年度 文化ファッション研究機構 学園内公募型共同研究公募要領	
【資料 4-4-19】	2024 年度 文化・衣環境学研究所 「学内研究プロジェクト助成金」公募要領	
【資料 4-4-20】	2024 年度 文化・住環境学研究所 「共同研究」の公募 公募要領	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人文化学園 寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 5-1-2】	学校法人文化学園 書類閲覧規程	
【資料 5-1-3】	学校法人文化学園 ホームページ <a href="https://www.bunka.ac.jp/">https://www.bunka.ac.jp/</a>	
【資料 5-1-4】	教育情報の公表 <a href="https://bwu.bunka.ac.jp/outline/kyoiku-joho_kouhyou.php">https://bwu.bunka.ac.jp/outline/kyoiku-joho_kouhyou.php</a>	
【資料 5-1-5】	教職課程情報の公表 <a href="https://bwu.bunka.ac.jp/outline/images/pdf/kvovsyoku_01.pdf">https://bwu.bunka.ac.jp/outline/images/pdf/kvovsyoku_01.pdf</a>	
【資料 5-1-6】	学校法人文化学園 職員就業規程	【資料 4-1-10】参照
【資料 5-1-7】	学校法人文化学園 公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-8】	学校法人文化学園 学園運営会議規程	【資料 1-2-1】参照
【資料 5-1-9】	学校法人文化学園 ハラスメント防止等に関する規程	【資料 2-4-9】参照
【資料 5-1-10】	学外相談窓口の情報及び運用について	【資料 2-4-9】参照
【資料 5-1-11】	文化学園 ハラスメント問題対応フロー図	【資料 2-4-9】参照
【資料 5-1-12】	学校法人文化学園 ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-13】	学校法人文化学園 個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-14】	学校法人文化学園 個人情報保護委員会規程	
【資料 5-1-15】	緊急通報ボタンについて (2017.5.1)	
【資料 5-1-16】	学校法人文化学園 防災委員会規程	
【資料 5-1-17】	文化学園総合消防訓練計画書	
【資料 5-1-18】	学校法人文化学園 感染症対策委員会規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人文化学園 寄附行為 第 17 条 (理事会)	【資料 F-1】参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	文化学園大学教授会規程 第 3 条 (開催)	【資料 4-1-4】参照
【資料 5-3-2】	学園運営会議、学園・学校部長会 出席メンバー表	
【資料 5-3-3】	学校法人文化学園 監事監査規程	

文化学園大学

【資料 5-3-4】	学校法人文化学園 監事監査実施細則	
【資料 5-3-5】	学校法人文化学園 寄附行為 第 25 条(評議員会の意見具申等)	【資料 F-1】 参照
【資料 5-3-6】	学校法人文化学園 評議員名簿	【資料 F-10】 参照
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	2024 (令和 6) 年度 学校法人文化学園 事業計画	【資料 F-6】 参照
【資料 5-4-2】	資金収支中長期財務計画	
【資料 5-4-3】	事業活動別中長期財務計画	
【資料 5-4-4】	学校法人文化学園 資金運用規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人文化学園 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人文化学園 監査室監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	文化学園大学自己点検・評価規程	【資料 1-1-6】 参照
【資料 6-1-2】	文化学園大学将来構想委員会規程	【資料 1-1-9】 参照
【資料 6-1-3】	全学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 1-1-5】 参照
【資料 6-1-4】	2024 年度 文化学園大学委員会委員一覧表	【資料 3-3-4】 参照
【資料 6-1-5】	文化学園大学教授会規程	【資料 4-1-4】 参照
【資料 6-1-6】	文化学園大学大学院生活環境学研究科委員会規程 文化学園大学大学院国際文化研究科委員会規程	【資料 1-2-3】 参照
【資料 6-1-7】	文化学園大学運営会議規程	【資料 1-1-10】 参照
【資料 6-1-8】	文化学園大学学部長会規程	【資料 1-2-11】 参照
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価報告書-2022 年度-	【資料 1-1-7】 参照
【資料 6-2-2】	学校法人文化学園 学園運営会議規程	【資料 1-2-1】 参照
【資料 6-2-3】	文化学園大学外部評価委員会規程 2018、2019、2022、2023 年度の外部評価委員会議事録	
【資料 6-2-4】	2023 学生生活調査結果報告書	【資料 2-1-8】 参照
【資料 6-2-5】	2023 年度 学生によるカリキュラム・授業改善 アンケートの実施等に関する資料	【資料 2-6-1】 参照
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2024 年度 文化学園大学 全学 FD・SD 研修会 春の分科会報告書	【資料 2-2-2】 参照
【資料 6-3-2】	2023 年度 文化学園大学 全学 FD・SD 研修会 秋の分科会報告書	【資料 2-2-3】 参照

基準 A. 学外連携教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 産学連携・地域連携教育		
【資料 A-1-1】	2024 年度 USR 推進室 組織体制図	
【資料 A-1-2】	ボランティア活動 マルチガウン製作 <a href="https://bwu.bunka.ac.jp/info/2023/02/16086">https://bwu.bunka.ac.jp/info/2023/02/16086</a>	
【資料 A-1-3】	文化学園大学造形学部 年間教育活動報告集 BUNKA ZOUKEI 2021~2023	